

害を蒙るのは止むを得ないと逆襲した。

瑞典政府は英國政府を経て、エチオピア駐劄英國公使に調査を依頼したが、一月六日瑞典政府は、右爆撃事件に關する、當時の赤十字野戰病院長ハイランダーの證言を發表した。右に依れば當時野戰病院の附近には、武装したエチオピア兵は一兵も駐屯して居なかつたに拘らず爆撃が加へられ、其の結果「野戰病院の全天幕は壊滅に歸し、殊に手術場に當てられて居た天幕の如きは、實に四百五十に上る彈痕を止めるに至り、伊軍爆撃による死者は收容中の患者二十八名に及んだ」と云ふ。

右の外伊軍の赤十字隊空襲事件が相次いで起り、一月四日にはダガブール近郊に於て、埃及エチオピア合同赤十字隊が空襲を受けた事件あり、又一月十五日にはデシエの北方に於て、英國赤十字班野戰病院が、三臺の伊太利飛行機から、前後一時間に亘つて爆撃を受けた。この時伊太利飛行機は、焼夷彈を投下した爲め、附近一帶の民家は折からの烈風に火災を發し、多數の死傷者を出し、死者は主として老人、婦女、小兒で慘狀を極めたと云ふ。

### 第十節 石油制裁問題

伊太利に對する經濟的制裁として、調整委員會の採擇した輸出禁止品目は武器、軍需品、馬匹、ゴム、

鐵鑛等であるが、之等は未だ以て伊太利の軍事行動を抑制するに足らないものである。其處で加奈陀は一九三五年十一月二日、十八人委員會に對し石油、石炭、鐵、鋼等の輸出禁止を提案し、十一月四日の委員會に於て、右の品目は、之を有効に禁止し得るが如き事態に至らば、之を「提案第四」の輸出禁止品目中に追加すべき旨を決議した。この決議は「提案第四A」と稱せられて居る。

その後伊太利政府は、石油制裁に對して所謂焦土外交を以て反對し、他方には英佛新和協案の問題があつて、石油制裁問題の審議は暫く停頓し、十二月十一日には制裁十八人委員會議長ヴァスコネロスは同委員會開催の無期延期を公表した。

然るに新和協案は、十二月十二日の十八人委員會、及び十九日の理事會に於て、葬り去られたるにより、同日の理事會に於て、十三人委員會が復活せしめられ、又十八人委員會が再會せられることとなつた。

一九三六年一月二十二日の十八人委員會は、石油及びその變形物、副産物及び殘滓の取引及び運輸に關し、専門的の審査を行はしめ、之に對し、輸出禁止を實行することの効果に就き研究せしめられため、専門家委員會を任命することを決議した。

右に基く専門家委員會は墨國委員を議長とし、英佛蘇等十三ヶ國委員を以て構成せられ、二月三日



より會合し、更に小委員會を設けて研究の結果、二月十二日第一次報告書を作成した。その要點は、(一)伊太利の有ゆる現在の石油貯藏量は今後三ヶ月半を支ふるに過ぎず、(二)石油制裁には米國の協力を必要とする、(三)代用品として利用可能なる酒精及びベンゾールの禁輸をも實行することが効果的である、(四)迂路による取引及び石油運送船の賣買をも取締る必要がある、と云ふにある。尙ほ參考のため、右石油専門家委員會の二月十二日附報告の結論全文を左に掲載する。

#### 専門家委員會報告の結論

専門家委員會はその下に設けたる各小委員會の報告を審査の結果左の結論に到達せり。

#### イ、輸入

一九三二年より一九三四年に亘る、伊國の石油類取得量は、平均年二百五十萬噸にして、其の内百七十五萬噸は燃料油なり。右取得量は漸増の傾向を示し、一九三一年には二百萬噸なりしが、一九三四年には三百萬噸に達せり。一九三五年に至り約三百八十萬噸に達せるが、右増加量八十萬噸の約四割、三十萬噸は、其の原因を貯藏が増加せることに歸するを得べし。

#### ロ、消費

一九三五年以前に於ては、伊國は石油の異常なる貯藏を行はざりしものの如く、従つて一九三四年末迄は、同國の消費量は購入總量と殆んど同一なりと推定するを得べし。伊國の消費量は毎年一三パーセントの増加を示し居る處、一九三五年に於ても同様の増加を示したるものと假定し、それに工業上及び軍事上の消費の増加を考慮に入る

る時、同年の消費量は三百五十萬噸に達せるものと認めらる。戰場に於ける使用は同年の終五ヶ月に於ては、毎月二萬乃至三萬噸なりしなるべく、前記推定額は之をも包含す。

#### ハ、貯藏

一九三四年末貯藏總量は、恐らく六週間乃至二ヶ月の供給量、即ち四十萬乃至六十萬噸に該當すべし。右數量に一九三五年度購入量と消費推定量の差三十萬噸を加ふるときは、一九三五年十二月三十一日に於ける貯藏量として、七十萬乃至八十萬噸の數字を得。右貯藏量は一九三六年一月中に多分五萬噸増加せるに付、一月末に於ける貯藏量は約二ヶ月半乃至三ヶ月の消費量に該當すべし。

禁輸が實施せられたりとせば、實施の際運輸の途中にあるもの、即ち約十五日の供給量に當るものを、貯藏量に追加するを要すべし。

#### ニ、供給の源泉

世界の石油市場に對する主要供給地は、コロンビヤ、北米合衆國、蘭領東印度、イラク、イラン、墨國、ペルー、羅馬尼、トリニダード、蘇聯邦及びヴェネズエラなり。右諸國は北米合衆國を除き全部統制委員會に代表を參加せしめ居れり。

主要輸出國はヴェネズエラ及び北米合衆國なる處、ヴェネズエラよりは直接伊國に向け輸出せられず。多量の同國産原油は蘭領西印度に於て精製せられたる上、同地より伊國に輸出せらる。

北米合衆國が輸出し得る石油類の數量は、伊國の需要量を遙かに超過し居る處、過去數年間に於て、米國より伊國に向け輸出せられたる石油類は、比較的多からず。左表は一九三一年より一九三四年に亘る期間に於て、伊國へ



の供給總量に對する米國供給量の平均比率なり。

石油	一四、九
揮發油	九、四
燈火油	五、二
燃料油	三、五
塗油	四八、三
總計	六、六

最近數ヶ月米國の對伊輸出は著しく増加せる處、右増加が繼續すべきや、或は一種の制限が事實上設けらるるや、吾人の識るところに非ず。若し米國が實效ある制限を施行する以上、右米國の制限が絶對禁輸たると或は一九三五年前の米國輸出品の限度迄輸出を制限するものたるは敢へて問ふところに非ず。

ホ、代用物

伊國はアルコール、ベンゾール等の如き代用品の生産及び利用に就て、既に或程度の經驗を有するを以て、揮發油に關しては最も容易に節約を爲すを得べし。伊國に於ける之等代用品の生産増加若くは輸入の増加の結果毎年十萬噸程度の節約は可能なるべし。尤も爆發物の製造に要するアルコール又はベンゾールの需要増大するときは、勿論前記數字の減少を伴ふこととなるべし。内燃機用油及び燃料油は伊國の輸入する石油類の重要部分を占むるものなる處、之等生産物の相當量を、代用品に依りて置き換ふることは可能ならざるべし。伊國が石炭を更に輸入し得る條件の下に、或る程度迄石炭を以て燃料油の代用を爲すことは可能なるべし。塗油に就ては、制限せられたる範

圍内に於て、植物若くは動物性油を以て代用すること可能なるべし。

輸入に依り揮發油の代用品を取得するの途あるに付、若し石油類に對し禁輸が施行せらるる場合、工業用アルコール及びベンゾールをも包含せしむる様、禁輸の範圍を擴大するを要すべし。

ヘ、運輸

伊國がメキシコ灣の諸港より石油の供給を受くる場合、伊國船に依り最少限百七十五萬噸（即ち一九三五年度に於ける伊國消費料の五〇パーセント）を運輸するを得べく、右數額は場合に依りては二百萬噸に増加するを得べし。伊國の現在の消費量は年額三百五十萬噸なる處、若し節約を實現し得ざるものとせば、伊國は二十二萬五千噸より幾分多くの外國船舶を自國の運輸用に使用せざるべからず。

統制委員會の諸國が運輸の禁止を實施する場合にも、尙ほ米獨兩國の船舶を利用するを得べし。獨逸の石油運送船中大西洋を航行し得るものにして、且つ伊國向運輸に利用し得るものは約九萬噸にして、米國船舶中沿岸航行に使用せられざるものは、季節に依り異なるも、三十萬噸乃至五十萬噸なり。若し右兩國籍石油運送船が、伊國の用に供せられたる場合、右運送船の船主が、更に統制委員會の諸國より備船することに依り、伊國の用に供せられたる船舶の補充を行ふに就ては障害なし。統制委員會諸國に屬する運送船中、現在伊國向石油の運送に従事しつつあるものは右目的の爲め使用し得ることとなるべし。其の他運送船中構造を變じたるもの現在三十四萬噸存する處、其の内半分は再び就役し得べし。尙建造中の運送船四十三萬五千噸あり。

伊國向石油運送の禁止が有効に行はるる爲めには、非聯盟國が監督の措置を執ること必要なる次第なるが、右監督の措置が講ぜられざる場合に於ても、聯盟國が運輸の禁止を實施するときは、伊國向石油の運送は現在に比し困



難且つ高價となるべし。

右禁止の方法として最も實際的なるは、(イ)禁止を実施せざる國に對し運送船の賣却を禁ずると共に、(ロ)右運送船が伊國に向ふことを禁止するにあり。

ト、石油の禁輸を決定する場合、石油に關しては迂路に依る取引が特に重要性を有するに付、委員會は右迂路に依る取引、就中自由港の利用を防止するに必要な措置を、豫め考慮するの要あることを特に指摘す。

右報告を得たる調整委員會議長は、之を各聯盟國及び非聯盟國に送附し、右の報告審査の爲め、三月二十日、十八人委員會を開催したが、其の直前に、佛外相フランダンの和協手續に關する新提案あり、之に基いて三月三日、十三人委員會の和平勸告文が發せられたので、當分事態を見送ることゝなつた。

その間に石油専門家委員會は、三月七日、左の要領の第二回報告を作成した。

#### 石油専門委員會の第二回報告

委員會は審議の結果、石油制裁を実施する場合には、左の措置を執ることが適當なりとの結論に達した。

(イ) 輸出禁止品目を左の通りとす。

(一) 石油、石油變形物、副産物及び殘滓 (二) 粗製及び精製ベンゾール (三) メチルアルコール (四) エチルアルコール (五) 前記諸物質の混合物

(ロ) 自國籍の石油運送船が直接間接に伊太利國籍に轉ずることを認めざること、又原則として伊太利港灣に入るこ

とを禁止すること。

聯盟としては伊エ紛争を取扱ふこと既に一年以上、制裁を決議して既に五ヶ月、未だ目立ちたる効果もなく、各國とも既に倦怠の色あり、世界は最早聯盟の爲すなきを知り、聯盟主義を高調する各國代表の演説は、經文の如く、唯空虚なる響を人の耳に與ふるに過ぎざるに至つた。折柄三月七日、突如として歐洲に新たな波紋を興へた、獨逸のロカルノ條約廢棄問題が発生し、石油制裁問題は暫く忘れられた形となつた。

### 第十一節 新和協示唆案

十八人委員會は、石油制裁専門家委員會の報告審査の爲め、三月二日會議を開いたが、石油問題の討議に先だち、佛外相フランダンは、新たに和協手續に關し提案し、「伊エ兩國軍が戦闘を開始して以來既に半歳、近代的兵器の下に慘禍相繼ぐ有様なのは洵に遺憾に堪へない。聯盟理事會の數次の和平工作は盡く失敗に歸したが、最近伊太利軍が赫々たる戰勝を收めた結果、ムツソリニ首相も今は、和平工作に對し、充分考慮を拂ふことゝ信ずる。和平工作に斡旋することは、國際聯盟本來の使命であるから、各國代表も同意されたい」と述べた。



右に對し各國代表の賛成あり、英外相イーデンは、石油制裁案は之が爲め終止せず、同時に準備を進める必要あることを指摘して、同案に賛成した。依つて翌三月三日十三人委員會が開かれ、何等の議論なく、左記要領の勸告文を伊エ兩國に送附することに決定した。

## 勸告文

十三人委員會は、理事會が十二月十九日の決議に依り附與した委任に基き、兩紛爭當事國に對し戰鬪を速かに停止し、終局的平和を回復する爲め、規約の精神に則り、即時交渉を開始する様切に訴ふ。委員會は兩國政府の回答を聽く爲め三月十日再會す。

曩に十二月十九日の理事會が、所謂英佛和協案を葬り去るの決議をなした時、十三人委員會(理事會各代表より伊太利を除く)を復活することに決定したことは前記の通りであるが、その際理事會は十三人委員會に對し「紛爭の全體に就き規約の精神に則り、審議せんことを」委囑したので、これに基いて十三人委員會から右の勸告文が發せられることになつたのである。右勸告文は直ちに伊エ兩國に發送せられたが、エチオピア皇帝は三月五日附を以て、アヴノール聯盟事務總長に親電を寄せ、十三人委員會の和平提案を受諾し、規約の精神に基き、聯盟の機構内に於て、講和交渉を開始する用意のあることを回答した。

次いで伊太利政府も三月八日、在ジュネーブ伊太利代表より、十三人委員會議長に對し、紛爭解決に

關する交渉に應ずることに主義上異存なき旨を書面を以て通達した。

兩國政府が和協示唆案を受諾した結果、制裁十八人委員會は議事を停止することに決定した。

フランデンの提言に基く和協示唆案に對しエチオピアは無條件に、伊太利は原則的に、之を受諾し、同時に伊太利政府は、エチオピア遠征軍に對し戰鬪中止の命令を發したと傳へられたが、事實上伊太利の軍事行動は依然として繼續したのみならず、此の頃から遠征軍の活動は著しく活潑となり、北軍は四月一日長驅してゴンダールを占領し、更に進んで首府アヂス・アベバに空襲を加へ、四月五日にはクオーラムを占領し、敗走するエチオピア軍を追撃し、デシエを目指して驍進するに至つた。茲に於てゴンダール、デシエの土人軍は、反亂を起して續々伊太利軍に投降し、ハイレ・セラシエ帝は、寢返りを打つた地方部族の手に捕へられることを恐れられ、その美髯を剃り落して逃亡せられたと傳へられた。又伊太利南軍も著しく進出して、三月二十日にはジアチより、アヂス・アベバに至る鐵道線路より程遠からぬハラール市附近を爆撃した。

伊軍戰勝の報に伊太利市民は歡呼熱狂し、ムツソリニ首相も平和條件に對する從來の考へを改め、態度は頗る硬化した如く察せられた。



## 第十二節 十三人委員會の小田原評議

三月十日開催の豫定であつた十三人委員會は、一時開會延期となつて居たが、三月二十三日ロンドンに於て開會し、左記二項の決議を採擇した。

(一)十三人委員會は三月三日附決議に對する兩當事國の回答を了承し、議長に於て、事務總長の援助の下に、兩當事國と接觸し、且つ委員會をして出來得る限り速かに、兩當事國を接近せしめ、聯盟の機構内に於て規約の精神に遵ひ、速かに戦闘を中止し、終局的平和を回復せしめ得る爲め、必要なる有ゆる措置を採る様、議長に委囑す。

(二)毒ガスの使用に關するエチオピア政府の訴狀に對し、伊太利政府の注意を喚起せんため、議長より伊國政府に書面を發せんことを委囑す。

右決議は何れも申譯のものに過ぎない。(一)の如きは全く無意味で、今更議長に和平解決の任務を委囑する迄もなく、之は始から理事會の任務である。(二)の毒ガス使用に關するエチオピアの訴狀といふのは、在佛エチオピア公使より聯盟事務總長に宛てた、三月二十日附の書翰を指すもので、同書翰は簡單に「伊太利が規約に違反して戦争を行ふのみならず、赤十字救護班を破壊し、毒ガスを使用する等の暴舉を敢へてしつゝあるが故に、之を終止せしむる様、有效なる措置を執らんことを聯盟に要求する」ことを記載して居る。右書翰に指摘するが如き伊太利軍の行動は既に周知の事實となり、

殊にその使用する毒ガスは、エチオピア軍及び非戦闘員に非常な慘害を與へたと云はれて居るので、聯盟も之を默殺する譯には行かなくなつたのである。然し乍ら右決議の如く、單に議長から伊太利政府に對し注意喚起の書面を送つても、嫌に釘程の利目もないことは始めから知れて居ることである。十三人委員會は四月八日ジュネーブに戻つて再開せられた。八日は秘密會議であつたが、劈頭から英外相イーデンは、伊太利軍の毒ガス使用を強く難詰し、其の結果専門委員をして調査せしむることになつた。

同九日引續いて秘密會合を開き、先づ伊太利軍の毒ガス使用に關する専門委員會の報告が提出せられた。其の内容は左の如くであつた。

十三人委員會は、毒ガス戦並に細菌戦に關するエチオピア政府の訴へに付検討したが、結局十三人委員會は、講和交渉の促進を本來の使命として居るもので、戦争手段を調査し、其の結果に基き制裁を強化することは、權限外と思惟するとの結論に到着した。

専門委員の報告が右の如くであつたに拘らず、イーデン外相は十三人委員會が伊エ兩國に對し、非人道的戦争手段の停止を要請することの至當なるを主張し、結局之を要請することになり、要請案文を可決した。右案文は比較的簡單で「十三人委員會は兩交戰國に對し、其の公約及び國際法の諸原則に對する一切の違反を阻止する爲め、有ゆる手段を講ずる様要請する。尙ほ十三人委員會は、之に對



し兩交戦國が保障を與へんことを希望す」と云ふのである。

四月十日更に秘密會議を開き、マダリアガ議長から、エチオピアのマリアム公使及び伊太利のアロイヂ男との會見顛末に關する報告を聴取した。

右報告によれば、マリアム公使は、エチオピア政府が十三人委員會議長及び聯盟事務總長の兩名がオプザーヴァとして立會ふこと及び聯盟機構内に於て交渉を行ふことを條件として、伊太利政府と直接交渉に應ずるの用意あることを言明した。又マダリアガ議長はアロイヂ男に對し、伊エ兩國間に講和交渉を開始する様申出でた處、右に就てはマダリアガ議長が直接ムツソリニ首相と會談せられたい、然しムツソリニ首相はエチオピアとの直接交渉に反對ではないと答へたと云ふ。

右報告に次いでイーデン外相は、氏一流の理想論を唱へ、伊エ直接交渉開始の曉には、十三人委員會はオプザーヴァとして出席する聯盟代表を支持し、交渉の進捗を監視する義務があると述べ、マダリアガ議長も之に賛意を表したが、フランダン佛外相は強硬に反對意見を主張し、十三人委員會は伊エ兩國の直接交渉に容喙すべきでない。同交渉の開始中は十三人委員會は休會すべきであると述べ、この問題は未解決に終つた。

十三人委員會は右を以て十六日まで休會し、其の間にマダリアガ議長とアヴノール事務總長とは伊

エ兩國代表と會見し、講和直接交渉に關する兩國政府の意向を再び聴取し、十六日十三人委員會を開いて其の経過を報告することになつた。

### 第十三節 和協工作の決裂

マダリアガ議長及びアヴノール事務總長とアロイヂ男との間に往復のあつた後、アロイヂ男は四月十六日伊太利政府の講和交渉案を左の通り提示した。

(一) 休戦案は伊エ兩軍の現地司令部間に直接交渉を以て取極める。但し伊太利軍は安全保障のためエチオピア軍の武装解除を要求する。

(二) 伊エ兩國政府は夫々全權代表を任命し、ジュネーブ以外の地に於て講和會議を開催する。會議地としてはローザンヌを希望する。

(三) 右會議には一九〇六年十二月英佛伊三國間に、エチオピア國內に於ける權益に就き協定を遂げた事實に鑑み、英佛兩國代表の参加を容認するが、交渉に容喙することは許さない。

(四) 聯盟は右會議にオプザーヴァを派遣することを得、但し交渉に容喙することを許さない。

右伊太利政府の講和交渉案は、マダリアガ議長よりマリアム公使に通達されたが、エチオピア政府は左の反駁通牒を十三人委員會に提出した。



(一)伊太利の提出した交渉案は全く聯盟の存在を無視した暴論である。斯かる提案が容認され先例とならば、弱小國は正に風前の燈と同様の運命に陥らう。エチオピア政府は斯る危険なる講和手續に對し斷然反對する。

(二)エチオピア政府は單に國際聯盟の諸原則が執行されることを要請するに過ぎない。之等諸原則は各國代表が數次に亘り、堅持を公約した處である。佛國政府の如きも之が擁護を力説したではないか。國際聯盟は全機構を動員して當然の責務を果す可き時である。

十三人委員會は四月十六日秘密會を開き、伊エ兩國政府の和協態度に就き協議したが、結局直ちに和協工作を打切らず、今一應マダリアガ議長が伊太利代表と會見し、伊太利講和案の緩和を要請することになつた。

翌十七日の十三人委員會に於て、劈頭マダリアガ委員長は、和協工作の不成立に終つたことを報告し、左の通り述べた。

十三人委員會の決定に基きアロイデ男と會見し、講和交渉案の緩和を求めた處、同男は本國政府に請訓の結果幾分當初の提案を緩和したが、エチオピア代表ウォルデ・マリアム公使は、伊太利の緩和案をも斷然拒絕した爲め、交渉は遂に決裂に歸した。但しマリアム公使は聯盟の精神に基き且つ聯盟の機構内に於て、講和交渉に應ずる用意ある旨を重ねて力説した。

各國代表は伊太利の提案が、國際聯盟規約の精神及び規定と相容れぬといふことに意見一致し、和

協工作の決裂を認め、その経過の報告書を四月二十日の理事會に提出するに決定した。

四月十八日の十三人委員會は、右理事會に提出すべき和協失敗に關するマダリアガ議長の経過報告書を、全會一致を以て採擇し、一先づ同委員會を閉會した。報告書の内容は以上記載する處と重複するも、事件の経過を明瞭にする爲め、その要旨を左に掲ぐ。

#### 報告書要旨

伊エ紛争開始以來、聯盟國は制裁實施の傍、規約の機構内に於て、兩當事國の協定に依り、紛争解決促進の希望を絶えず表明し來れり。

十二月十九日理事會は十三人委員會に對し、事態の全體に付、研究方を依頼し、一月二十三日委員會は、理事會宛報告中に、現状は規約の機構内に於ける紛争解決に適せざることを認めたり。

三月五日十三人委員會は兩當事國に對し、即時交渉開始方に付切に訴へたる處、エ國政府は同日之を承認する旨、又伊太利は八日主義上受諾の旨回答せり。

三月二十三日倫敦に於ける十三人委員會は、議長に對し、事務總長の援助の下に、兩當事國と接觸するの任務を授けたり。右決議に基く最初の應酬は四月四日附議長報告に記載せらる。

四月八日委員會は前記報告を了承し、議長と兩當事國代表との會談を、復活祭後に開始方を決定せり。尙ほ議長の羅馬行に就ては、壽府に於ける會談前は何れとも決定せざることとせり。

エ國代表は議長に對し、同國が不當の侵略の犠牲者なること、聯盟の機構内にあらざれば、伊太利と交渉の意思なく、飽迄戦ふ決心なること、聯盟國に於て、其の責任を自覺し、伊太利の戦闘行爲を速かに止めしむる爲め、制



裁を實施せんことを求むる趣旨を明かにせり。

四月十五日議長と伊國代表間に會談行はれたるが、其の要旨左の如し。

一、伊國政府は戦闘終止の交渉即時開始方を終局的に受諾す。戦闘の終止は、休戦若しくは講和豫備條約に依るべきものなる處、休戦の交渉は軍司令に依りて行はれざるべからず、且つ其の主たる目的は、軍の安全確保なるに付、之が爲めの障碍は、豫備條約の爲めの要求以上に出づべく、且つ交渉は同じ程度に永引くべし。

仍て伊國政府は、委員會の勸に應ずる爲め、講和豫備條約の交渉を即時開始せんことを宣明す。

二、伊國代表部は、右交渉が、軍事行動の結果生ぜる現状を基礎として爲されざるべからざることを指摘せざるを得ず。委員會は和協を試みんとする以上、現實の情勢を承認するものなるべし。伊國は委員會に對し、此の點を認定せんことを求めざるも、之を看過せざらんことを望む。

三、以上の理由に依り、此の情勢に適應する唯一の方法は、直接交渉なりと思惟す。伊國代表部は委員會に對し、交渉に關する情報供給上の有ゆる方法を攻究する用意あり。

交渉の場所としてはウーシー（瑞西）を推す。

四、伊國代表部は、此の機會に於て、交渉の結果同國政府が聯盟と積極的干與を爲し得るに至らんことを希望す。

此の通報を受けたるエ國政府は伊國の見解を拒否し、委員會が（一）伊國が聯盟の機構内に於て、交渉方を受諾せざりしことを認定し、（二）第十六條の制裁全部を適用し、エ國を援助せんことを要求せり。

更に伊國代表は、前記三の委員會に對する情報供給の點に關し、伊國代表部は委員會が交渉の發展狀況を承知することに同意し、委員會は交渉の成果に付、隨時追報を受くべく、且つ兩當事國が有用と認むるときは、委員會を

して、之に協力せしむる用意あり。

尙ほ協定成立せば、委員會に報告を爲すべきは當然なりとの説明を與へたり。

委員會は前記伊國の最後の決定を、エ國側に通報することを適當なりと認めたる處、同國代表は、右が第一次伊國提案に比し大なる變更無きこと、制裁の全般的適用を遷延せざる爲め、委員會が速かに、伊國は交渉開始を受諾せざりしことを認定せんことを切望する旨回答せり。十七日の會議に於て、委員會は全般的事態につき審議せる結果、議長に與へられたる當事國との接觸の任務は完了されたりと認めざるを得ざること、又戦闘終止及び平和克復の希望は目下の所抛棄せざるを得ざることと認定せり。一月二十三日理事會の採擇せる十三人委員會報告中に、目下の所委員會としては、十二月十九日附理事會の委任に基き、事態を注視する外なき旨を述べたる處、當時の狀況は今日も存続す。

兩當事國より、相手國が國際法並に道徳に違反せりとの告發が、絶えず行はれたるは遺憾なり。伊軍の毒瓦斯使用に關するエ國政府の提訴は、特に頻繁となりしが、伊國政府は此の申立に應答せざりし爲め、委員會は議長をして、伊國政府に照會の書翰を發せしめたり。之に對する四月三日附伊國政府回答は、委員會に斯かる權限ありやの點を留保し、他方エ國側に於ける國際法違反の戰爭手段の使用、並に其の殘忍行爲に付、エ國政府の注意を喚起せるや否やを反問せり。委員會は四月九日、兩當事國に對して、國際法違反行爲を止むべく有ゆる手段を盡さんことを要請せり。之に對し四月十一日伊國政府は、伊軍は常に國際法を遵守す。國際法の遵守は相互的たるべく、伊軍はエ軍の行へる野蠻行爲を許容するものにあらずと爲し、エ國政府は、伊軍の國際法違反行爲にも拘らず、報復をも差控へたり、但し個人的に、伊軍の非人道的行爲に對し、反撃を行へる事實はあるべしと回答せり。他方委員會



は、赤十字國際委員會に對し、國際條約違反云々の調査を依頼し、同委員會が之を拒むや、十三人委員會は、赤字が其の中立性の故を以て、聯盟の依頼せる調査を拒否したるを意外と爲す旨の書翰を發せり。

#### 第十四節 和協失敗承認の理事會

和協工作失敗の經過報告を受けるため、四月二十日理事會は、先づ秘密會を以て開會し、十三人委員會議長マダリアガは、前掲の經過報告書を朗讀した。右報告後之に關し、兩當事國代表の意見が開陳せられた。

伊太利代表アロイヂ男の演說要旨は、左の通りである。

十三人委員會の要請に對し、伊太利政府はエチオピア政府との直接交渉を要求するが、その經過を十三人委員會に逐一報告するに吝でない。抑々聯盟規約は死文ではない。正義の觀念に基き、流動的な文明の進歩を考慮に容れて聯盟規約の合理的運用を圖ることは、國家の急務である。伊太利が直接交渉を主張するのも、要するに國際政治の現實に基くもので、斷じて聯盟規約の主旨に違反しない。伊太利は又講和交渉に先立ち戰鬪行爲を中止することを拒否したが、伊太利が之を中止すれば、エチオピアはその間に軍の強化、立直しを計るであらう。要するに伊太利の提案は和協達成の最善の方策である。エチオピアがこれを拒否した以上、和協工作失敗の責任は、専らエチオピア政府に歸せられねばならない。

次にエチオピア代表ウオルデ・マリラム公使は、左の通り述べた。

十三人委員會が講和停戦を要請するや、伊太利政府は原則上右要請を受諾した。然し乍ら伊太利政府は、戰鬪行爲を停止する誠意も無く、講和交渉を開始する熱意も無い。委員會の要請を受諾したのは、要するに制裁案の擴大強化、就中石油斷交案を遷延して、その間侵略工作を進めようとの意圖に他ならない。エチオピア政府は聯盟の原則に基き、且つ聯盟の機構内に於て遂行される限り、一切の和協工作に協力するに吝でないが、伊太利政府今回の提案は、全く聯盟の存在を無視した暴舉であり、エチオピア政府としては絶対に受諾出来ない。かくの如き提案が受諾されるならば、弱小聯盟國にとつて危険千萬な先例とならう。既に聯盟理事會は伊太利政府に對して、侵略國の裁斷を下してゐるではないか。聯盟は今や全機構を總動員して、規約第十六條の制裁案を全面的に發動し、侵略國が最後の勝利を収めるを、斷乎阻止せねばならない。

理事會は二十日午後引續いて公開會議を開き、各國代表の演說が行はれた。英國のイーデン外相は先づ立つて、和協工作が失敗に歸したことは、英國政府の最も遺憾とする處であり、英國政府は飽く迄「集團的安全保障制度」を堅持するもので、各國が制裁案の擴大強化を必要とするならば、英國政府は飽く迄之を支持する決心であると思得を切り、更に伊太利軍の毒ガス使用を非難し、世界人道の爲め、之を排撃せざるべからずと熱辯を振つた。

續いて各國代表の大同小異の演說あり、午後十時より再開された會議に於て、和協工作の決裂を認め、規約違反の戰爭が繼續しつゝあることを遺憾とし、毒ガス使用禁止を要請する左記決議が當事國



を除く全會一致を以て可決せられた。

### 決議

理事會は十三人委員會の報告を了承し、

委員會が兩當事國に對し、聯盟の機構内に於て、規約の精神に基き速かに戦闘を中止し、平和を恢復せんが爲め、要請を爲したることを承認し、且つ之を更新し、

三月五日エチオピア政府が右要請に對し、「交渉は規約の精神に基き聯盟の機構内に於て爲さるべきこと」を回答せることを確認し、

又三月八日伊國政府は原則上交渉開始を受諾せるも、十三人委員會議長及び事務總長の得たる情報に依れば、委員會の和協の努力は成功せざりしことを遺憾とし、

右の如くして戦闘中止を實現することを得ず、戦争は規約違反と宣言せられ、且つ聯盟國として規約上の義務を履行せざるべからざるが如き状態に於て、繼續しつゝあることを遺憾とし、

總ての國家の協力を要する現状に於て、伊國がエ國との紛争解決に當り、原聯盟國及び常任理事國として有することを當然期待せらるゝ精神を以て臨む様、伊國に對し最大の要請を爲す。

兩當事國は、毒瓦斯使用に關する一九二五年の議定書及び兩國が當事國たる戦闘行為に關する國際諸條約に依り、拘束せらるゝことを想起し、署名國全部が、之等諸條約に重要性を認めたることを強調す。

エチオピア代表マリウム公使は右決議の採擇に當りその意見を開陳し、「伊太利は國際法を無視し、傍若無八の侵略戦争を繼續して居るに拘らず、理事會はこの事實に目を蔽ひ、右決議案中に伊太利政

府が國際法を無視したことに言及して居ないのは遺憾である。この際聯盟が被侵略國の援助の爲め、聯盟規約の全條項を發動しないならば、弱小聯盟國に對し恐る可き悪例を残すことゝならう」と述べたが顧みられず、決議案は伊太利代表の反對を除き、全會一致を以て通過した。

和協工作失敗の電報を受けたエチオピア政府當局は、左の如き聲明を發表した。

エチオピア政府は最早や國際聯盟の援助に期待することが出来ない。エチオピア政府は國際聯盟の最近の處置を甚だ遺憾とするものであるが、事慮此處に至つた以上、我々は全く自國のみに依つて、敵軍を防拒する一途あるのみである。エチオピア軍は今や南北から進撃し來たる伊太利軍を中途に迎へて、最後の死力を盡して、之を撃破せんとするのであるが、アヂス・アベバ市そのものは「防禦せられざる都市」である。萬一伊太利軍が中途に於ける我が防禦陣を突破する場合には、アヂス・アベバ市は最早や軍事的に防禦の手段が無い。

エチオピアの覺悟は悲壯である。エチオピアは今漸く聯盟の援助を見切つて、自力のみに依つて最後の死力を盡すの覺悟を極めた。然し乍らそれは既に遅かつた。最初から聯盟を頼らず、相當の處で見切りをつけたなら、國土の全部を失ふに至らず、幾分位は保持して或程度の獨立を保ち得たであらう。所謂春秋の筆法を以てせば、エチオピアを亡したものは、國際聯盟であると云はなければならぬ。



## 第十五節 アヂス・アベバの陥落

一時戦況不振に陥つて居た伊太利遠征軍は、二月下旬より活潑な運動を開始し、北軍はアクスムを陥れた後は破竹の勢を以て進軍し、四月一日にはゴンダールを陥れ、同三日にはツアナ湖畔に達し、四日にはアヂス・アベバ市の空襲を敢行し、又四月五日クオーラムを占領し、直ちにデシエに迫つた。斯くして首府アヂス・アベバは屢々敵軍の空襲を蒙り、その陥落の近きに迫つた爲め、ハイレ・セラシエ帝は、一九三六年五月二日、遂に一族重臣を率ひて佛領ジブチ港に逃れ、同地より英國軍艦に搭乘してパレスティンに向はれた。

皇帝蒙難の後アヂス・アベバの市街は行政警察の機關停止し、隨所に放火、奪略、暴行が行はれ、在留外國人は夫れ々の公使館内に避難し、自衛の策を講じた。

斯かる間に五月五日伊太利軍はアヂス・アベバに入城し、總司令官バドリオ將軍も續いて晴の入城を行ひ、總司令部を伊太利公使館跡に設置した。斯くして市内の秩序漸く回復し、市民平靜に復した。尙ほ南軍も五日にはジジガ、八日にはハラールをそれれく占領し、伊太利の軍事行動は、茲に完了の姿となつた。

## 第十六節 エチオピア併合の宣言

エチオピア皇帝の蒙難と首府アヂス・アベバの陥落により、伊太利政府はエチオピア帝國が潰滅したるものと看做し、直ちに同帝國の全領土を、伊太利領土に編入するの方針を決し、政府當局は五月六日非公式に大要左の通り發表した。

## 伊太利政府の方針

- 一、エチオピア皇帝が、敗戦の結果國外に逃亡し、その首都がわが軍により占據された以上、エチオピア國は形式的にも實質的にも崩壊した譯であり、従つてエチオピアは、今や完全に獨立性を失ひ、伊太利國の構成領土と化するに至つた。
- 一、伊太利政府は、エチオピアに今後獨立國を形成することは、假りに形式的にせよ、絶對反對で、飽くまで伊太利國の新領土として統治する決意である。
- 一、伊太利軍のエチオピア攻略は最早終了した。従つて今後南部地域において軍事行動を起すことがあつても、これは遠征の繼續ではなく、單に國內の治安工作を意味するに過ぎない。
- 一、聯盟の使命もエチオピア國の滅亡と共に終熄したと解すべきである、蓋し聯盟の目的は、舊エチオピア國を保護するにあつたのであるが、今やその客體は消滅したのである。
- 一、伊太利政府は、聯盟並に英佛兩國政府と、エチオピアに於ける今後の方策につき、協議するに吝かでない。但し之はエチオピアに於ける關係、各國の權益確保に協力するに止まり、従つてエチオピア攻略の合法性に關する問



題や、既にイタリー領土となつた舊エチオピア國の分割問題などを、討議することには斷乎反對する。

伊太利は尙ほエチオピアに於ける英佛の權益を尊重することを明かにし、五月六日駐佛伊太利大使は佛國外務省にフランダン外相を訪問し、エチオピア領有後の伊太利の方針に就き、左の通り言明したと傳へられた。英國に對しても同様の聲明をなしたことを察せられる。

#### 英佛に對する伊太利の言明

- 一、チブチ、アヂス・アベバ間鐵道に關するフランスの權益は之を尊重す。
  - 一、ツアナ湖地方に於けるイギリスの權益を尊重す。
  - 一、エチオピア皇帝代位者は之を置かず、各土族の長をして自治を行はしむ。
  - 一、土民軍の存置は許さず、治安の確保にはイタリー軍之に當る。
- 但し土民の武装解除後は、右に要するイタリー軍兵力は儘少にて足るべし。
- 一、爾今エチオピアはイタリー領たるを以て、エチオピアの寸土をも取らんと企つる者に對しては、イタリー軍の武力を以て防禦を行ふ。

尙ほ我が國に對しては、五月十二日駐日伊太利大使アウリツチが、外務省に堀内次官を訪問して、エチオピアの併合を正式に通告し、且つエチオピアに於ける日本の權益尊重を言明した。堀内次官は伊太利の通告を諒承するに止め、伊太利の執りたる方法を承認するや否やに就ては、何等の意見表示を爲さなかつたが、其の後我が外務當局は、歐洲諸國に先立ち適當の機會にエチオピアに於ける伊太

利の地位を承認するの方針を樹て、その機會の到來を待ちつゝあつた。

ムツソリニ首相は、五月九日、ファシスト黨最高評議會を開き、東アフリカ遠征の成功を報告し、エチオピア帝國が完全に覆滅したるを以て、その領土を伊太利の主權下に領有する方針なる旨を披瀝し、滿場一致の支持を受けた。次いで將來の統治方針に就き、エチオピアに帝制を宣布し、エマヌエル三世陛下を皇帝に推戴し、現地最高機關として大總督を設置し、初代總督として、遠征軍總司令官ピエトロ・バドリオ元帥を任命することに決定した。

斯くてムツソリニ首相は、同日午後十時二十分、ヴェネチヤ宮のバルコニーに現れ、ローマ市民の熱狂的歡呼に答へつゝ、ラヂオを通じてエチオピアの正式併合を、全國民に對し左の如く發表した。

#### エチオピア併合の宣言

伊太利は竟にその持つべかりし帝國を獲得した。エチオピアの將來の運命は、五月九日を以て完全に確定せられた。今やエチオピアの土地と人民とは、完全具足せる伊太利の主權のもとにある。伊太利は如何なる者にも對抗し、血を以てエチオピアを護るであらう。伊太利國王陛下は御自身に、その御子孫がエチオピア皇帝の併稱を以て呼ばるゝことを御受諾遊ばされた。伊太利國民は、その血を以て創造した新しい帝國をば、これからその勞働を以て豊饒ならしめるであらう。この新帝國の將來には平和があるであらう。何となれば伊太利は、自己のためにも、すべての他國のためにも、平和を求め、己むを得ざらしめられない限り、戰爭に赴かうとはしないからである。新帝國



の豊饒と平和とを祝福せよ。

更に同日附を以て、伊太利政府は左の通り、エチオピア處理の勅令を發した。

#### エチオピア處理の勅令

第一條 前エチオピア帝國所屬の全領土並に全人口は、伊太利王國の完全なる主權下に置く、エチオピア皇帝の稱號は伊太利國王並にその後繼者に賦與す。

第二條 エチオピア帝國は、總督により統治し、總督はエチオピア帝國を代表す。エチオピア總督はエリトリア知事並に伊太利領ソマリランド知事を統轄す。

#### 第十七節 エチオピア併合と理事會

第九十二回聯盟理事會は五月十一日より開催せられたが、此の理事會に於てエチオピア併合問題を如何に取扱ふかは世人の注意をひいた。既に國土を失つたエチオピアを、尙ほ獨立國と認めて、理事會に其の代表者の出席を許すべきや否やは、差當つて理事會の決定せなければならぬ問題である。伊太利はエチオピア國が既に消滅して最早や存在しないとの理由を以て、その代表の出席に斷然反對するに極つて居る。然し聯盟側から見れば、未だ伊太利のエチオピア併合を承認してゐないのであるから、エチオピア國は依然存在するものとして、その代表の出席を認めることも出来よう。然し事實上存在しないものを、尙ほ存在すると認めることは、甚だしく非實際的であるものと考えられる。理

論は兎も角感情に於て、今迄聯盟の擁護に縋つて來たエチオピアを、皇帝が蒙塵し、其の國が減じたからとて、掌を反すやうに、之を足蹴にして、聯盟から追出すことは、忍び難い處であらう。

ハイレ・セラシエ帝は理事會の開催を前にして、エルサレムからアヴノール事務總長に宛て左の意味の電報を寄せ、聯盟の協力を要求して來た。

(一)伊太利軍今回の軍事工作は、近世史上空前の非人道的行動である。その毒ガス使用に依り、エチオピア軍は全く抗爭出来ぬ窮狀に陥つた。

(二)徒らに伊太利軍に抗爭するならば、エチオピア民族は、全滅を免れなかつたであらう。余は民族の滅亡を避け、帝國の獨立を保持し、且つ集團的安全保障機構を確保する爲め、決然祖國を去つて國外に亡命した。

(三)國際聯盟はこの重大時局に當り、聯盟規約を堅持し、エチオピア帝國侵略の結果に基く、伊太利の主權を絶對否認する様要請す。

聯盟理事會は、愈々五月十一日非公開を以て開會せられ、議事席には英外相イーデンが坐り、議事日程の討議に入り、「伊エ紛争」を上程し、エチオピア代表マリラム公使の出席を正式に要請することになつた。

茲に於て伊太利代表アロイヂ男が發言を求め、「皇帝が外國に退去し、政府が没落した結果、エチオピア帝國は全く解消した。エチオピア國に現存する主權は今や伊太利國の主權のみである。従つて伊



太利政府は、所謂エチオピア代表の理事會に出席することを容認出来ない。又討議に参加することも出来ない」と述べ、さつさと退場した。

右に拘らず理事會は「伊エ紛争」を議事日程に上すことを決定した。

伊太利代表アロイヂ男は、ムツソリニ首相の訓令に基き、遂にジュネーブに於ける代表部引揚げを決定し、五月十二日ローマに向け歸國した。出發に際しアヴノール事務總長に對し、「伊太利は聯盟が制裁を中止する迄聯盟と協力することが出来ない」と確言したと云ふことである。

エチオピア代表マリラム公使は、五月十一日聯盟事務局に左の抗議書を提出した。

伊太利軍は正當な手段に依り結果を収めることが出来ず、遂に戦時國際法を蹂躪し、近代文明國の恥辱とすべき毒瓦斯を使用し、エチオピア全國民の殲滅を企圖するに至つた。エチオピア軍は、此の非人道的行動に抗争出来ず、遂に屈從するの他はなかつた。然し伊太利軍に對するエチオピア國民の抵抗は未だ決して終熄しない。帝國の廣大な部分は未だエチオピア帝國の掌中にあり、全國民は依然獨立を維持して、伊太利軍の侵略行動と抗争するであらう。國際聯盟も亦伊太利軍の侵略行動の前に、甚大な被害を蒙つたが、果して此の暴力の前に屈服するのだらうか、エチオピア政府は屢々聯盟に提訴し、聯盟國が聯盟規約の明文に基き、侵略行動の阻止に活潑なる集團的手段を講ずる様要請したが、去る三月初頭に至り、エチオピア政府は、從來聯盟に懸けて來た希望と信頼とを、放棄する外無いことを確認、無限の絶望と痛苦とを體驗した。エチオピア帝國は、慘忍な侵略國の前に放置され、伊太利政府が單獨

の意思を以て、世界最古の帝國を、自國領と宣言するのを坐視しなくてはならぬのだらうか。余は聯盟理事會を通じて、全世界の人類に對し、エチオピア國民の悲痛なる抗議を絶叫する。伊太利政府は、今や五十ヶ國を超越る聯盟國を侮辱し、鮮血に塗みれた勝利の冠を、恬然恥づる色もない。然も理事會の席上伊太利代表は、聯盟との協力を提言してゐる。聯盟に對するこれ以上の侮辱が、果して存在するであらうか。

五月十二日理事會は伊エ紛争の審議に入つたが、議長イーデン外相は、伊太利代表引揚げの經過に付簡單に報告したる後、(一)制裁を存続すること (二)伊エ紛争問題の討議は六月十五日迄延期することの決議案を上程して表決を求めた。

右に對しエチオピア代表の、前記抗議書と大同小異の演説あり、次いでアルゼンチン代表は、聯盟の諸原則を維持する見地から、制裁の存続には賛意を表したいが、問題の實質的討論を六月十五日迄延期することに不満を表明した。

之に反しチリ代表は、制裁の撤回を主張し、「戦争の結果に依り、制裁は其の目標を失つた。理事會が右の事實を認識し、制裁案の撤回に關する討議に入り、現實に基き時局の打開を圖ることを要求する」と述べた。

エクワドル代表も、本國政府が既に制裁案を放棄した旨を述べたが、表決の結果、チリ代表の棄權した外、全會一致を以て前記決議案を採擇し、理事會は散會した。



## 第十八節 エチオピア問題の緊急總會

アルゼンチン代表ルイス・ギナスは、六月二日聯盟事務局に對し、緊急總會の召集を要求する通牒を提出した。右に依れば伊太利は聯盟規約に違反し、エチオピア帝國を併呑するに至つたが、之に對し聯盟の經濟制裁が、效を奏さなかつたことは洵に遺憾である。然し伊太利が既に併合を斷行した實情に徴し、この際總會を召集して（一）制裁案の善後處置（二）伊太利のエチオピア併合に基く新情勢の検討を要求すると云ふのである。

右アルゼンチン政府の要請に基き、緊急總會が六月三十日召集せられることに決定した。

聯盟總會は、一九三五年十月第十六回總會に於て、對伊制裁を決議し、其の後休會の形式で繼續し、必要に應じ何時にても再會し得ることとなつて居たから、アルゼンチンの要請により、再會のことに決したのであつて、臨時總會召集の形式を踏む必要が無かつたのである。

アルゼンチン政府の要請にかゝる緊急總會は、豫定の如く六月三十日開會せられた。この日の會議には伊太利の覺書が提出せられ、アルゼンチン代表及びエチオピア代表の演説が行はれた。

伊太利政府の覺書はエチオピア土民の意思を十分尊重しつゝ、其の文化の進歩を圖ることを誓約し、又エチオピアの門戸を閉鎖せず、各國に對し通交通過の自由を保護し、公正な待遇を與ふ可きことを

述べ、更にすゝんで伊太利は久しく聯盟との協力を拒否して居たが、聯盟の改造には協力を惜まない方針であると云ひ、然し先づ制裁を撤回して、伊太利の協力を可能ならしめる様要望すると結んだものである。

又アルゼンチン代表の演説は、武力に依り獲得せる領土の不承認を定めたる、一九三二年八月三日のモンテヴィデオ會議の原則を、國際聯盟に於ても採用すべきことを力説し、國際聯盟が之を採用せざれば、アルゼンチン政府は聯盟脱退を考へねばならぬと脅かしたものである。

最後にエチオピア皇帝の演説は、細かに伊太利の暴狀を訴へ、聯盟各國が口に規約の尊重を繰返しながら、常に遁辭を構へて之を履行せず、エチオピアに對しては財政的援助を要請しても之を拒絶し、伊太利に對しては今や制裁案を撤回し、全くエチオピア帝國を見殺にしようとして居ると、切々の情を訴へたものである。

右伊太利政府の覺書は、エチオピアの將來に對する同國の宣言であり、エチオピア皇帝の演説は、歴史的文書であるから、左にその全文を掲げる。

## 伊太利政府覺書

伊エ兩國間の紛争重大化するや、英國代表ホア前外相、フランス代表ラヴアル元首相は、和協試案を提示、紛争の和協的解決を企圖した。伊太利政府は右試案に對し、眞剣に検討を加へる方針であつたが、一九三五年十二月九



日に至り、エチオピア皇帝ハイレ・セラシエ一世は、右試案を拒否した。従つて伊太利政府が見解を表明するに先立ち、試案は消滅に歸した。去る四月の戦争は決定的結果を誘致したが、此の戦争を仕掛けたのは、エチオピア皇帝である。然も一敗地に墮れるや、皇帝は倉皇として逃亡して了つたではないか。エチオピア國內は、未だ野蠻蒙昧の状態を脱しないが、皇帝逃亡後の新情勢に對處し、國內の治安を確立して、平和と進歩とを保障するのは、伊太利政府の義務である。伊太利政府は、此の神聖にして啓蒙的な使命を盡すに當り、飽く迄聯盟規約の諸原則並に其の他國際條約に遵據するが、就中エチオピア國民の傳統と風俗とに基き、精神的、物質的文化的進展を企圖すること、を茲に誓約する。既にエチオピア總督府は、新たな統治組織を確立、着々行政事務の刷新に當つて居るが、國內の統治については、特に顧問制度に依り、土民の意思を充分尊重する方針である。又伊太利政府は、植民地警察並に植民地の防衛に必要な以外、土民を強制徵募せぬとの原則を遵守するに吝でない。又エチオピア國の門戸を閉鎖せず、各國に對して交通通過の自由を保障し、公正な待遇を與へる様、特殊な手段を講ずるであらう。伊太利政府は久しく聯盟との協力を拒否して居るが、獨り歐洲のみならず世界の運命を決定する重要懸案が、相次いで發生して居る現狀に鑑み、之等懸案の解決に協力することを茲に闡明する。尤も聯盟現在の機構を改正せねばならぬことは、各國政府の夙に承認する所、伊太利政府は聯盟の改造に協力する方針である。此の目的を實現するために、如何なる方式の國際協定が必要であるかに就ては、伊太利政府は何等先入觀念を持たないが、然し先づ現在伊太利政府の國際的協力實現を阻害して居る、一切の障礙を撤回する様、特に聯盟總會に對して要望する。

一九三六年六月廿九日

伊太利外相 チアノ伯

エチオピア皇帝の演説

余は聯盟が其の公約を履行するものと確信し、「暴力」は終局に於て「正義」の前に屈服するとの信念の下に、伊太利政府の僞稱的提議を一切拒否して來た。かくして侵略國に對抗し、世界の弱小民族を防衛出來ると確信して居る次第である。伊太利空軍は、何百噸とも知れぬ、イペリット其の他の焼夷彈を投下して、數萬に及ぶ無辜の人民や多數の家畜を殺戮した。然も國際聯盟は伊太利軍の非人道的暴狀に對し、果して如何なる措置を講じたか、余が總會に出席したのは、實に之等伊太利軍の「恐怖」を指摘し、各國代表の考慮を要請する爲めに他ならない。エチオピア政府が過去二十年間、終始善意を以て、伊太利政府との國交關係を維持して來たことは、聯盟十三人委員會が、一九三五年十月の報告に於て、既に確認した所である。然るに伊太利政府は終始侵略の意圖に基き、エチオピア帝國征服の準備を遂行した。一九二八年八月バりに於て修交仲裁條約を締結した際、エチオピア政府は、同條約こそ、平和確立への一段階と思惟したが、伊太利政府は當初から條約を蹂躪する意圖を包藏して居たに違ひない。ワルワル事件の發生以來、エチオピア政府は右條約に基き、和協仲裁手續を講じたが、法律上の手續に、荏苒時日を空費して居る間に、伊太利政府は着々軍事行動の準備を進め、遂に一九三五年十月三日、大舉エチオピア領へ侵入した。此の實狀を前に、聯盟各國は如何なる行動に出たか。各國代表は口に聯盟規約の尊重を繰返し提言し乍ら、規約を履行することとなれば、何等かの遁辭を構へて遷延を策し、結局規約の實效を發揮させやうとする、一切の手段を妨害して了つたではないか。之等聯盟國政府の態度に對しては、余は甚だしく失望せざるを得ない。伊太利軍が近代的兵器を總動員して、跳梁を逞しくする實狀に、エチオピア政府は軍需品の充實を期し、其の他伊太利軍に拮抗する爲め、各國に對し財政的援助を要請したが、各國は常に拒絶したではないか。然のみならず聯盟は、今や制裁案を撤回して、全くエチオピア帝國を見殺しにしようとしてゐる。余はかかる無責任な提言に對し、痛心を禁じ得な



い。弱小各國が聯盟に期待出来る所は、事實斯の如き取扱ひに他ならぬのか。余はエチオピア國民の名に於て、聯盟五十二ヶ國に對し、各國政府が會て約束した支持を、此の際提供されるやう要請する。我々は國際條約の尊重を主張する。エチオピア皇帝政府並に人民は、この正當なる主張を堅持し、聯盟規約實施の爲め、有ゆる手段を講ずる決意あることをこゝに宣言する。

緊急總會第二日は、七月一日開催せられ、佛國代表ブルーム、英國代表イーデン、蘇聯代表リトヴィノフ等の演説があつたが、何れも伊エ紛争處理に對する失敗の申譯及び聯盟改造問題に付、漠然と意見を開陳したものであつて、特に耳新しき處なく、緊急總會の目的たる制裁案の善後處置にも觸れず、エチオピア併合による新情勢に對しても、立入つて検討を加へたもので無かつた。

他方エチオピア代表部は、聯盟事務局に對し覺書を提出し、總會に於て次の二決議案を採擇する様を要請した。

#### エチオピア提出の決議案

第一 聯盟總會は規約第十條並に第十六條を堅持し且つ武力の行使に依つて獲得せられたる領土の併合は絶対承認せざることを宣言す。

第二 聯盟總會はエチオピア領土保全並に政治的獨立を擁護する爲め、聯盟規約に明示された財政的援助を同國に與へることを希望し、エチオピアの起債する一千萬磅の借款に、保障を與へることを、聯盟各國政府に勸奨する。

又佛國及びアルゼンチン兩國代表は七月三日總會幹部會に對し、左の決議草案を提出し、之を總會

に上程せんことを求めた。

#### 佛亞協同決議案

その一 聯盟は對伊制裁に失敗したが、規約の原則は不變にして、一九三二年八月三日のモンテヴィデオ會議に於ける「武力による領土獲得不承認」の決議を確認す。

その二 將來聯盟規約改正問題を審議すべきことを提議す。

聯盟總會幹部會は七月四日開會し、前記エチオピア及び佛亞共同決議案を決議したる後、左の決議案を提出することに決定した。

(一)總會は聯盟規約の原則を恪守し、且つ領土上に關する紛争を實力に依つて解決することを排撃した一九三二年八月三日モンテヴィデオ會議の決議を再確認す。

(二)エチオピア皇帝ハイレ・セラシエ一世の要請する一千萬磅の財政的援助を拒否する。

(三)聯盟各國政府に對し、九月一日迄に、規約の諸原則を實行する手段の改善案を、検討示唆することを要請する(第十七回總會は九月廿一日開會するが、アヴノール事務總長は以上各國政府の示唆案を検討し總會に報告する)。

(四)制裁調整委員會に對し、制裁撤去に關する提案を作成、各國政府へ通達することを要請する。

緊急總會は、七月四日前記幹部會作成の決議案に對する討議を行つたが、エチオピア代表ラス・ナシブ將軍は劈頭長文の聲明書を朗讀して、エチオピア提出の決議案の先議を要求し、「エチオピア提出の二箇の決議案に對し、總會が明確な回答を與ふることを要求」した。



引續いて各國代表の演説がありたる後、議長ヴァン・ゼーランドはエチオピア代表の決議案に先立つて、幹部會の決議案に投票すべきことを宣言し、投票の結果、エチオピア代表の反対投票及び四箇國代表の棄権を除き、満場一致を以て前記四項目の幹部會決議案を採擇した。

右終つて議長は、エチオピア代表提出の二箇の決議案を議題としたが、第一決議案に對しては、議長は本問題は幹部會案に包含せられて居るから、既に採決済みであつて、改めて投票するの必要なしと認むる旨を述べ、各國代表も之に同意し、第二決議案のみを、エチオピア代表の要請に依り、點呼によりて投票を行つたが、その結果エチオピア代表の賛成を除き、反対二十三票、棄権二十五票を以て同案は破れた。

以上を以て緊急總會は終了し、議長は閉會を宣言した。緊急總會は第一に一九三二年八月三日のモンテ・ヴィデオ會議の決議を再確認して、滿洲事變の際提唱せられたる所謂ステイムソン主義即ち武力による領土の併合を認めざるの主義を、エチオピアに適用することにした。之だけが、エチオピアに對しては、せめてもの慰めであり、この總會の唯一の收獲であつたと云ふことが出來よう。かくて制裁案は撤去することとなり、エチオピア皇帝の要請した借款援助の件も斷然拒絶してしまつた。然し一年間に亘り、盛んにエチオピアに聲援を與へ、集團的安全保障主義を高調し、正義を唱へ、人道を説き、

最後迄エチオピアを援助するが如き演説を繰返した連中であるから、その舌の根未だ乾かざるに、ハイレ・セラシエ帝を足蹴にすることは流石恥ぢてか、最後の表決に於ては、棄権二十五票と云ふ多數に上り、敢へて反対を投じた心臓の強い代表は、僅か二十三人の少數であつた。

右の如くして聯盟はエチオピア問題に失敗し、實質的に同問題と手を切ることに決定したが、同問題の取扱に失敗したに鑑み、漸く國際聯盟規約改正の必要を認め、幹部會決議案第三項に於て、規約の改正に就き検討することを、各國政府に正式に要請することゝなつた。然し乍ら同決議案は「規約の改正」とはいはず「規約の諸原則を實行する手段の改善」と稱した。之は佛國代表ブルムが七月一日の會議に於て聯盟規約は改訂の必要がないが、規約の適用を嚴正にすべきである」と述べ、聯盟規約そのものゝ改訂には不同意の如き口吻を洩らしたので、右の如き字句を使用したのであつて、一般にはこの決議は規約改正の提議と考へられて居る。

### 第十九節 エチオピア新政府樹立

エチオピア皇帝ハイレ・セラシエ一世は、一九三六年七月三日聯盟事務局に左の覺書を提出し、エチオピアが新政府を樹立したことを通告した。



(一)エチオピア帝國は首府を、アヂス・アベバ市より、その西方ゴレ市に移し、上院議長ウルデ・サディクの下に、新政府を樹立した。

(二)ラス・イムル將軍の指揮下に、國軍の改組を實施して居る。

蓋しエチオピアは未だその帝國が全然滅亡したことを自認せず、皇帝蒙藏後に於ける公の聲明中、國土の一部は尙ほ伊軍占領外にあり、抵抗を繼續せるが如く述べて居るから、今回形式的に新政府の樹立を通報したものであつて、實質的に斯かる新政府が樹立せられたや否やは甚だ疑はしい。

## 第二十節 對伊制裁の撤廢

伊太利に對する經濟的制裁は一九三四年十月の總會に於て、伊太利を規約第十二條に違反して戰爭に訴へたものと決定し、規約第十六條の發動となり、制裁調整委員會に於て五箇の提案を採擇したるに始まる。其の後石油、石炭、鐵等に關する制裁案が、一九三五年十一月始め、加奈陀より提案せられ、専門委員に依り研究中であつたが、十二月始め、所謂英佛和協案が進行中であつたので、一旦其の討議を無期延期した。一九三五年十二月十二日、英佛和協案の失敗確認と共に、石油制裁問題が復活したが、一九三六年三月、再び和協工作が進められ、石油制裁問題は又々其の審議を延期した。然し最初の五提案に依る經濟制裁は、中絶せずして繼續し、四月二十日の理事會に於ても、五月十二日

の理事會に於ても、之が繼續を再確認する決議が採擇されたのである。

然るに五月始めエチオピアが伊太利に併合せられ、戰爭は終結したので、前記五月十二日の理事會に於ても、チリ代表は「戰爭の終結と共に制裁は停止せらる可きものなり」とて制裁繼續の決議に棄權したが、一方英國内に於ても制裁放棄論が擡頭し、次第に有力となつたので、從來強硬論一點張りであつたイーデン外相も、流石大英國の外相だけあつて、從來の主張はケロリと忘れ、大勢順應して、制裁の撤回を計るに決し、佛國政府の賛同を求め、六月三十日の聯盟緊急總會に於て前記の如く制裁撤回の決議を成立せしめたのである。

緊急總會の決議に基き、制裁調整委員會は七月六日開會し、制裁撤去期日を、七月十五日と決定した。

右決定以前より各國は、實際上續々と制裁を撤回し、米國の如きも、六月二十日中立法に基く伊エ兩國に對する武器輸出並に金融の禁止を解除し、その他ヨーロッパ諸國は、先を争つて制裁を解除したので、伊太利は國民舉つて歡喜し、七月十五日一齊に國旗を掲揚して、全國的記念祝賀を行つた。

伊太利政府は又七月十五日を期し、從來實施して居た石炭、電氣の節約令一部を撤回すると共に、商店に午後十時迄開店を許すに至つたので、同日夜に入るや、ローマ市内は久し振りで明るいネオン



サインの下に、湧きかへる賑を呈した。ムツソリニ首相はヴェネチア宮のバルコニーに上つて、數萬の群衆を前に、同日午後次の如き演説を試みた。

本七月十五日全世界の制裁國は、伊太利の前に休戦の白旗を掲げるに至つた。之は伊太利に對する屈服であると共に「常識」への復歸を意味するものだ。經濟分野に於ける伊太利の此の偉大な勝利は老若男女を問はず、伊太利國民全體のものである。伊太利國民は制裁の實施された過去半歳の間、一人として恐れず、又屈服せず、文明と正義とがアフリカのみならず、歐洲に於ても、最後の勝利を齎らすことを確信しつゝ、如何なる犠牲をも忍ぶ決意を懷いて居たのである。

### 第二十一節 エチオピア併合承認

ローマ駐劄獨逸大使ウルリヒ・フォン・ハツセルは七月廿五日本國政府の訓令に基きチアノ外相を訪問し、「獨逸政府は伊太利政府のエチオピア併合を正式に承認し、同時に從來のアヂス・アベバ公使館を廢止し、之に代つて總領事館を置くことに決定」せる旨を通告した。伊太利外務省は右獨逸政府の通告をうけるや直ちに次のコムミュニケを公表した。「獨逸大使フォン・ハツセル氏は、七月廿五日チアノ外相に對し、獨逸は伊太利のエチオピア併合を承認する旨正式に通告、之に對しチアノ伯は獨逸政府の好意に深甚の謝意を表した。」

次で埃洪兩國は、十一月十二日成立のウイン議定書に依つて、伊太利のエチオピア併合を正式に承認し、又我が國は十二月二日發表の日伊協定に依り、エチオピアに於ける既成事實を承認したことは夫々の項下に記載の通りである。

### 第二十二節 地中海互助協定の撤回

一九三六年一月二十日附覺書を以て、英國外相イーデンより、國際聯盟の制裁調整委員會議長ヴァスコネロス宛に、その成立を報告した地中海相互援助協定は、伊エ紛争の事實上の終熄により、且つ伊太利の要請により、之を撤回することとなり、駐佛英國大使は七月二十七日佛國外相デルボスに對し、同日限り之を廢棄する旨を通告した。

イーデン外相は、七月二十七日英國下院に於ける演説中に於て「伊太利は自發的にギリシヤ、土耳其及びユーゴ・スラヴィアに對し、侵略的意圖を有せざる旨を申出た。又伊太利と希土兩國との間には修好條約が存在し、ユーゴ・スラヴィアに對しても條約締結を考量し居る由であるから、同方面に於ける不安は解消した。従つて英國政府は地中海互助協定の存續を不必要と認める」旨を述べた。



## 第二十三節 エチオピア代表の資格問題

ヨーロッパ大陸の中央に位する佛國は、其の國力旺んなる時には四方を睥睨し、各國から畏怖せられたが、一度その國力衰退に向ふや、四方より脅威を受け、其の國民は絶えず不安の悪夢に襲はれなければならぬのである。最近の佛國は正にその状態で、國民舉つて獨逸恐怖症に罹り、獨逸に對抗する爲めには恥も外聞もなく、歴史を無視し、大國の威信を捨て、溺るるもの、藁をも掴まん有様で、洵に哀れ至極である。

その口に聯盟主義を唱へ、聯盟を擁護するが如き態度を装ふのも、獨逸を恐るるが爲めであり、斷然伊太利に對し強硬政策を執り得ず、常に秘かにムツソリニの鼻息を窺はざる可からざるのも、獨逸恐きの爲めである。

聯盟がエチオピア問題の解決に失敗して手を引く様になり、對伊制裁を撤回することを公然決議することとなつて、内心胸を撫下し、ほつと安心したものは佛國であらう。佛國は今迄エチオピア問題の爲め、聯盟と伊太利の間に板挟みとなり、全く動きのそれぬ状態であつたが、エチオピア問題の一段落により、之からは大びらに伊太利と提携し得る事態となつたのである。其處で先づ伊太利を聯盟

に呼び戻し、聯盟の名に於て伊太利を對獨戰線中に加へんと心に定め、九月開催の聯盟理事會及び總會を前に、アヴノール事務總長をして羅馬を訪問せしめ、伊太利の意向を探らしめた。伊太利代表がエチオピア代表と同席することを好まざるの故を以て、聯盟復歸を拒絶するならば、資格審査會の決定を以て、エチオピア代表を聯盟より追出すと云ふ方法もあると云ふことを、伊太利政府當局に申入れしめ、以てムツソリニの御機嫌を取結ばしめたのである。

右アヴノール事務總長のローマ訪問の結果に付、九月十八日開催の第九十三回理事會に於て、同事務總長より左の通り報告した。

自分は主要理事國たる伊國の新外務大臣チャノ伯に敬意を表することを適當と考へ、自發的に羅馬に赴き、從前通りの協力を申入れた處、同外相は伊國も之を希望する、但し、エチオピア代表と同席するは不可能であると言つたに付、自分は何等責任を以て回答し得ないが、此の問題は總會資格審査會にて決定せらるべき旨を答へて置いた。

九月二十一日第十七回聯盟總會の開かるるや、英佛代表は豫ての諒解に基き、資格審査委員會をして、エチオピア代表の總會出席資格を否認せしめる爲め、裏面工作を進め、資格審査委員として、前例を破りイーデン(英)、デルボス(佛)、リトヴィノフ(蘇)、ポリテイス(希)等重要人物を網羅した九名を任命し、直ちに各國代表の資格審査に着手したが、議論紛糾して決定に長時間を要したので、午



後六時一旦會議を中止し、報告者ポリテイスは總會に於て「取敢へず五十一箇國代表の資格を認めた。但しエチオピア代表に就ては、更に慎重審査の要あるに付、追つて第二報告を提出すべし」と報告した。

聞く處によれば、右委員會の席上、英佛の代表は、マーチン博士以下エチオピア代表三名の資格を否認する作戦に出たが、和蘭代表リンブルグ等が、本件資格問題を、國際司法裁判所に提訴すべしと論じて、譲らなかつたと云ふ。

次いで翌二十二日、委員會は再び討議を續けたが、純理派多數にして、一旦本問題を國際司法裁判所に諮問することに定まつたが、其の後に至り、國際司法裁判所の決定迄、エチオピア代表を總會に出席せしむ可きや否やと云ふことが、更に問題となり、結局二十三日の委員會に於て、司法裁判所提訴を取止め、同日午後七時半より開會の總會本會議に對し、ポリテイスより、大要左の通り第二次報告をなした。

(一)エチオピア代表の資格に就き、常設國際司法裁判所に提訴しても、結果が判明する迄、數ヶ月の期間を必要とする、且つ裁斷が下る迄エチオピア代表の出席を許容すべきや否やの問題が生じよう。

(二)従つて委員會は、慎重審議の結果、常設國際司法裁判所に提訴せず、エチオピア代表の信任狀を承認するに決定した。但し右決定は、エチオピア國の法律的地位には何等關係がない。

右に對し總會は表決を行つたが、伊太利、ハンガリー、アルバニア、エクワドルの四國が反對し、ブルガリア、ポルトガル、瑞西、バナマ、暹羅、ヴェネズエラの六國が棄權し、三十九箇國の賛成を以て右報告を採擇した。

右決定に對し、エチオピア代表は立つて謝意を表したが、他方伊太利は豫ての諒解に依り、エチオピアが聯盟より締出されるを豫期し居たるに拘らず、右の結果となつたので、少からざる不満を懷き、今後聯盟關係の會議は勿論、ロカルノ會議其他歐洲平和工作にも参加を濫るものと觀測せられる。



### 第十九章 西班牙の内亂

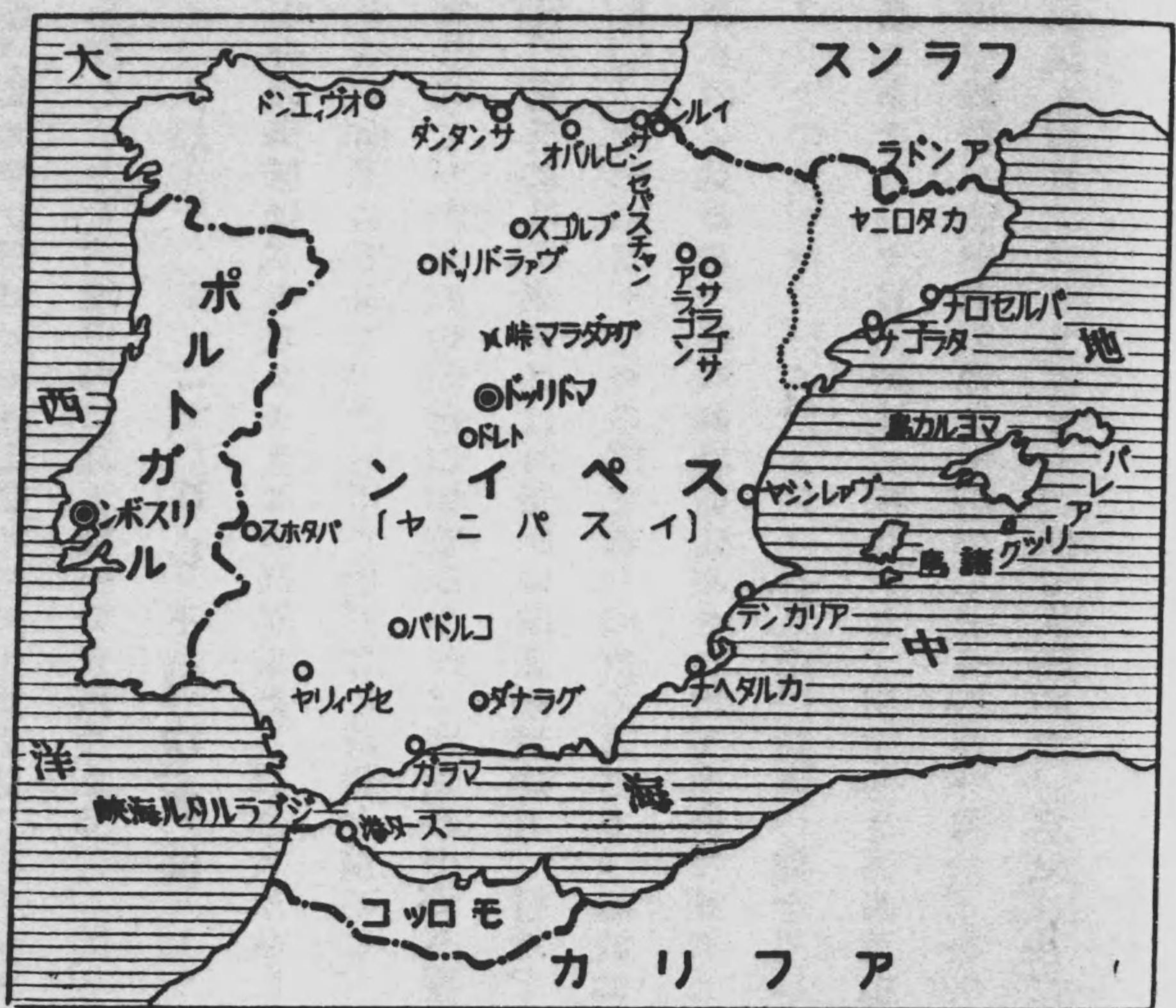
#### 第一節 西班牙の風土産業

##### 一、スペインの山河

スペインは、ヨーロッパの南端、イベリヤ半島の大部分を占めてゐる國で、其の總面積は、バレンシア、カナリヤの二群島をも入れて、五十萬平方杼、總人口は、二千二百萬である。東北はピレネを距て、フランスに接し、西はポルトガルに隣し、北はビスカヤ灣に臨み、東より南にかけて、地中海及び大西洋の波に洗はれて居る。アフリカとは、ジブラルタル海峡を距て、モロッコの北端、スーターと指呼の間に相對してゐる。

スペイン中央の高原は、總面積の約五分の二、二十萬平方杼に互る廣大なものであるが、太古、古生代に形成せられた堅固な地層の一部である。

第三紀の初葉に至つて、ピレネ山脈は、當時の海底から隆起して、イベリヤ半島の北邊に障壁を形成し、次いでアトラス造山帯の輻起に依つて、南邊にネヴァダ山脈を作つた。しかし、中央の高原と



(圖係關亂内) 國牙班西

南北兩邊の山脈との間には、第四紀の初葉迄、海が狭く介在してゐたもので、此の海であつた地帯は、北にエプロの盆地を作り、南にアンダルシーヤの沃野を成したのである。

中央高原の西邊には、ドウエロ、タホ、グアデアイヤナ等の河川あり、遠くポルトガルに入つて、大西洋に注いでゐる。アンダルシーヤの沃野を流れてゐるガダルキヴィル河は、アラビヤ語の大河と云ふ意味で、航洋船を、セヴィーヤ迄遡航せしめて



る。又エプロ河はピレネ山脈と中央山脈の間に介在する、エプロ盆地の水を集めて、カタロニヤ地方を潤してゐる、地中海に注ぐ唯一の大河である。

### 二、ピレネ越ゆれば

中央の高原は、カステイリヤの高原である。今次革命に當つて、反軍の北軍が、首都マドリツドを突くべく南下して来て、政府軍と壯烈な攻防戦を演じた、あのガダラマの山脈に依つて舊（北西）新（東南）兩カステイリヤに分たれてゐるが、高原の平均高度約五百米、舊カステイリヤは、西邊には岩石質、東邊には湖成層又は河礫層の段丘が發達し、耕地、放牧地の間にも、岩石の露頭があり、荒野の果に、遙かにガダラマの雪を戴く山頂を望んで、前景に黒づんだ、オリーブの粗林が淋しく孤立してゐるのを見ると、綠滴る計りのバスク地方を経て来た、フランスよりの旅客は、「ピレネ越ゆれば、アフリカの風が吹く」と云ふフランスの一詩人の句を思ひ浮べて、不思議な旅愁を感じさせられる。

新カステイリヤは、砂土に掩はれた、樹木なき滿目荒涼の地で、往昔フエニキヤ人が、兎の國と呼んで、綠野を讚へた古事をしのぶことさへ出来ない。

氣候も兩カンテイリヤとも、頗る大陸的で、空氣は甚だしく乾燥して居り、寒暑共に酷しく、マドリツドの如きも、冬は零下七度、夏は日中四十度に上り、昔は宮中も政府も夏三ヶ月を、サン・セバ

スチャンに過し、今も外交團は此の習慣に従つて居り、スペイン外務省も、夏期出張所を、同地に設けることになつてゐた。

海岸地方は、氣候温暖、所謂地中海氣候で、雨量も多く、地味亦豊饒、バレアリツク、カナリヤの諸島に至つては、氣候快適、避寒地として、有名である。

### 三、外資の君臨

スペインは世界有数の鑛山國であつて、フエニキヤ人よりローマ人に至る迄、古代の諸民族が此地に侵入したのも、全く之等鑛物を目的としてゐたと云はれる位で、石炭、鐵、鉛、銅、亞鉛、錫、水銀、銀、金、硫黄、ボツタシウム等重要鑛産品にして、産せざるものなく、而も其の産出量も頗る豊富である。鑛産物の種類には富みながら、産出量が云ふに足りない、我が國に比べて實に羨ましましき限りと云はざるを得ない。

ソモロストロの鐵山、リノーレスの鉛及び銀鑛、リオ、テイントの銅、アルマデンの水銀等は世界屈指の大鑛山で、殊にリオ、テイント會社の株の高下は、歐洲財界をして一喜一憂せしむる程のものである。乍然之等鑛山は殆んど全部、外國資本殊に英國資本の經營する所で、スペイン人は安價なる勞働を供給するに過ぎざること、フエニキヤやローマ時代の奴隷に異るなし、と云ふも過言でない。



英國が巨額の投資を鑛業になしてゐることは、今次動亂に對して英國がなか／＼斷乎たる措置に出で得ざる、原因の一として忘れてはならぬ點である。

#### 四、葡萄酒の國

スペイン農業に於て、最も注意すべき點は、大貴族が廣大な土地の所有者でありながら、不在地主として、土地の改良を怠り、爲めに農耕は全く衰へ、土地は不毛に歸り、農民は極度の困窮から、一村擧つて南米の新天地に移住するやうな場合が頻出し、人口増加微々たる状態に迄立至り、歴代の政府は如何なる方法で土地の分配を行ふべきかに常に苦慮し、アナルキストや、共産黨が此の事態に乗じて擾亂を計ると云ふやうになり、これが今次革命の眞因の一をなしてゐる點である。その他、往昔アラビヤ人の完成した立派な灌漑組織を、失地回復の爲めに南下して來た、キリスト教徒が、報復的に全壊したこと、或時代に、放浪の民に火田耕作の特權を許したこと、永い間森林の濫伐を行ひ殖林を怠つたこと等は、昔、豐饒を以て知られた土地を不毛にした。又牧羊の盛んなことは森林を荒すこととなり、不可耕地二〇%、疎に木のある土地二二%、牧場二〇%、と云ふ状態にしてしまひ、氣候も次第に酷烈になつてしまつた。然しながら、メリノ種綿羊は二千四百萬頭を數へ、歐洲第一の羊毛産出國であることは、記憶の要がある。葡萄酒は水に代る國民の飲料とも云ふべく、總面積の四%は

葡萄酒であつて、英國人の愛飲するシエリーは、ヘレスと云ふアンダルシーヤの地名から、訛り傳はつたもので、其の他の葡萄酒、野菜、密柑、オリーブと共に、スペインの重要輸出品である。尤も近年農産物の世界的暴落は、プリモ、デ、リヴエラ時代の濫費と相伴つて、スペインの爲替相場を下落せしめ、之亦革命の遠因をなした。

#### 五、カルメン

工業は、ビスカヤ灣地方の金屬工業、バルセロナの纖維工業、其の他中小工業として、トレードの武器及び硝子製造業、セヴィーヤのカルメンに名高い煙草製造位のもので、世界文明國に比して、甚だしく後れてゐる。

従つて交通機關の發達も亦後れてゐて、殊に南部に於ては、鐵道道路共何等見るべきものがない。鐵道の延長は僅かに一五、三〇〇軒に過ぎないが、自動車幹線道路は、プリモ執政時代に、無理に無理を重ねて建設した丈けに、實に完備したものであつて、雨量少き國丈けに餘り修繕を加へずして、猶ほよく保全せられてをつたけれども、最近打續く財政難に依つて、其の後必要な改修を行はなかつたし、革命禍に依つて最早や昔日の俤を認めることは出来まいと思はれる。



## 第二節 人種の移動

## 一、イベール族

スペインの國民は他の歐洲諸國民と同じく、甚だしい人種の錯綜から生じた、混血種である。第四紀の初め、未だエプロ盆地や、アンダルシーヤが海底であつた頃、スペインの北部に、クロ、マニヨン族と呼ばれてゐる古代の人種が居住してゐたが、次第に全土を占據するに至つた。サンタンデル附近の、アルタミラ洞窟中に、躍動するビゾンの姿を刻したのも、石器時代の此の種族のものであつたと云はれてゐる。銅器時代に至つても、なほアンダルシーヤ地方に活動したものと、如く、各種の遺跡が発見せられると云ふことである。

其の後、イベール族なるものが來住し、南部及び東部に占據した、何處から來たかに就ては、定説がない様に思はれるが、多分北アフリカのリビヤ地方からであらうと云はれてゐる。紀元前十六世紀から五世紀に至る間に、ケルト族が北より來つて西部地方を占領し、イベール族と中央高原に於て衝突し、ケルト族は數次イベール族を敗つたが、次第に兩者間に融合雜婚の風を生じた。ギリシヤ人は、當時の所謂先住民族に對して、兩者の名稱を合せた、セルテイベール族なる稱呼を與へてゐたけれども、

兩族は渾然として全く融合し、一體をなした譯ではなかつた。

イベール族は、独自の進んだ文明を持つてをり、フェニキヤ人や、ギリシヤ人と接觸して、更に磨きをかけられ、文學の如きは、ギリシヤ人の推賞措かざりしものであつたが、残念ながら今日之が片鱗をさへ窺ふに足る資料は傳はつてをらない。

## 二、ハンニバルを懐ふ

フェニキヤ人は、ギリシヤ人よりもづつと早く、紀元前一千年頃から、スペイン最南端の海岸に植民を始め、セルテイベールを征服して、カデイス、セヴィーヤ、マラガ等の都市を建て主として南部海岸地方に活動した。ギリシヤ人は、フェニキヤ人より後れて殖民を始め、東北の海岸地方を經略したが、餘り見るべき文化の跡を残すことなくして終つたのに反し、フェニキヤ人は、アフリカの殖民地が発達して大國カルタゴを形成し、フェニキヤ本國が、ギリシヤの爲めに地中海の制海權を奪はるに至つて、カルタゴはスペイン經營に全力を盡し、カルタゴ・ノヴァ（現在は訛つてカルタヘナと云つてゐる）を首都とし、やがては新興ローマ共和國と覇を争ふ程、強大になつた。カルタゴの勇將ハンニバルの如きは、ピレネを越えて、イタリアに攻入り、ローマを滅亡の淵にまで追ひつめたこともあつたが、カルタゴ本國がローマの爲めに、文字通り殲滅せらるゝに及んで、スペインはローマの



屬領となつてしまつた。

### 三、ローマの偉業

ローマのスペイン統治は紀元前二〇七年より、紀元四一四年迄、六百餘年の久しきに及んだ。スペインの繁榮は此の間に於て、空前絶後の域に達し、人口實に五千萬に達し、レオン、バダホス、サンチャゴ其の他の都市が建設せられ、道路、水道の外に、凱旋門や劇場等も續々と建てられ、其のものは今も嚴然として存在し、ローマの偉業を語つてゐる。現在のスペイン語は、後年アラビヤ語等の影響を受けてはゐるが、其の根幹は、此の時代に作り上げられたものである。但し人種のラテン化に就ては、十分でなかつたと云はれてゐる。

### 四、ゲルマンの天下

第五世紀の初葉、民族大移動の結果、ヴァンダルはアンダルシーヤに、西ゴートはエプロの流域に、スエーヴ族はスペインの西北端ガリシヤに、アラン族は今のポルトガルの邊りにと云ふ風に、イベリヤ半島は全く、ゲルマニヤ民族の國となつてしまつた。そして結局西ゴートが、一番勢力を占め、ヴァンダルを北アフリカに追ひ、遂に西ゴート王國の覇權をスペインに確立した。其の後内訌を生じて無政府状態に陥つたが、レカレド王に至つて統一再び成り、ゴート族もカトリック教に歸依し、文

化の程度も次第に高まつて、遂に當時のヨーロッパに於ける、最高文明國となつた。しかし英明なるウンバ王が、六八七年に歿してからは、再び内訌を生じ、王位篡奪者征討の爲めに、アラビヤ人の援助を求むるに至つた。

### 五、コーランと銀

アラビヤ人の來援を請うたことは、西ゴート王國の滅亡であつた。七一一年、アフリカから海を越えて攻め來つた、アラビヤ人は、シエリーの原産地なる、ヘレス、デラ、フロンテラの一戦に西ゴート軍を潰滅し、片手にコーラン、片手に劍を振り翳して瞬く間に、スペインの大部分を占領し、餘勢を驅つて、フランクの地に侵入したが、ボアチエの戦に雄圖を挫かれて、スペインの地に歸り、之が攻略に専念するに至つた。しかし、北方アストリアスの山地だけは、征服するを得なかつたが、此の事實は七百年後回教徒が、アフリカの地に追ひ返される素因となつたのである。元來スペインの民族は、上古より第八世紀の初めに至るまで、侵入民族の支配に對し、抵抗を試みたことはなかつたと云つてよい位であつたが、アラビヤ人を最先鋒として、ベルベル人を後續隊としてやつて來た回教徒に對しては、ペライヨと云ふ勇士が、北方の住民を率ひて、アストリアス山地で、頑強な抵抗を試み、遂にコバドンガで快勝し、回教徒の銳鋒を挫いたので、ペライヨは推されて、アストリヤ王國初



代の王位に上り、七一八年、スペイン全土の四分の一の土地を保持して、國土回收の戦を宣した。續いて、ナバラ、バルセロナの獨立あり、第十世紀に、レオン王國興り、其の間、諸王國の離合があつたが、常に國土回收を目的として、回教徒に對してゐた。

### 六、アルハンブラの夢

回教徒は、アラビヤ及びエジプトの文化を、スペインの地に移植し、コルドヴァ、セヴィーヤ、グラナダ等に、今も猶ほ壯麗を天下に誇示する、アルハンブラの如き宮殿や寺院を建設した。農工商も、數學、化學、醫術等の著しき發達と共に、活潑なる發展を示し、殊に農業に於ては、灌漑組織が完備普及せられたこと、前述の通りである。又今日スペインの名産として知らるゝ、トレードの金銀象眼細工や、コルドバの銀製品は、皆回教文化の遺物である。

如斯偉大な文化をスペインに創設した回教徒も、第一期サラセン帝國屬領時代(七一―七五六)から黃金時代たるカリフ國時代(七五六―一〇三一)を経て第三期の衰亡時代に入つたのに反し、北方キリスト教徒は、當初よりの失地回復の共同目的の爲めに、次第に結束を強化し來り、カステイリヤ、レオンの二邦が、イサベラ女王と、フェルナンド王との結婚に依つて相結ばるゝに及んで、俄然積極的に、回教徒の征討に當り、一四九二年遂に、グラナダを陥入れて、完全に回教徒を平定してしまつた。

つい最近迄、トレードを訪れた者の視線は、一寺院の白壁に、黒く錆びた幾條の鐵鎖に注がれたことと思はれるが、之は、キリスト教徒が、トレードを占領した當時、改宗を肯ぜない、回教徒やユダヤ人を晒した所と云はれてゐる。夫程當時の異教徒彈壓は慘酷を極めてをつた。スペインの繪畫や歌謡の中に、悲哀の調とフアナチックな氣分を多分に觀取し得るのは、回教徒の氣分と之に對する反動的報復とが原因を爲すものと云はざるを得ない。

## 第三節 西班牙の全盛時代

### 一、印度圖書館

一四九二年は、今一つの事件に依つて、スペインの隆興を約束した年であつた。

地球の圓形を確信した、コロンブスが、イサベラ女王の後援の下に首尾よく、西印度の一島に到達した年であつた。コロンブスは死ぬ迄、自分の到達した所を、アメリカであると思はしてしまつたが、コロンブスの雄圖に倣つて、海外雄飛の夢を追ふものは、相次いでイベリヤ半島より輩出し、スペイン人は西を志し、ポルトガル人は東に向ひ、新大陸、新航路の發見をなしつゝ、遂に世界を一周して



圓形説は確證せられたが、此の間、ペルーの征服、メキシコの攻略、フィリッピンの奪取あり、スペインの勢威は隆々として揚つた。法皇が海上に一線を劃して、西、葡の領有地を區分せんとした痛快な話も、此の頃のことである。

如斯、躍進の氣分が國內に横溢してゐた時代で、革新の徒は新教に走つて、スペインに於ける勢力も侮り難きものに至つたのに對して、舊教の僧は、中世のパラダイスたる僧院を出で、目的は手段を神聖にす、と云ふ信條の下に、新教打倒、法皇擁護の爲め、セズイット社を興し、貿易に征服に所有手段を盡して、富と力を獲得し、宣教に當つたのも此の頃のことである。彼の有名な、イグナシオ、ロヨラの後には、ザビエルが代つて、日本に支那に天主教を弘通し、南米にブラグアイ國を打ち建てたのであつたが、當時の記録は、セヴィーヤの印度圖書館に充滿し、整理も困難の状態にあるが、之等貴重な文献も、打ち續く内亂に、やがては灰燼に歸してしまふのではなからうか。

### 二、領域に太陽没せず

かゝる國運進展の時代に、スペインに君臨したのが、フェルナンドの孫に當る、カルロス一世であつた。フェルナンド王と、イサベラ女王との間の一粒種、フナナが、ハプスブルグ家の皇子フェリーペに婚して、擧げた王子が、此のカルロス一世であつた。之が爲めに、スペインに於けるハプスブル

グ王朝の始祖と云はれるのであるが、一五一九年、父方の祖父、マキシミリアン一世の後を繼ぎ、ドイツ皇帝の位に即き、カルロス五世となつた爲めに、版圖は、スペインの外、オーストリア、和蘭、白耳義、獨逸、ナポリ、シシリアに及んだ。其の上佛國から、北部伊太利を奪つて併せた。

カルロス一世は、在位四十年、榮華に倦きて、皇帝の位を弟に、スペイン王位を我が子フェリーペに譲つた。

フェリーペ二世の版圖は、スペインの外、商工殷盛の和蘭、無限の金銀國アメリカを含み、ポルトガルを征服して、其の王位を兼ね、佛國、土耳其を破つて、富強を天下に誇つたが、新教徒を餘り迫害した爲め、和蘭に反亂勃發し、又スペインの誇りであつた無敵艦隊は、英將ドレークに破られ、一五九八年崩御と共に、スペインの霸業は、永遠に終りを告げてしまつた。

### 三、獨立記念日

スペインのハプスブルグ朝は、カルロス二世に於て終り、後繼者問題で歐洲各國間に、所謂王位繼承戦争が十四年も續いたが、ルイ十四世の孫フィリッパの繼承が、ユトレヒト條約で承認せられ、アムステルダム條約で承認することゝなつた。

曩に和蘭、ポルトガルを失つた、スペインは、ユトレヒト條約で、ジブラルタルを英國に割讓し、



シシリアをも失つてしまつた。翌年の一七一五年、ラスタット條約で、サルジニヤ及びナポリをも失つた。如斯して十八世紀も終らんとする時、フランス革命の勃發あり、續いてナポレオンの各國侵入あり、スペインは、一たまりもなく敗れて、佛の封冊を受けた。一八〇五年、フランス艦隊と共にスペインの海軍は、ネルソンの爲めに、トラファルガルの藻屑となつてしまつた。

しかし一八〇八年五月二日は、マドリッド市民が立つて、ナポレオン軍に抗した日で、獨立の叫びは、全國に反響し、ゲリラの戦法は、佛軍を惱ました。ナポレオンは、自らマドリッドに侵入したが、ウエリントンの大軍が、西軍を救援しに來たので、遂に引上げ、スペインは獨立を保つを得た。五月二日は、之が爲めに、アルフォンソ十三世の、國外退去まで、獨立紀念日とせられてゐた。ゴヤの五月二日と云ふ繪は、此の時の印象をまざくと畫いた逸品である。マドリッドのブレード繪畫館にあつたが、左右相克の砲火の下に於て今も殘存してゐるであらうか。

#### 四、九八年の青年

ナポレオンの捲き起した戦塵が、收まつてからのスペインは、先づ米大陸に於ける植民地が、皆獨立してしまつたこと、王位繼承のカルリストの内亂が続いたこと、一八六八年の革命のため、亂行のイサベル二世女王は、フランスに亡命するの已むなきに至つたこと等の不幸に遭ひ、遂に一八七三年

二月には、共和國になつてしまつた。此の共和國は翌七四年十二月に終り、アルフォンソ十二世が、王位に登り、國政の大改革を行つた。其の發布せられた憲法は、プリモ・デ・リヴェラに停止せられ、第二共和國成立と共に廢止せられたものである。

一八八五年アルフォンソ十二世崩御、時に皇后マリヤ、クリステイーナの胎内にあり、翌年御誕生になつたのが、アルボン朝の最後の王となるかも知れぬ、アルフォンソ十三世である。

マリヤ、クリステイーナは、一九〇二年迄、攝政をしてをられ、貞淑を以て人民尊崇の的となつてをられた。然し一八九五年から、九八年迄續いた、米西戦争で、スペインは、キューバ、ポルトリコ、西印度諸島等、辛うじて保持して來た南米の植民地全體と、グワム及びフィリッピンをも失つてしまひ、一八九九年には、カロリナ群島、パラオ等（今日我が委任統治下にある）をドイツに賣り拂つて終ふの餘儀なきに至つた。

しかし、當時の青年は、此の一大國難に發憤し、「九八年の青年」と云ふ標語の下に、自由主義に依つて、救國の實を擧げんものと、相勵まし、各方面に活動したが、敗殘の姿で、二十世紀を迎へたスペインは、モロッコ問題で、アルヘシラスとマドリッドが、國際條約の調印地になつた位で、世界大戰迄來てしまつた。



## 第四節 大戦中の西班牙

## 一、カイゼルの策謀

世界大戦に於ては、隣國ポルトガルが、ナポレオン打倒の爲めに結ばれた、古い英葡同盟の義に依つて、交戦國となつたのに反して、スペインは、中立を守つて終始した。

アルフォンソ十三世は、交戦國や中立國の間に斡旋し、スペインに對する世界の認識を新たにす所があつたが、同時に、スペインは國際間諜戦の激戦場ともなり、其の禍は實に今日の事態に迄も大きな影響を與ふることゝなつた。

交戦國に供給する軍需品や食料品の製造は、バルセロナの地を中心として、急激な工業の發展を來したことは、古くからカタロニヤに巢喰つてゐた、サンチカリストの運動を、急テンボに擴大せしめたが、之に目をつけた獨逸は、マドリッドの獨逸大使館をして、資金を提供せしめ、労働運動の激化を促進し、聯合國に對する軍需食料品製造の妨害を試みしめた。此の影響は戦後に及び、バルセロナをして、暗殺と騷擾の府と化さしめ、遂に軍人が執政々府を組織し、スペインの新撰組ピストル隊に依る大彈壓をなさざるを得ざるに至らしめた。又、モロッコの西領リフの地帯は、地中海及び佛領モロ

ッコに對する、獨逸の策源地となり、後年リフの勇者として、佛西を悩ました、アブデル・クリムは、もと／＼スペインの間諜であつたが、大戦中は獨逸の間諜として、縦横に活躍し、戦後歴代のスペイン内閣を悩ました、リフ獨立運動の素因を作り上げてしまつたのである。

又前述の通り、軍需品や食料品の交戦國への供給は、從來萎微振はなかつたスペインに、一大景氣を醸成し、正貨の集積は更にインフレを招來し、投機の風一國を風靡したが、戦後の不景氣は再びスペインの財政經濟を衰退せしめ、社會的不安を激成した。

此の間、保守自由の政黨は、私闘を事とし、地方の親分と、政府との手に握られた、選挙區を利用して、政權を盪廻しにしてゐたが、其の弊軍部にも及び、爲めに一九一七年、陸軍に、フンタ・デ・デフェンサ即ち政黨勢力と、部内の情實に對する防衛團體を形成せしめた。之が後には逆に軍の政治關與の風を馴致することゝなつたのである。

## 二、アヌールの戦

一九二一年獨逸の支援を得た、アブデル・クリムはリフの地に、キリスト教に對する神聖戰爭を起し、「アヌール」の戦に、スペイン軍を奇襲を以て全滅せしめた。

此の悲報は、スペイン全土を震撼し、モロッコを抛棄すべしとの軟論と斷然維持すべしとの硬論と



兩派を生じた。加之、アヌール敗戦に關する責任糾弾運動と、不問運動とは、軍部政界を利害に従つて兩分し、短命内閣の頻繁なる更迭に、政府の威信は地に落ち、アナ系の殺人は、連日、公然と行はれ、而も犯人は一人も逮捕し得ざる有様であつた。モロッコに於ける、度重なる敗報に、兵士は出征を拒絶し、國民は却つて之に聲援し、新任の征討司令官は、モロッコに滞在三日にして飄然と、古郷バレアリック島に歸臥するなど、一國の秩序は全く亂れてしまつた。

## 第五節 リヴェエラの獨裁

### 一、リヴェエラの奮起

一九二三年九月十二日に至つて、バルセロナの軍團長、プリモ・デ・リヴェエラ大將は、各地軍團長、將士及び國民に對して、腐敗せる議會政治を痛烈に攻撃し、庶政一新を唱道せる悲壯な宣言書を發表し、既政黨を即時政權より排撃せよと要求した。

時の首相は驚愕措く所を知らず、サン、セバスチヤンに御避暑中の國王に、マドリッド還御を奏請した。アルフォンソ陛下は、十四日、軍人たる皇族方を率ひられて還御、首相より、プリモ・デ・リヴェエラ將軍の嚴罰方を奏上するや、時局收拾の見込みありやと反問せられ、何分の儀は數時間後に回

答せんと仰せられたので、首相は最早、御信任なきものとして、閣僚の辭表を取纏め、之を捧呈して總辭職をなした。

國王は自らバルセロナのプリモ・デ・リヴェエラと電話で意見を御交換後、直ちに、マドリッド軍團長をして、假政府を組織せしめ、翌十五日、プリモ將軍が、マドリッドに乗り込むに及んで、之に組閣の大命を下された。

同將軍は、陸軍少將八名、海軍少將一名、計九名の軍人を以て、執政々府を組織し、自ら其の主班に居り、自己一人の責任に於て、執政長官として、政治を行ふことゝなした。

先づ憲法を停止して、國會及び地方議會を解散し、各省大臣及び次官（但し内務、外務、陸軍を除く）竝に地方長官を廢止し、各首席官吏に事務を取扱はしめ、古くから、カタロニヤに行はれてゐたソマテンと云ふ自警團を、全國に組織せしむるなど、着々改革を行つて行つた。

### 二、リヴェエラの治績

初めの二年間は、軍事獨裁制の下に、言論集會等の自由を一切停止してをつたが、後には、組織を改めて、文官獨裁制を布き、國民議會の開設準備を開始した。

此の兩期の獨裁を通じて、先づ第一に擧ぐべき功績は、モロッコの平定である。



執政々府成ると共に、プリモは自ら、リフ討伐に當り、翌一九二四年には、英佛兩國と十分なる諒解を遂げ、佛軍と協力して、征討の軍を進めた。西佛共に非常な苦戦で、一九二五年九月には、佛軍は、遂に世界大戦の勇將ベタン元帥をして、指揮せしむるに至つた位であつたが、翌二六年の春、流石のアブデル・クリムも、力盡きて和を乞ひ、リフは平定した。

執政々府の第二の功績は、アナルコ、サンチカリストを掃蕩して、治安を維持したことである。執政々府出現の直前迄、各地に暗殺の恐怖を撒いてゐた、サンチカリストに對し、マルチネス・アニード將軍をして、ピストル隊を組織せしめ、峻嚴なる彈壓をなさしめた結果、頑強な抵抗を續けた、アナルコ、サンチカリストも、一時全く鳴りを鎮むる迄に至つた。

又學校を増設し、衛生施設を整備し、理想的な石油專賣を實行したり、港灣を改修したり、道路や鐵道の建設をなした。殊に當時迄、歐洲に於て最も遅れてゐた、自動車道路は、國內を縦横に走る、完全な舗裝道路の開通に依つて、忽ち面目を一新し、一躍歐洲に於て一、二を争ふ程立派になつた。

### 三、ベセタの暴落

舊來の議會制度に代るべき、民意暢達の機關として、執政々府の考慮してゐたものは、一院制の政府の諮問機關で、國民各方面の代表者を勅任する組織の國民議會であつた。國民議會召集の勅令は、

一九二七年九月十二日に公布せられたが、保守黨の首領サンチエス・ゲラは國王と協力することを拒否して、國外に亡命し、自由黨も亦結束して反對の氣勢を示し、軍の内部も民間と同じく意見歸一せず、漸く不安の氣分が表面化して來た。十月十四日國民議會は開會せられたが、單に政府の意を體して行動するのみで、全く平凡に終始した。

其の後の二年間は、陰慘なる政府顛覆の陰謀と之に對する彈壓、政府の人氣取り政策に基く盛んな土木工事、數多の國際會議の招請、バルセロナ、セヴィーヤの二大萬國博覽會の開催、國庫窮乏、貿易逆調、農産不作及び値下り等の目まぐるしき交錯であつた。

丁度此の頃から、世界の不景氣は、漸次に深刻化し、殊に農産物の値下りは、工業品の價格下落に對比して著しく、スペインの主要輸出品オリブは、値下りの上、賣行きの溢滞を來した。加之、不幸にも小麥の大凶作あり、大量輸入を必要とするに至つたことは、既に各種土木工事に基く輸出入バランスの悪化を、更に一層激化し、輸入の大超過を招來した。之が爲めベセタ貨の爲替は、大暴落を演じ、農民の困窮は甚だしく、折しもサンチエス・ゲラと砲兵隊の暴動計畫の暴露するあり、民心は既に政府を離れてしまつた。

### 四、リヴェラの失脚



プリモ・デ・リヴェラは、貴族出の軍人で、ムツソリニとは異なり、何等思想的の確信もなく、單に一片愛國の至情から事を起したのであつたが、もと／＼人生の苦惱に徹せざるものが、權勢を握れば驕慢に墮することは、當然の成り行きと云ふべく、殊に若き婦人との結婚問題などから、私行上にも非難の聲を耳にするに至つた。

プリモ・デ・リヴェラは、自己の不人氣を察知し、一九三〇年一月、突如各地軍團長に飛檄し、自己に對する信任を表明せしめ、之を新聞に公表せしめた。輿論は其の威嚇的態度に憤然として反撥し、又官中方面に於ても、漸く鬱積して來た反プリモ氣分は、プリモが國王に諮らず、恣に軍團長に信任を問ふは、本末顛倒にして、國王を無視するものだ云ふ議論の形で現はれて來た。

之には流石のプリモ大將も閉口し、單獨辭職をしようと試みたが、閣僚の容るゝ所とならず、遂に總辭職をして終つた。如斯にして、プリモ・デ・リヴェラの獨裁政治は、六年四ヶ月にして、果敢くも一朝の夢と終つてしまつた。

## 第六節 共和制の樹立

### 一、ベレンゲール

執政々府倒潰の後を受け、後繼内閣を組織するものとして、アルフォンソ十三世は、元老重臣に諮る所なく、直接、侍從武官長、ダマツソ・ベレンゲール大將を指名された。執政々府の倒潰は、直ちに憲政の回復なりと、期待してゐた國論は、先づ此の第一歩に於て、失望を滿喫した。

ベレンゲール將軍の立場も亦、非常に困難であつた。同將軍は、モロッコに於ける戰敗の責任を問はれ、禁錮の刑に處せられてゐたが、プリモ・デ・リヴェラの盡力に依り、大赦を受け、現役に復し、大將に進み、侍從武官長となり、後には伯爵の榮位を授けられた身であり、情に於て、前政府の政策を破壊するに忍びざる所あり、又實際に於ても、プリモ一派は未だ相當の勢力を擁し、再起の日を期してゐることは、總辭職の日に「再び國家の爲め身命を堵して、御奉公をなすが爲め、今は一時休暇をとる」と聲明してゐることから見ても、明かであるから、急激なる改革を極力回避する要があつたが、他面一度解放の喜びを見出した輿論を、永く不満の儘に置くことも、亦不可能の情勢にあつた。

如斯難局に當面して、一流政治家は、誰もベレンゲールと共に、政府組織を肯ずるものなく、一時組閣難に陥つたが、遂に友人連を寄せ集めて、兎に角新政府を樹立することが出來た。

### 二、サン・セバスチヤンの密議

新政府は立憲君主と云ふ標語の下に、漸次に憲政常道の回復をなすべしと宣言し、國民議會を解散



し、舊時の議會制への復歸を示し、前政府の時に、内閣の一局となつてしまつた、外務省を復活し、更に進んで、前政府顛覆を試みて投獄せられた、砲兵將校を釋放し、執政々府の徵收した罰金を拂戻したりしたが、言論集會の自由に就ては、何等改善の跡を示さなかつたから、不平は次第に天下に醗酵せられた。

此の時に當り、プリモ・デ・リヴェラは巴里の客舎に於て、突然淋しく此の世を去つた。實に失脚後三ヶ月目の慌しさであつた。彼の死は、獨裁主義者への致命的打撃であり、従つて自由、憲政、共和を望むものは、勇氣百倍、亡命の士は續々潜入歸國し、一九三〇年八月には、サン・セバスチヤンに於て、共和各派の巨頭、密かに相會し、王政顛覆の盟約を結び、秋に入つて、マドリッドの闘牛場に、共和各派の結束大會を開催した。相會するもの三萬餘、政府は此の會合を許したが、大砲、タンク、飛行機を準備して、不測の變に備へると云ふ有様であつた。

之からのスペインは、全く戒嚴状態であつた。政府は警官や憲兵を盛んに増員し、マドリッドの夜間警戒振りには、最も嚴重を極め、密かに逮捕せらるゝもの、巧みに脱獄したもの等の噂は、口から耳にそれからそれへと傳はつた。

### 三、ハカの血煙

年も漸く押つまつた、十二月十二日の拂曉、サラゴツサから、ピレネ下の寒村ハカと云ふ所に、タキシシーを走らす怪漢があつたが、やがて此の村の夢は、俄然として破られた。此處に駐屯せる陸軍の小部隊は、憲兵や税關兵の寢込を襲つて之を監禁し、革新の志に燃ゆる、青年將校に率ゐられて、サラゴツサに向つて進軍し始めた。此の報告は、職務に忠實な一電話交換嬢の、命をかけた聲に依つて、マドリッドに達した。政府は直ちに、スペイン全土に戒嚴令を下すと共に、ウエスカ駐屯軍に對し討伐を命令した。しかしウエスカ軍は、反軍に通牒の形勢なるを察知した政府は、驚愕、直ちにサラゴツサ軍に、反軍の徹底的鎮壓を嚴命し、同時にマドリッド軍を、急速に北方に移動せしめた。ウエスカ軍は意外の大軍が、進撃して來たので、忽ち政府方として忠勤を勵むこととなり、ハカ反軍三百餘名を進軍の中途に扼して猛烈な砲撃を加へた。反軍は之に驚き、何等戰鬥をなさず、全軍捕虜となり、三將校は時を移さず銃殺せられ、事件は急速に鎮定せられた。

然るに、十二月十五日朝早く、軍服私服の一團四十名計り、マドリッド近郊、クアトロ、ヴェイエントスの飛行場に潜入、軍用機を引出し、其の西國徽章を赤板にて掩ひ、數機翼を列ねて首都兵營の上空を飛び、軍隊に共和革命加擔を勧誘する激烈な文句の、傳單を撒布し、同時に附近の放送局を占領して、首都に革命起り、共和政府樹立せられた旨を、全國に放送した。



政府は直ちに、附近の砲兵學校の大砲で、飛行場を砲撃せしめたので、正午近く飛行場に白旗が上がり、首魁は、ポルトガルに空中逃避を行ひ、急速に鎮定せられたが、ハカ及びクアトロ、ヴェイェントスの亂は、全スペインの人心に、忘れ難き印象を與へた。

其の後、此の反亂は、一九三〇年八月のサン・セバスチヤンの秘密會合での申合せに依り、アルカラ・サモラ、マウラ・アサーニヤ等の政界大立物が、相集つて企てた反亂で、之等七名の連名になる、共和革命宣言なるものが發見せられ、事件は大規模なものであつたこと、單に期日打合せの行違に依つて、失敗に歸したこと等が明かになり、一味のものは、或は捕へられて投獄せられ、或は亡命して、一應片が附いた。

しかし、時局の重大性は、山間僻地に迄も、認識せられ、銃殺せられた二將校の最後の立派であつたことは、深く庶民の同情を惹き、人心漸く亂を思つて其の年も暮れて行つた。

#### 四、機銃の響

一九三一年の春は、スペインに背いて、一、二、三月は、政界裏面の陰謀と取引と、街頭のデモと機銃の響とに終始した。

政府は總選舉の準備として、自由保障令を公布し、公正な輿論を反映させる爲めに、言論集會の自由を回復したから、輿論は一齊に王制打倒を絶叫し出した。そして差當つての大問題として、再開せらるべき議會は、通常議會なりや、憲法議會なりやが抗争せられ、政府側と共和各派とが、各々主張を固持して譲らず、世論に興奮せる學生は、學校騒動を起し、憲兵や警官と衝突し、所在に流血の慘事を惹起した。

此の間、クーデターに依る執政々府再興の陰謀が、軍法會議々長の反對聲明から、暴露して、スペイン國民の心膽を寒からしめた。

如斯情勢の下に昔日の保守黨老闘將サンチェス・ゲラを始め、共和派の人々は、總選舉不参加を聲明するに至り、世論翕然として之に應じ、從來、政府を擁護し、通常議會召集説を採つてゐた、ロマノネス伯や、バルセロナのカムボ等も、事情急變を名として、憲法議會召集の已むなかるべきを表明するに及び、ベレンゲール政府は、遂に總辭職を決行した。

#### 五、獄中の會見

組閣の本命は、サンチェス・ゲラに降下した。同人は、獄中のアルカラ・サモラと、劇的會見をなし、憲法議會中、國王は離國すると云ふことを條件として、閣員名簿を捧呈しようとしたが、ベレンゲール、ロマノネス及び國王等の密議に依つて、アルフォンソ十三世は、ロマノネス伯の入閣



を突張り、サンチエス・グラの出鼻を挫いて組閣を流産に終らしめた。

ここに於て、豫てマドリッドに招致されてゐた、アスナール提督が、内閣を組織することとなり、ベレンゲール將軍は、陸軍大臣として居残り、新政府は、憲法議會を召集するが、其の議會は、通常の政務をも審議すること、議會は二院制なること、議會總選舉に先立ち、市町村會の選舉を、四月十日に行ふこと等を決定し、同時に、輿論鎮靜の目的の爲め、ハカ事件に連座した人々の減刑を行ひ、アルカラ・サモラも、六ヶ月と一日の軽い刑となり、三月二十日には、假出獄を許された。然し輿論は益々政府と王室に不利となり、街頭には、血腥き事件が續發した。かうしてゐる間にも、選舉前衛戦は遠慮なく進行し、政府側は御用候補を、反對黨の十倍も多く押立て、絶對多數の當選を期待し、共和派は、比例代表法の活用を研究して、政府の裏をかゝんと計畫し、其の宣傳も亦猛烈を極めた。

## 六、國王の亡命

一九三一年四月十二日の選舉は、投票率九〇%に及び、從來に比し殆んど倍位の、好成績を示したことは、流石に吞氣なスペイン人も、眞劍に、非常時局を意識したことを語つてゐる。しかし、それは最早や手遅れである。

十二日の夕刻から、刻々に發表せらるゝ結果は、意外にも、共和派の大勝を豫想させ、十三日には、大勢は最早決したものと見られ、各所で、マルセイエイズが高唱せられ、王政打倒が絶叫せられた。十四日の晝になつて、マドリッドの中央郵便局の屋上に、赤旗が樹立せられ、市中の店舗は大戸を引き、物情騒然となつた。同日朝、バルセロナに於て革命政府が成立し、カタロニヤ分離派の巨頭マシヤ大佐は、自ら市長の手よりその権力を奪つて、市廳の屋上に、カタロニヤ國旗を掲揚し、又マドリッドに在る、アルカラ・サモラに對し、電話を以て革命決行を促しつゝありとの情報は、嵐の如くに全國に擴まつた。

王宮に於ては、嚴戒裡に、御前會議が催されたが、マドリッド衛戍總督及び警視總監が、時局收拾の力なきを伏奏するに及び、アルフォンソ十三世も、退位已むなしとの御決意を表明せられた。重臣は時已に遅しと斷じ、一部閣員は武力彈壓を主張したが、國王の容るゝ所とならず、御前會議は何時果つべしとも見えなかつた。老臣ロマノーネスは、アルカラ・サモラ一派と會合し、憲兵、警官は、共和派に對し發砲せぬこと、之に對し、共和派は國王の國外退去に當り、生命の安全を保障すべしと云ふ、最後の取引を取纏め、國王側より夕刻五時半迄に何分の確答を與へることとなつた。

此の間に、市の中心廣場、プエルタ・デル・ソルには、刻々群集が増加して、王政打倒を叫んでゐる



たが、五時半が過ぎて七時になつても、王宮からの返事がないので、共和派幹部は遂に意を決し、數臺の自動車に分乗し、群集を分けて、プエルタ・デル・ソルの正面にある内務省乗取に向ひ、何等の抵抗も受けず之を占據することが出来た。七時半、共和國旗を掲げ、共和國成立を宣言するや、廣場に集つた群集は、感極まつて相抱いて泣いた。

群集は、プエルタ・デル・ソルから、既に警戒を解いた王宮に殺倒し、王宮前の廣場にある、歴代王の石像を破壊するに至つたので、九時半アルフォンソ王は、裏門より自動車にて、脱出、深夜をカルタヘナに向つて走り、同港より軍艦に搭乗して、佛國に亡命せられた。

## 第七節 革命の由來

### 一、概説

今回のスペイン革命は要するに左右兩派の争であるが、スペインに於ける左右兩派の争は、云はば慢性的で、今回始めて發生したのではない。一九三一年四月に王政が倒れ、共和制が樹立せられた時から、兩派の争は絶える時なく、日を経るに従つて益々深刻となり、遂に今回の革命の如く、他に類例を見ざる一大慘劇を演ずるに至つたのである。

スペイン王政倒壊以前の歴史は前來詳記の通りであるが、スペインは古來各種異民族の互に殺戮を事とした、民族闘争の血腥さき舞臺であつて、現在のスペインも諸異民族の寄合ひ世帯であるから、社會主義、共産主義、無政府主義の運動には詭向の國柄である。國內に異分子が多く、如何なる政府に對しても反抗する分子があるから、政府も亦專制的強壓手段を執ると云ふことになるのである。一九二三年にプリモ・デ・リヴェラ將軍が獨裁政治を敷いて、國勢は一面大いに改革せられた點もあつたが、その反面に壓迫された左翼運動は、地下に潜つて益々根を張り、一度蜂起するや、リヴェラ將軍の亡命となり、國王の蒙塵となつた様な次第で、スペインに於ける左右兩派の争は、この國の歴史及び國民性に根據し、その由來する所頗る遠く且つ深いものがある。

### 二、左翼政治

一九三一年四月に王政が倒れて、共和政府となつたが、國內に於ける左右の抗争は依然として繼續した。共和政府になつて最初の二箇年は左翼政治であつたが、スペインに於ける左右兩派抗争の中心をなす政治問題は(一)宗教問題(二)農業問題(三)勞働問題(四)カタロニア自治問題等であつて、之等の諸問題に對し、左翼政府が如何なる政治を行つたかを見ることは、革命の由來を知る上に必要である。



(一)宗教問題に就ては、スペイン人は殆んど全部カトリック教徒で、教會の勢力甚だ強く、政治問題に教會が容喙する弊害があるので、この教會の勢力を削減することは、多年自由主義乃至左翼派の主張であつた。新共和政府になつて、教會の財産を國有とし、たゞ教會の存立と宗教的活動に必要な財産だけを認め、教會の商工業的活動を禁じ、其の教育権を取上げ、僧侶に對する財政上の補助を廢止し、教會中で最も強力であつたゼスイット派を解散して、その財産を沒收すると云ふ風に、頗る徹底的に改革が行はれたのみならず、勢の赴く所、極端な暴民が寺院の燒打をやるとか、僧侶に暴行を加へると云ふやうなこともあつたのである。斯の如き行爲が、他方に善男善女の反感を買つたことは云ふ迄もない。

(二)農業問題は、スペインが農業本位の國であるだけに、非常に重要で且つ難問題である。この國には封建の遺風が尙ほ存し、大地主が廣大な土地を擁し、贅澤な生活をして居るに反し、農業労働者は貧困の状態にあつて、農業の發達も遅れて居る。そこで小農保護の方針に就ては、右翼の方にも反對はないのであるが、新共和憲法には、私有財産の強制徵收に關する原則が定められ、更に農地改革法が制定せられ、大農地を徵收して、之を小農に分配し、又は集團的に耕作させると云ふ、純蘇聯式方法が採用せられたのである。之等の方法が餘りに急進的であつた爲めに、之も左右兩派の抗争を一層深刻にした。

(三)労働問題に就ては、新左翼政府は、労働争議審判所を設け、之に依りて、労働争議の解決を圖つたのであるが、その審判が常に労働者に有利で、其處に行けば雇主は必ず負けると云ふ風であつた爲めに、一方に非常な不平を醸成したのである。

(四)地方自治問題中特に重要なのは、カタロニア州の自治問題である。バルセロナを中心としたカタロニア州は、

歴史的に一區域を形成し、人種、言語、文化等に於て、中央政府の所在地、マドリッド方面とは可なりの差異がある。この地方の自治運動乃至分離運動は、スペイン内政上の痛であつて、この問題を挟んで永く左右兩翼が争つて來たのである。左翼はこれに廣汎なる自治を與へんとし、右翼は國家統一主義で、成る可く中央集權でやつて行かうとするのである。新共和政府の左翼内閣は、カタロニアに自治を與へ、カタロニア自治憲章を認めたのである。

左翼政府は大體以上の如き政策を執つた故に、右翼は之に反對し、時々暴動が起つたが、大事に至らずして鎮壓せられた。然し國民の反對は次第に強くなり、右翼のみならず中央派も、議會をボイコットするに至り、一九三三年秋には、左翼内閣が倒れ、總選舉が行はれた。

### 三、右翼政治

一九三三年の秋に左翼内閣が倒れ、中央の急進黨を主とする内閣が出来、議會を解散して總選舉が行はれたが、この總選舉に於ては、左翼のマルクス主義に對し、右翼の諸政黨は反マルクス主義の旗幟の下に團結し、大勝利を得た。然し右翼だけでは政權をとるに不充分であつた爲め、中央派と結んで、政局を維持することになつた。この中央と右翼の聯合勢力は、前に掲げた左翼政府の諸政策を、片端しから改め始めた。

今度は左翼の暴動、叛亂が相次いで起つた。一九三四年十月の左翼革命は、全國的動亂となつたが、政府は數週間の内に、兎も角も之を鎮壓した。この左翼叛亂は、社會黨と共產黨が中心となり、アナ



ルコ・サンデカリストの一部も之に加はり、其の他の左翼派が同情を表した點から見ても、所謂人民戦線を形成したものであつた。現在の政府派の大立物は大概之に参加して居た。之が鎮壓に當つた政府側總指揮官は、今回の革命軍の首領フランコ將軍その人であつた。今日は官軍、明日は賊軍と、或は討ち、或は討たれ、政府の變る毎に血を見ざれば止まない、スペインの政情は、誠に同情に堪へざるものがある。

左翼革命が失敗に歸し、右翼が大いに勢力を伸すかと思はれたが、さうは成らず、左翼革命に参加したる首領の處分問題に就て、早くも政府部内に意見の對立を生じ、一部は徹底的彈壓を主張したが、一部は穩便説を主張し、結局穩便主義が勝利を得て、革命の首領に對し、寛容の處置をとることになつたので、左翼は敗北はしたけれども、根絶はせられず、直ちに再起の準備を爲し、左翼統一戦線の結成に向つて努力を續け、秘かに機會を窺つて居た。

#### 四、人民戦線政府

左翼派に對する機會は間もなく來た。一九三五年の冬には、中央派と右翼派との提携が破れ、政局の維持が出来なくなり、一九三六年の始めに議會が解散になり、二月に總選舉が行はれた。

選舉の結果は人民戦線が大勝利を博し、再び左翼共和派の政府が出來、アサニア内閣が出現した。

アサニアは左翼とは云へ、穩便であつた爲め、無事であつたが、五月十日大統領に當選し、代つてキローガ内閣が組織せられるに及び、右翼に對する壓迫は積極的となり、險惡の政情となつた。

人民戦線政府の政綱の主なるものは(一)二年前左翼革命の際に投獄された囚人の釋放(二)その當時解雇された労働者及び官公吏の復職(三)當時過度の手段を用ひて鎮壓に當つた當局者の裁判及びそれによる被害者に對する損害賠償(四)フアツシヨ排撃(五)カタロニア自治の復活(六)農地の分配及び失業者の救済(七)國際聯盟主義の外交等であつたが、キローガ内閣は着々右の政綱を實行し、右翼の勢力を抑へる爲め、右翼團體の解散を命じ、反政府的傾向にある軍人の權利を剝奪する等の處置をとつたが、これと相並んで右翼派人物の暗殺、その財産の破壊等のテロ行爲が行はれた。之に對し右翼派も黙つては居らず、反撃が行はれ、双方感情が激化して、早晚大衝突が起きなければならぬ状態となつた。

### 第八節 革命の狀況

#### 一、革命の勃發

前記の通り、人民戦線政府下に於て、左右兩派の感情が激化しつゝあつたが、一九三六年七月十三



日首府マドリッドに於て、右翼派の重鎮カルボ・ソテロが、警官等の爲めに暗殺せられた。この事件は、右翼に一大衝撃を與へたが、之は其の前日に行はれた左翼の一重要人物カステロ中尉暗殺の復讐であつたと云はれる。其の後數日を出でずして、七月十八日未明、モロッコのメリアで、革命の狼煙が擧つた。豫て全国的に連絡があつたものと見え、その翌日にはスペイン本土の主なる都會には大抵革命が起つた。然し政府側にも準備があつたものと見え、最も重要なマドリッドとバルセロナは、一日の中に鎮壓されてしまつた。一説によれば、右翼革命の計畫が未然に洩れた爲めに、豫定より早く驟起したので、首府を乗取ることが出来なかつたのだと云ふ。兎も角も普通ならば首府を第一に占領し、直ちに政府を組織して、地方の戦争は第二段となるのであるが、今度の革命は先づ首府に於て失敗した爲め、地方に於て勢力を占め、段々と攻上つて首府を攻略すると云ふ段取りになつたので、革命が意外に長引くことになつたのである。

## 二、兩軍の構成

今回のスペインの革命は、大體から見てマルクス主義に對する反マルクス主義の戦争であると見られる。然し乍ら政府側、革命軍側共に、その構成内容は甚だ複雑で、どちらにも色々の分子が入つて居る。先づ黨派別に見れば、政府側の中心は共和黨の左翼諸派で、之を社會黨、共產黨及びアナ

ルコ・サンチカリストが援助して居るのである。社會黨の背後には、労働總同盟と云ふ大きな團體がある。之はマドリッドを中心として、約百五十萬の會員を擁して居る。アナルコ・サンチカリストは無政府主義團體と、サンチカリスト團體の總稱で、バルセロナを中心として、會員百萬餘と稱せられて居る。

次に革命側には、共和黨の右翼があり、その右に人民農業黨がある。更にその右に王黨があり、その又右には純然たるファツシヨ團體、フアランヘ・エスバニョーラがある。又政黨ではないが、政治的に大勢力を有する、アクション・カトリカ（カトリックの團體）及び軍人等が叛軍に屬して居る。即ち、政府軍は、労働者、農民が中心で、叛軍は軍人が中心で、舊貴族、僧侶、大地主及び資本家が之を後援して居るのであるから、今回の革命は、上層階級と下層階級の争と云ふことも出来る。

斯の如く双方とも内容は複雑であるが、大體から見て、マルクス主義對反マルクス主義の争と見ることが、最も適切であり、通例である。革命軍の首領フランコ將軍の聲明を見ても、革命の目的は、マルクス主義、共產主義の排撃にあつて、共和制を破壊し、又は王政を復活せんとするものでないことが明示されて居る。事實上之等將軍連及び革命派の多數は、之迄共和制度と調和して來たものであるが、人民戦線の勝利の結果、極左政治に向ふ形勢が見え、右翼に對する彈壓が厳しいので、今にし



て立たずんば、自分達の運命危しと見て、蹶起したものだと思はれる。

政府側は、革命前より、事實上、極左翼に支配されて居たが、革命勃發後、數回内閣の改造が行はれ、極左的色彩が濃厚となつた。一九三六年九月四日に行はれた内閣改造によつて、總理兼陸軍大臣となつた、フランシスコ・ラルゴ・カバリエロは、スペインのレーニンと呼ばれる左翼の闘士で、職業は左官であつたが、二十歳で労働運動に身を投じ、一九三一年共和政府の成立するや、労働相として入閣した。一九三四年の騷擾事件に關係して投獄せられ、一九三六年二月人民戦線内閣の成立と共に出獄した人である。社會黨革命派の首領で、無産階級の獨裁政治建設を唱道して居る。

革命軍はカベネラス將軍を首班とする國防委員會をブルゴスに組織し、一九三六年十月一日フランコ將軍を、スペイン政府首席に推戴した。

ブルゴス政府成立と共に、その指揮下にある軍隊の改編が公布せられたが、それに依れば、兵力を南北兩軍に分ち、南軍はセヴィリアに司令部を置き、リアーノ將軍を指揮官とし、北軍はヴァリアドリツドに司令部を置き、モーラ將軍之を指揮することになつて居る。而してブルゴス政府の組織を見るに、外交關係を除いては、全部軍人が首脳部を占め、文官は僅かに之に協力するだけで、軍人獨裁政治を採用して居る。フランコ政府が、十月一日發表した政綱の要領は、左の通りである。

- 一、新西班牙は不名譽なる過去を抹殺し、秩序を回復し、責任政府を樹立し、軍隊の威嚴を重くし、且つ國の内外に在る西班牙同胞の自由意思に依り社會的協力の精神を發揚す。
- 二、新國家は國家的、單一的、繼續的性質を具へ、統合制度の下に、最嚴格なる権力主義の組織とす。
- 三、西國各地方は其の最盛時の傳統に基く特性を尊重せらる。但し右を以て西國の絶對的統一を害することを得ず、市會は公共團體としての細胞的使命の必要とする一切の權限及び獨自の生命を有すべし。
- 四、國民の意思は、國の本質自體を基礎として、其の意思及び要求を眞正に代表すべき、専門且つ團體的機關を通して、表示せらるべし。
- 五、労働は、資本主義の弊害除去及び正當なる勞銀の設定に依り、絶對的保障を享受すべし。
- 六、經濟改善の爲め必要なる一切の措置を實行すべく、労働の報酬に就ては、労働者の生産率及び労働者その他の生産分子との忠實なる協力を基礎とし、定めらるべし。一切の西國人は、各自の能力に適應し、労働する義務を有す。新國家は寄生虫的市民の存在を許さず。
- 七、新國家は、西國の傳統及び西國民の宗教心を尊重し、カトリック教會と協和的關係を保持す。
- 八、對外關係に於ては、萬國と友好し、特に種族、言語及び思想を同じくする諸國との優先的友好關係を保持し、文明に絶對の害想を齎す、ソヴェイトとの接觸を絶對排除す。

右の内第一に於て「軍隊の威嚴」を謳ひ、第二に於て中央集權を唱へ、第三に於て地方自治の限度を定め、第六に於て獨逸ナチ式に労働の義務を定め、第七に於てカトリック教を味方とし、第八に於てソヴェイトを排撃すること等は、以て革命政府の色彩を明かにするものである。



## 三、戰況一般

叛亂は一九三六年七月十八日西領モロッコのメリヤに起り、同日中に早くも全西領モロッコの要地を占領し、ジブラルタルの對岸スータ港を陥れ、十九日にはスペイン本土全體に亘り叛軍が蜂起した。叛軍鎮壓の爲めモロッコに派遣された軍艦二隻も叛軍方に寝返り、全スペインは一朝にして混亂状態に陥つた。叛軍蹶起の報に、隣國ポルトガルに亡命中の軍人等も續々歸國して叛軍に参加し、その氣勢大いに揚つた。

叛軍の配置を見るに、大體南北に分れ、北はブルゴスを中心に、モラ將軍の率ゆる軍隊が南に向つて進撃し、南はセヴィリヤ附近を中心とする、フランコ將軍麾下の部隊が、北に向つて攻め上り、南北相呼應して、首府マドリッドの政府軍を挾撃する體勢をとつた。西部に於いてもバタホスの要塞は革命軍の手に歸した。

叛軍は當初甚だ優勢で、殊に北軍はどんく拍子に南進し、マドリッド北方の要衝グアダラマ峠を占領して、首府に迫つたが、南軍の成績思はしからず、一舉に首府を攻略する計畫は挫折し、七月末から戦況は膠着状態に陥つた。然し乍ら七月末には、スペイン全國五十州中二十八州は叛軍の掌中に歸し、政府軍はマドリッド附近及び地中海沿岸一帯を領有せるに過ぎず、バレアリック諸島も叛軍の占有に歸した。

かくて七月二十三日に至り、北方叛軍モラ將軍は、ブルゴス市に國民防衛委員會の名の下に、假政府を樹立し、委員長にはサン・ミゲール・カバネラス將軍之に當り、モラ將軍は軍政を司ることになつた。

右假政府は、委員長カバネラス將軍の名で、各國政府宛に、その成立を通告し、我が國にも之を通告して來たが、我が政府では靜觀の態度をとつた。

## 四、各地の戦況

## (イ) バルセロナ

カタロニヤ地方は、自治問題の喧しい處で、始めから左翼派の優勢な地方であるが、全國に右翼革命が起るに及び、この地方では、カトリック教徒に對する左翼の迫害が行はれたものゝ如く、八月始めの新聞は、同地から脱出した僧侶の談話として、左の如き記事を掲げた。

スペイン内亂の發生と共に、カトリック教は全國各地に於て迫害を受けて居るが、就中バルセロナ市では、教會堂は悉く破壊され、厄を免れた大伽藍は、サンチカリストに占據された。市民百萬を擁するバルセロナ市で、一回の御彌撒も上げることが出來ず、會堂の祭壇には、虐殺された司祭並に修道尼の屍體二百五十餘が、果々と並んで居る有様だ。バルセロナ教區神學校所屬の科學博物館、圖書館も放火の結果焼失した。革命が起つた爲め、政府軍



が便宜の處置を講じたと言ふのは、單なる口實に過ぎない。當初から左翼分子が、カトリック教徒迫害を企圖し、革命が起る起らぬに關係無く、七月十九日バルセロナ市で「人民戦線オリムピック大會」を開催するのをきつかけに、迫害を開始する豫定であつた。カタロニア自治政廳が、迫害阻止に斡旋しても、今迄の所何等效果なく、市内は全くの無政府状態で、カトリック聖職者は、外國領事館に逃れる外、避難の道がない。スペイン國內の殘虐な迫害に比べれば、ソ聯邦に於ける宗教迫害などは、物の數でもない。

#### (ロ) イルン及びサン・セバスチアン

政府軍は北方佛國との境界に近き、イルン及びサン・セバスチアン等を死守して居つたが、革命軍は八月半頃より先づイルンに對し總攻撃を開始した。政府軍も亦必死に防戦し、八月末迄は兩軍の勢力伯仲の間にあつたが、其の間北方叛軍は次第に勢を増し、九月始めより之が攻略に全力を盡した。蓋しイルン及びサン・セバスチアンを占領することは、北方に於ける政府軍に、止めを刺すことを意味する以外に、佛國からの政府軍援助の道を斷ち、政府軍を孤立の状態に陥れることになるからである。九月二日より文字通りの肉弾戦が行はれ、四月に至つてイルンは遂に叛軍の手に歸した。この戦闘には、獨逸及び伊太利の飛行機が参加した旨政府軍は發表した。

イルンを占領して、政府軍と佛國との通路を斷つた革命軍は、九月四日時を移さず、ビスケー灣頭政府軍最後の根據地、サン・セバスチアンに向つて進撃を開始した。政府軍中央部隊はサン・セバス

チアンに孤立する友軍救援の爲め、佛國國境線に沿つて盛んに活動を開始し、又佛國に對し頻りに援助を求めたが、思ふやうに行かず、サン・セバスチアン籠城軍も死力を盡して防戦したが、遂に九月十二日同地は完全に革命軍の手に歸した。

#### (ハ) コルドバ

コルドバは、革命南軍の根據地、セヴィリヤの東方百軒の地點にあり、南部の要衝であるが、八月二十一日政府軍は之を奪還し、セヴィリアに進撃する有利な地歩を占めた。

#### (ニ) トレド

トレドはマドリッド南方四十軒の地點にあり、マドリッド攻防戦に重要な地點であるが、九月二十六日遂に革命軍の手に歸した。

### 五、首府攻防戦

各地の戦況は一進一退とはいへ、大體革命軍に有利で、革命軍の意氣揚り、之に反し政府は意氣沮喪の形勢であつた。十月始め現在に於ては、尙ほ北方ビスケー灣頭ビルバオ、サンタンダ及びオヴイェド諸市並に南方地中海に面せるマラガ市等は、依然政府軍の手中にあつたが、マドリッドが陥落すれば、之等地方の政府軍は問題にするに足らざるものと見られた。



革命軍總司令フランコ將軍は、十月一日國防委員會の推薦により、スペイン國總統に就任し、革命政府の政綱を宣言した。その内容は前記の通りである。又翌十月二日革命國防委員會は、會議を開き、今後の作戰に就き協議の結果、その北方根據地をブルゴスからヴァラドリッドに移し、マドリッド攻略に一段と積極的方針をとることにした。但し國防委員會は當分ブルゴスを動かさることにした。又右の會議で、ボンテ將軍、ラリケット將軍、ヴァレラ將軍を夫々アラゴン、グアダラマ、トレド駐劄司令官に任命した。更に十月三日フランコ總統は、北軍總司令にモラ將軍を、南軍總司令にリアノ將軍を、總巡閱官にカベネラス將軍を夫々任命した。

斯の如く革命軍は、其の陣容を整へ、全兵力を動員し、愈々マドリッドに向け總攻撃を開始するこゝになつた。

革命軍はマドリッド市に對し、早くより屢々空襲を行ひつゝあつたが、九月半ばより空襲は益々頻繁となつたので、九月三十日政府は、婦女子に對し首府退去を指令し、首都の防備に努め、各地より應援軍の來援を求めた。

革命軍は、頻繁且つ大規模に、首都の爆撃を繰り返すと共に、上空から歸順勸告のビラを撒き、四方より次第に首府に迫り、マドリッドとヴァレンシヤ間の鐵道破壊等により、首府と外部との連絡を

斷つことに努めた。斯くて首府は次第に危險に瀕し、その陥落も時間の問題と見らるゝに至つたので、十月十六日には最後迄同地に頑張つた我が公使館の高岡書記官、宮澤書記生等も首府を引揚げ、同十九日にはアサニア大統領は、バルセロナに脱出し、同地に政府事務所を開設した。

首府の危險は日々に加はり、革命軍は其の間近まで迫つて來たので、カバリエロ首相は十一月四日内閣を改造して、從來提携を躊躇したアナルコ・サンチカリスト系の代表者を閣僚に加へ、左翼の全勢力を團結して、革命軍に當ることにしたが、十一月七日には愈々首府撤退を決意し、同日閣僚全部自動車でヴァレンシヤに到着した。カバリエロ首相は之と同時に、首府の撤退は、斷じて之が放棄を意味するものでない旨の、コミュニケを發表したが、首府では政府の代位機關として、ミヤハ將軍を首班とする、防衛委員會を組織せしめ、之が防衛に當らしめた。

十一月六日には、革命軍の砲彈、市内に落下し、首府は修羅の巷と化し、同日夜半より最後の總攻撃が開始された。十一月八日夜半には、革命軍の先頭は市内に侵入した。斯くて首府は革命軍の爲めに占領せられたものゝ如く當時報道せられたが、案外にも、政府軍の最後の頑張りに依り、革命軍の首府占領は失敗に終り、市内に入りこんだ部隊は勿論、近郊を占領した革命軍も、漸次退却した。之は革命軍が市の西南より、鋭角の形にて突入せんとした爲めに、政府軍の挾撃に遭ひ、失敗したもので、



モロッコ兵を主とし、一萬五千に上る死傷者を出し、内亂の前途は、全く豫想し難き状態になつた。政府軍が盛り返したのは、十一月十日に最新式の武器を有する増援兵が、カタロニア自治州から到着した爲めである云はれる。又共產系労働同盟本部は、二十歳から四十五歳迄の黨員に對し、直ちに義勇兵として戦線に出動方を命じ、應じないものは嚴罰に處する旨十一月十一日布告した爲め、連日多數の義勇軍が、マドリッド戦線に参加し、其の後の戦況を政府軍の有利に導いたと云はれる。

### 第九節 カタロニア政府の蘇聯化

アサニア大統領が、十月十九日バルセロナに到着するや、カタロニアに於ける左翼勢力は頓に勢を得、カタロニア各左翼團體は、十月二十二日合同會議を開き、協議の結果、カタロニアの經濟生活を純然たるソヴィエト體制に改革するに決定し、次の如き宣言書を公布した。

- 一、各黨派はカタロニア政府の決定を嚴重に遵奉すること。
- 二、カタロニア政府は州内の全生産機關及びその他戦争遂行に必要なものは總て無償で沒收す。但し小工場及び農場は、その所有者が、ソヴィエト體制を支持し、反革命運動に従事せざることを條件に、沒收を免す。
- 三、外國人經營事業も、適當なる代償を以て、政府の所有に歸せしむ。

- 四、外國貿易は政府の統制下に置く。
- 五、共同組合並に銀行は官有とす。
- 六、革命軍に對し、最後の戦勝を贏ち得るため、軍政を改革し、徴兵制を實施す。
- 七、人民戦線擁護に参加せざる卑怯者は、將來全部統殺に處す。

### 第十節 内亂と人道問題

スペインの内亂は骨肉相食む鬭争である上に、其の國民性の然らしむる爲めか、稀に見る慘酷な戦闘手段が用ひられたので、人道問題が始めより呼ばれた。革命軍は政府軍の毒瓦斯、麻薬品の使用に就き、諸外國政府並に萬國赤十字社に提訴したが、九月七日には革命軍自身も、報復的に毒瓦斯を使用する旨を宣言した。

ジュネーヴ國際赤十字社本部は、政府軍の非人道的戦争手段に関する革命軍の提訴に基き、政府軍及び革命軍の双方に調査團を派遣し、調査せしめることゝした。

佛國のアンデーに避難中のスペイン駐劄アルゼンチン大使マンシーラは、八月三十一日その假官邸に、スペイン駐劄各國外交官を招請し、スペイン内亂に關し、戦闘の人道化を圖ることに決意し、左の如く語つた。



余は骨肉相食むスペイン内亂の凄慘な光景を座視するに忍びず、各國大使と協議の上、政府、革命兩軍に對し、戰闘を出来る限り人道化する様要請する積りである。我々は更に俘虜の交換、赤十字衛生施設の組織等についても話合ふ積りで、各大使が余の意圖に賛成し、速かに參會せんことを希望する。

右の招請に應じ、同假官邸に參集した諸國大使は、協議の結果、連名にて、戰闘の人道化を要請する覺書をスペイン政府に宛て發送した。但し革命軍側に對しては、臨時革命政府を承認する如き誤解を招く虞ありとして、右覺書の發送を見合した。又米國大使及び日本公使は右覺書に署名しなかつた。

マンシーラ大使は、スペイン駐劄外交團首席として、内亂の人道化問題に關し、マドリッド政府及び革命軍側と交渉を續けて居たが、九月五日「マドリッド政府は反亂鎮壓の爲め忙殺せられ、他を顧みるの暇無しとの理由を以て、人道化の提唱を拒絶して來た」と發表した。

他方萬國赤十字社代表ジュノー博士は、スペイン政府及び革命軍と折衝の結果、左の申合せが九月十八日成立したと報じた。

- (一) 政府軍並に革命軍は何れも國際法の規定に基き赤十字徽章を尊重する。
- (二) 交戰地區から小兒並に婦女子を引揚げさせることに同意する。
- (三) 萬國赤十字社はベルセロナ、マドリッド、ブルゴス、セヴィリア各地に捕虜取扱機關を設置する。

又英國政府は十月二十日政府革命兩軍に對し、「英國政府は人道的見地から、政府、革命兩軍が俘虜人質を交換し、就中婦女子を釋放することを要請する。その輸送に付必要な場合には、英國政府は自國軍艦を提供するに吝かでない」旨を提言した。

更に國際赤十字委員會は十一月十一日政府、革命兩軍に對し左記要旨の通牒を發送し、戰爭の人道化を要求した。

- (一) 婦女子其他非戰闘員を人質として保持することは、一九三四年東京會議の原則に反する故、即時之を解放すること。
- (二) 婦女子、僧侶等に對する復讐行爲を絶対に停止すること。

右の外萬國赤十字社より政府軍に對し、首府に中立地帯を設置するの案を提議したが、十一月二十四日マドリッド防衛司令官ミアハ將軍は「首府に中立地帯を設置することは、爾餘の地帯に對する爆撃を正當化する虞あり」として、之を拒絶した。

## 第十一節 政府側の起した國際問題

### 一、獨逸船の臨檢



獨逸汽船カメルン號は、八月十九日ジェノア港に向ふ途中、本國政府の訓令を受け、獨逸居留民收容の爲め、スペインの南岸カデイス港に廻港したが、同港沖合七哩の處にてスペイン政府巡洋艦及び潜水艦により停船を命ぜられ、船内隈なく搜索を受けた。獨逸の輿論はスペイン政府の不法行爲を痛烈に非難したが、同政府も亦「公海に於て商船を臨検することは戦時に限つて許されて居る。今回のスペイン軍艦の處置は國際法違反である」とて、スペイン政府に對し抗議を提出し、同時にスペイン出動獨逸艦隊司令長官ロルフ・カールス提督に對し、情勢に應じ臨機實力を發動する權限を附與し、「スペイン領海外に於ては一切の手段を講じて、獨逸商船を保護すべし」と訓令した旨が報ぜられた。

## 二、英國船の臨檢

英國商船ジベル・サージョン號は八月二十二日西領モロッコ沖十哩の海上に於て、スペイン巡洋艦ミゲール・デ・セルヴァンテス號から停船を命ぜられ、臨檢を受けた。急報により、ヂブラルタル停泊中の英國巡洋艦リバルス號及び驅逐艦二隻は直ちに出勤し、セルヴァンテス號艦長に對し、嚴重抗議したる爲め、同艦長は直ちに陳謝の意を表し、事無きを得た。

## 三、伊太利人虐殺事件

スペインの人民戦線分子の伊太利に對する反感強く、スペイン在留伊太利人にして危害を被むるも

の少くなかつたが、九月二日バルセロナに於て、一伊太利人の虐殺せられるや、伊太利政府はカタロニヤ自治州政廳に對し抗議を提出すると共に、左の通り發表した。

バルセロナ市在留ウムベルト・フアサネルラは、二日スペイン政府軍の爲め虐殺された。當時の事情は未だ詳細判明するに至らないが、理由は同人が聖書を所持してゐたといふに過ぎない。政府軍の慘虐非道は言語道斷である。イタリア政府はバルセロナ駐劄領事を通じ、カタロニヤ自治州政廳に對し、嚴重抗議を提出したが、スペイン内亂の發生以來既に六名のイタリア人が虐殺されて居り、單なる抗議では、到底居留民保護の目的を達成出来まい。イタリア政府は既に、バルセロナ近海に、巡洋艦一隻を派遣して居るが、更に軍艦を増派、斷乎自衛手段を講ずる方針である。

## 四、ウルグアイ領事殺害事件

マドリッド駐在ウルグアイ副領事姉妹三人が、スペイン政府軍の爲め殺害せられたとの報道があつたが、ウルグアイ政府は九月二十二日この事件の爲め、スペイン政府との國交を斷絶するに決定し、左記要旨の大統領令を公布した。

- 一、スペイン政府が外交使節の使命遂行に就き、充分保障を與へる迄、在スペインウルグアイ公使館を閉鎖し、公使を引揚げる。
- 二、スペイン軍の暴狀に對し、嚴重抗議する。
- 三、アルゼンチン政府に對し、スペイン在留ウルグアイ人保護方を要請する。



四、大統領令寫を國際聯盟事務局に提出する。

### 五、政府軍艦爆破事件

十一月二十二日マドリッド防衛委員會の發表に依れば、同日午前カルタヘナ港入口に於て、スペイン政府軍巡洋艦ミゲル・テセルヴァンテス號が、某外國潜水艦數隻の爲め攻撃を受け、セルヴァンテス號は大損傷を受けた。他の巡洋艦一隻も攻撃を受けたが損傷を免れた。右に關し十一月二十四日スペイン政府は更にコミュニケを以て、右爆破は獨逸潜水艦の仕業と確認された旨を發表した。

右に對し獨逸政府は、スペイン領海上には獨逸潜水艦は一隻も存在しない旨を述べて、事實を否定したが、この事件はスペイン政府を極度に憤慨せしめた。

## 第十二節 革命軍の起した國際問題

### 一、モロッコ國境封鎖問題

九月始め佛領モロッコ在留の一佛國人が、スペイン革命軍の爲め、タンジールに於て殺害せられた。此の事件に關し、九月十六日佛國政府はモロッコ駐屯スペイン軍總司令に對し、(一)フランス政府は、自國民の處刑に付き鄭重なる陳謝と三十萬フランの賠償金を要求する、(二)スペイン軍が二十四

時間以内に右要求に應じなければ、佛領モロッコ及び西領モロッコ間の國境を封鎖する旨の、最後通牒的抗議を提出した。

其の後、回答期限を更に四十八時間延長したが、期限満了するも、スペイン革命軍は右要求を履行しない爲め、廿二日遂に、佛領モロッコ及び西領モロッコ間の國境封鎖を斷行し、一切の通商交通を遮斷した。但し國境地帯に居住する土民は、例外として、從來通り交易を許可されてゐる。

### 二、ノルウエー船の貨物沒收

革命軍の軍艦は、十一月十五日、公海に於て、ノルウエー貨物船リスケン號に停船を命じ、積載の馬鈴薯其の他の食料品を沒收したと傳へられたが、ノルウエー政府は十一月二十六日、ブルゴス革命政權に對し、抗議を提出した。

### 三、蘇聯船の臨檢

十月三十日蘇聯汽船ドニエストル號は、ジブラルタル海峡航行中、スペイン革命軍所屬軍艦より停船を命ぜられ、臨檢捜査を受けたが、同船はハンブルグよりバツームに向ふ途中で、普通の貨物を運搬せるに過ぎなかつたから、その儘釋放せられたが、蘇聯新聞は、革命軍の越權行爲を盛んに攻撃した。



右の外十二月二十日のモスコイ各新聞紙は、六千九百噸のマンガン鑛を積載した蘇聯商船コムンモル號が、十四日スペイン革命軍所屬巡洋艦により撃沈せられたとの、タス通信を掲げ、斯かる海賊行為は必ず相當の報復を受くべしと論じ、蘇聯の通商擁護の爲め、軍艦を派遣すべしと主張し、本件に關し國內各企業團體の示威集會が開催されたと報じた。

#### 四、バルセロナ封鎖問題

スペイン革命政府總統フランコ將軍は、十一月十九日英國其他諸國政府に對し、革命政權はスペイン政府軍の軍需品密輸入を阻止する爲め、バルセロナ港の封鎖を斷行すべき旨を通告した。この通告は英國政府に衝動を與へ、一大反響を起した。

英國政府は革命政權を交戦團體として承認して居らないから、革命政權が封鎖侵犯の英國船を臨檢し、拿捕することを承認せず、實力を以てこれを抗拒するの決意を示し、十一月二十四日には地中海艦隊の一部に對し、スペイン沖出動を命じた。

右英國艦隊の出動命令に就ては、英國海軍省は「既定計畫に基く、定期的入換へに過ぎない」と發表したが、革命政權は事態の容易ならざるを見て、封鎖の斷行を躊躇し居るものゝ如くである。

伊太利政府はバルセロナ封鎖の通告に對し、十一月二十三日正式に、右の封鎖は正當で、伊太利は

飽く迄之に精神的支持を與ふる旨を聲明した。

この封鎖の問題は、今後如何に發展するか不明であるが、革命軍が、實力を以て有効に、封鎖を實行するだけの、海軍力を持たないこと明かであるから、この封鎖は實力を伴はない一片の紙上封鎖に終るものと思へる。斯の如き紙上封鎖は、外國船に對し、何等效力なきものであると云ふのが、從來諸國就中英米兩國の主張して來た所である。況んや英國は革命政府を未だ承認して居ないのであるから、この紙上封鎖の宣言は、英國の斷じて承認しない所であらう。

前記の如き一片の紙上封鎖と雖も、一國の叛亂鎮定の爲めにする場合には、外國船は之を尊重すべきであると云ふのが、從來ラテン・アメリカ諸國の態度であり、又歐洲大陸諸國の學者も之に賛成するものが多い。この見地よりすれば、伊太利は既に革命軍を承認したのであるから、革命軍が正當政府となり、政府軍が反軍となつた譯で、従つて革命軍が政府軍を鎮定する爲めに、バルセロナを封鎖することは正當であり、それが紙上封鎖であつても、外國船は、之を尊重すべきであると云ふことになる。

#### 五、中立地帯の設定

英國政府は十一月二十四日、マドリッド政府及びブルゴス革命政權に對し、バルセロナに中立地帯



を設立する様要求したが、英國第三巡洋艦隊司令長官は、十一月二十六日革命軍のマヨルカ島軍司令官から、バルセロナ港外に、左の通り安全地帯を設定する旨の通知を受けた。

革命政府は、英國政府の要請に基き、バルセロナ港外の一定水域に、外國並に中立國船舶を收容する、安全地帯を設定する。同地帯は、北邊を北緯四十一度廿三分（バルセロナ防波堤燈臺）とする、幅四分の三哩のスペイン領陸地と公海との間の中間水域である。

右「中立地帯」又は「安全地帯」の意味は、本書執筆當時尙ほ明瞭を缺き、又前項バルセロナ封鎖問題との關係も不明であるが、暫く情報の儘を掲げることにした。

### 第十三節 革命政府の承認

#### 一、國際法上の問題

スペインの革命は左右兩翼の争であり、右翼政府の下に在る獨、伊、葡の三國が、當初より革命軍を物質的、精神的に援助したことは公然の事實であつたのみならず、革命軍の勢力優勢で、今にも首府が陥落しきうに見えたから、前記諸國に依る革命政府承認の問題は早くから傳へられた。

元來現在の國際法では、革命等不合法の手段に依り成立した政府の承認は「事實上の政府承認」と

稱せられ、その政府が事實上その國の全領土を支配するに至り、合法的政府が尙ほ存在しても、最早抗争する實力なきに至つた場合に行はれるのであつて、今回の場合の如く、合法政府が依然首府に據つて嚴然と存在し、有效なる抵抗を続け居る際に、革命政府を事實上のスペイン政府として承認することは、國際法違反の問題を當然に惹起するのである。それ故に獨伊等も、成る可くは、マドリツドが陥落する迄、承認を差控へたき積りであつたと想像せられる。然し十一月始めのマドリツド總攻撃が失敗に終り、戦況が膠着状態に陥つたので、此の上承認を遅らすことは、革命軍に不利なる影響を及ぼす虞ありとし、従來の國際法の慣例等は之を無視し、専ら政治的考量に基いて、承認を斷行したものであらう。

革命軍が首府を陥れ、合法政府がカタロニア地方等に立籠つて、抵抗を続けるが如き場合には、英佛政府も革命政府を交戦團體として承認するであらうと傳へられた。交戦團體の承認は、多くは、或る國の一部分又は植民地等が母國より分離して獨立せんとし、本國政府と交戦状態にある場合に行はるゝ慣例であつて、今回の如く革命軍がその國の政府を倒し、これにとつて代らんとする場合には餘り適用されないのである。然し革命政府が首府を陥れたる後、合法政府が尙ほ一地方に占據して、有力に抵抗を続けるが如き場合には、英佛等もその利害上、永く革命政府を無視することが出来ないか



ら、之を交戦團體として承認することは、極めてありさうなごと思はれる。交戦團體の承認は、國際法上中立義務を伴ふから、承認を與へた國は、兩交戦團體に對し、二國間の戦争の場合と同様、中立義務を守らねばならないのである。

### 二、獨伊の大使館移轉

革命が起るや、獨伊兩國は逸早く、其の大使館を移轉した。之はマドリッドが左翼勢力の中心となつたので、實際上首府に居堪らなかつたのであらうと思はれるが、又革命政權を承認する準備行爲の一であつたとも考へられる。

伊太利政府は九月三日在西大使館を、地中海沿岸アリカンテ市に移轉するに決定し、「マドリッド政府が既に權威を失墜し、在留外國人の生命、財産の安全を保障し得ぬ實情であるから、大使館移轉に決定した」旨を發表した。

獨逸大使館も八月三十一日マドリッドを引揚げ、アリカンテに移轉したが、その理由に就き獨逸新聞は「スペイン政府は最初警察隊をして大使館の保護に當らしめて居たが、後赤色民團軍が交代するに及んで、大使館の不可侵權は全く保たれざるに至つた」と述べて居る。

### 三、獨伊の革命政府承認

獨伊兩國は首府マドリッドの陥落を待たず、十一月十八日兩國日を同じうして、スペイン革命政府を正式に承認し、即日之を發表した。獨伊の承認理由として發表した處は全く同一であるが、左に兩國のコムミュニケ全文を掲げる。

#### 伊太利のコムミュニケ

フランコ將軍の政府は、今やスペイン領土の大半を領有し、且つ事態の發展に徴すれば、爾餘の領域に於て、責任ある行政權の行使を云々することは、最早や不可能なこと愈々明瞭となれるを以て、イタリ政府は茲にフランコ將軍の政府を承認し、同政府との間に外交關係を開始するため、代理大使を任命、即時新政府の下に派遣するに決定せり。伊太利政府は同時に現在の外交代表を召還せり。

#### 獨逸のコムミュニケ

フランコ將軍を首班とする政府は、スペイン領域の大半を確保し、且つ過去數週間に於ける經緯に徴すれば、殘餘の領域に於て、責任ある行政權の行使を云々し得ざることは、愈々明瞭となれり。ドイツ政府は以上の事實に鑑み、フランコ將軍の政府を承認し、新政府と外交關係を開始する爲め代理大使を任命するに決定せり。新代理大使は近き將來フランコ將軍政府の本據に赴くが、ベルリン駐劄前スペイン政府代理大使は、十一月始め自發的にベルリンを引揚げたり。

凡そ政府承認の前提要件として、學者の説く所は、前記の通り、新政權が國內の全地域に亘つて支配力を確立したことを必要とする。然るに右獨伊のコムミュニケに依れば、フランコ將軍の政府は「スベ



イン領土の大半」を領有せるに過ぎない。殘餘の領域に於ては責任ある行政權が行使せられて居ないと云ふのであるが、之はマドリッド政府を信用しないと云ふに他ならない。斯かる理由で革命政府を承認することは、從來の國際法に於ては認められない所であるが、近來國際法の權威が失墜し、列強は自分に都合の良い時だけ之を守り、都合の悪い時は、これを蹂躪して憚らない状態であるから、獨伊を始め、其の他の諸國が、政治上の理由により、國際法を無視して、スペイン革命政府を承認したとて、今更驚く程のこともない譯である。

#### 四、葡國の革命政府承認

スペイン内亂の發生以來、ポルトガル・スペイン間の關係は緊迫を傳へられて居たが、ポルトガル政府は遂に十月二十三日、スペイン政府と國交斷絶を正式に聲明し、同時にアリカンテに避難中の葡國代理大使に任地引揚げを命令し、續いて十月二十八日革命軍のフランコ將軍を、スペイン政府の元首として承認する旨、同將軍に通達した。

ポルトガル政府は對西國交斷絶に關する通牒を十月二十七日發表したが、その理由として挙げられたものは左の如くである。

一、西班牙政府は、葡國政府宛の革命軍援助に關する抗議文を、其の回答を待たずして、不干渉協定加入國及び國

際聯盟に通告した。

二、葡國代理大使宛公信が、西班牙當局者に依り、中味を引抜かれた件に付、西班牙政府は遺憾の意を表せるに止まり、將來に於ける公信不可侵の保障を與へなかつた。

三、アリカンテに於て、葡國軍艦に積込まれた葡國外交代表の荷物が、民兵に依り検査せられ、又同港に於て、葡國大使館書記官が、警察當局より不當の訊問を受け、且つ陸軍軍憲より、其の外交旅券に特別査證を要求されたことがある。

四、西班牙避難民送還の爲め、之を輸送せる葡國船が、タラゴナ港に到着した際、西班牙官憲は避難民の上陸に便宜を與へざりしのみならず、船内捜査を行はんとした。

五、西班牙政府は不干渉委員會に對し、在葡西班牙大使館員全部が大使館と離隔され、大使は館内に監禁せられ居る旨を誣告した。

尙ほスペイン内亂の勃發に因り、隣國のポルトガルが種々の迷惑を蒙つたことは想像に難くないが、其の主要なるものとして、ポルトガルに於ける左翼叛亂を擧げることが出来る。スペイン内亂勃發以來、ポルトガルの右翼政權に對する同國內左翼の反對運動が表面化するに至り、九月八日にはテホ河に碇泊中の驅逐艦ダオ號其の他一隻の乗組員の一部が叛亂を起し、政府軍との間に衝突を起した。政府軍は附近の要塞の援護の下に、短時間に之を鎮定したが、此の戦闘で軍艦は破損した。

此の事件に鑑み、政府は首府リスボン及び附近一帯に戒嚴令を敷き、軍隊を全部兵營に收容して、



外出を禁じ、戦略上重要地點に官衙には、警官隊を配置して、嚴重警戒に當らしめた。かゝる事件が葡西間の空氣を悪化したことは勿論である。

### 五、英佛の態度

獨伊のスペイン革命政府を承認するや、英佛が如何なる態度をとるかには注意を惹き、多分英佛も、革命政府を交戦團體として承認するのではないかと想像せられたが、十一月二十三日イーデン外相は、下院に於て左の通り、革命政權不承認の方針を明かにした。

(一)英國政府はスペイン内亂に就き、飽く迄不干渉政策を堅持し、超然中立の立場を維持する。従つて武器の輸出を禁止するのは勿論、英國艦がスペイン向け武器の輸送に従事することも禁止する方針で、近く當該法案を議會に提出す。

(二)英國政府は目下の處、海上に於て、政府軍、革命軍、何れにも、交戦團體の權利を承認する意圖はない。従つてスペイン海岸線から三哩外の公海上に於て、英國船が干渉を受ける場合には、英國軍艦は必要に應じ、英國船を保護するであらう。

佛國政府も英國政府と協議の結果、同一の態度を執ることに決し、同日左の通り發表した。

(一)スペイン内亂に就き英國政府と協議した結果、完全に意見一致し、飽く迄中立態度を維持するに決定した。

(二)従つてスペイン政府並に革命政權何れをも、交戦團體として承認しない。

右英佛政府の發表中に「中立態度」をとるとあるも、革命政府を交戦團體と承認せざる以上、國際法上の意味に於て「中立」はあり得ないのであるから、右は通俗的の意味に解すべきである。

### 六、埃洪等の承認

獨伊のスペイン革命政府承認と同時に、埃太利及びハンガリーも、之に慣つて革命政府を承認した。アルバニア政府も十一月二十六日スペイン革命政權の承認を發表したが、その理由は獨佛と全然同一であつた。

ニカラグア政府も十二月二日スペイン革命政府承認の旨を發表した。

## 第十四節 不干渉問題

### 第一款 概説

スペインの革命が左右兩翼の争であるため、諸外國中其のイデオロギーに従ひ、スペイン政府側を援助するものと革命軍に同情するものと、色彩極めて明瞭に區別せられ、殊に歐洲諸國はスペインの革命を繞つて二大陣營に分たれ、相對峙し、相抗争するが如き形勢となり、スペインの内亂は一國の内亂たるに止まらず、歐洲全體に於ける左右兩派の闘争と化し、スペインに於ける兩派の勝敗は歐洲



に於ける二大陣營の勢力消長に重大影響を及ぼすものと見らるゝに至つた。

スペインの革命に歐洲列國が重大關心を有する他の理由は、同國が軍事上極めて重要な地位を占むるからである。ジブラルタルが地中海の關門たるは今更云ふ迄もないが、その對岸にある西領スータ港は港内廣く、海軍根據地に適し、背面が廣い爲めに飛行機の根據地ともなり、設備をすればジブラルタルよりも有力の軍用地となる可能性がある。

更にバレアリック群島の軍事上の地位も頗る重要である。殊に同群島中ミノルカ島の東端にあるマオン港は、最も重要であつて、スペイン政府は、近來此處に防禦工事を進め、外國人の居住と土地所有權を制限して居る。一朝有事の際、スータとマオンを有するスペインが、どちらに味方するかは、地中海關係諸國にとつて死活の大問題である。

革命の始めに、フランコ將軍は、伊太利の援助に對し、バレアリック群島の割讓を約束したとの報道が傳へられた。斯の如き風説は、容易に信憑すべからざる筋のものであることは言ふ迄もないが、それでも斯の如き風説に對し英佛が不安を感じざるを得ないことは、恰も曾て、墨國のマグダレナ灣に日本の海軍根據地が設けられると云ふ根もなき噂に對し、米國の上院が大騒ぎをしたのと同様である。恐らく右バレアリック群島割讓の噂は、スペイン政府側が、英佛の援助を得る爲めに、逆宣傳を

試みたものであらうと思はれる。若しもバレアリック群島が、伊太利の領有に歸するが如きことあらば、エチオピア征服によつて東部地中海に勢力を占めた伊太利が、更に西部地中海の制海權を握ることとなり、地中海に於ける英國の支配權は根柢より覆へされる虞がある。佛國も之が爲め、本國とアフリカ植民地との連絡を防げられるであらう。故に伊太利又は獨逸がバレアリック群島又はスータ港を領有するが如きことあらば、英佛は到底黙視し得ないであらう。スペインの内亂が歐洲全體の戰亂になると云ふことは、斯かる場合を想像したもので、さう云ふことが無ければ、單にイデオロギーの消長、スペイン内に於ける左右兩派の勝敗如何に依つて、歐洲の二大陣營が、砲火を交ふるに至るべしとは、現下の情勢に於て、先づ考へられない。

## 第二款 各國の動き

スペインに革命の勃發するや、獨伊が革命軍を援助し、蘇佛が政府側を支援することは始めから明かだ、さらでだに二大キャンプに分れて抗争して居る、歐洲諸國の對抗意識を一層刺戟し、歐洲の政局を彌が上に緊張せしめた。各國は急速軍艦をスペインに派遣し、突發事件に備へると共に、飛耳張目、事件の推移に注意したが、スペイン政府は革命軍の蜂起に直面し、先づ佛國政府の援助を求むるに決し、之が懇請の爲め、特使をパリに派遣した。



右の援助を求められた佛國政府は、七月二十五日國務會議を開いて協議を遂げたが、スペインに對する武器の供給が、國際問題化する虞あるに鑑み、之が輸出を許可せざることに決定した。

スペイン政府は尙ほ英國及びベルギー等に對しても援助を求めた事實がある。之等の事實が革命軍側及び獨伊の諸國を刺戟したことは想像に難くない。

他方獨伊が革命軍を援助しつつありとの報道が切りに傳へられ、伊太利は革命軍を援助する代償として、革命成功の場合に、地中海のバレアリック群島を領有する密約が、革命軍との間に成立したと云ふ風説があつた。右の風説は、英佛に一大センセーションを與へたが、七月三十日伊太利政府當局は、伊太利政府が革命軍に軍需品を提供して居るとの風説を、事實無根であると取消した。

斯かる際獨逸軍艦ドイチェランド號一隻は、八月三日スータ港に入港し、艦長以下乗組將校は上陸して、革命軍本部にフランコ將軍を訪問し、時餘に亘つて會見を遂げた。右は單なる儀禮的訪問に過ぎぬといはれたが、スペイン政府側は之を以て、獨逸政府の革命軍に對する好意の表明なりとして重視した。佛國政府も之を重視し、「一九二一年七月一日時の獨逸皇帝ウイヘルム二世は、佛國政府とモロッコの統治權を争ひ、巡洋船艦バントウエル號を派遣し、示威運動を行つたが、今次の獨逸軍艦派遣は第二のアガチール事件を意味するものである」との見解を發表した。

尙ほ革命軍の軍資金は、ハンブルグの獨逸南亞銀行より借入れたものであるとの説が傳へられた。獨逸の革命軍援助に關する風説に對し、八月十一日革命北軍總司令モラ將軍は、之を打消し左の通り述べた。

今次の國民運動は、純然たる國內問題であり、ドイツ、イタリア其他何れの外國分子とも關係はない。革命軍が之等外國の軍事的援助を受ける代償として、マヨルカ島、其の他の割讓を約してゐると宣傳されてゐるが、全く事實無根だ。革命軍は今や國內軍需工業を手中に掌握してゐるから、敢へて外國より武器を購入する必要はない。ドイツ軍艦がスペイン領海内に游弋してゐると、大分問題になつてゐるやうだが、伊英佛各國軍艦も、同様出動してゐるのだし、格別意味はない。

蘇聯邦に於ては八月一日及び四日にモスコ、レニングラード等に於て、スペイン民衆後援、軍閥打倒の大集會、大示威運動が行はれ、参加者數萬或は十數萬に上り、スペイン政府に對し、精神的、物質的援助を與へることが、可決せられた。

斯くて蘇聯に於ては、スペイン政府援助の寄附金募集が開始せられたが、應募者殺到し、八月五日迄に、佛貨に換算して、三千六百萬法の巨額に上つたと云はれる。

佛國に於ても、左翼團體は種々の會合を催し、示威運動を行ひ、又佛國政府に對し、スペイン向武器の輸出解禁を要請する等、露骨にスペイン政府に對する同情が表示せられた。



英國に於ても、左翼團體は、或は政府當局を訪問して善處を要望し、或は會議を開いて、各國の同志と共同戦線を張ることを決議し、フアシズムの波に抗するの必要を力説した。

### 第三款 佛國の不干渉協定提案

上記の如き情勢に於て、最も當惑を感じたものは佛國政府であつた。佛國の人民戦線政府は、左翼諸勢力の結合であつて、フアシズムを敵視することに於て、スペイン政府と同様である。又隣國スペインに於て、左翼が徹底的の勝利を得、獨裁政治が樹立さるゝならば、佛國內に於ける右翼が勢力を盛り返すに至るべきは必然である。それ故に佛國現政府はスペイン政府を援助したのである。然し佛國內には現政府に對抗する右翼の勢力も亦強いから、スペイン政府を援助することに對しては、國內に於ても強力な反對があるものと見なければならぬ。うか／＼すれば、佛國自身がスペインの二の舞を演じ、國內に左右兩派の闘争が激化する虞がある。こゝに佛國政府が斷然スペイン政府援助に乗り出し得ざる國內的理由がある。又國際的に見て、隣國の獨逸、伊太利は強力なフアシヨの國である。スペインの革命軍を援助したくてむづ／＼して居る。佛國政府がスペイン政府を援助したことが判れば、獨伊は之を良い口實に、徹底的に革命軍を援助する可能性がある。斯くては歐洲平和の維持が危ぶまれるが、獨伊を敵にして今事を構へるのは、佛國にとり自殺的行爲である。

スペイン政府から援助の依頼を受けて、佛國政府が之を拒絶せざるを得なかつたのは、以上の理由に基くものを見なければならぬ。然し佛國政府は、みす／＼スペインの人民戦線政府を見殺しにする譯に行かない。そこで考へられた名案は、不干渉協定の提案であつた。

不干渉協定が名案であること云ふのは、他國の内政に干渉することを禁ずる國際法の原則に合致するのみならず、此の案に對し英國政府が支持を與ふべきことは明かであるから、佛國は此の案を通し、英國と提携することゝなるのである。英國が何故にこの案に賛成するかと云ふに、前にも記した如く、スペイン革命軍が、バレアリック群島を伊太利に割譲するであらうとの風説が利いて居り、さなくとも英國は、エチオピア問題以來伊太利とは感情上面白からざる節あり、スペインの革命が、伊太利の援助に依つて成功することを好まざるのみならず、英國は常に、歐洲大陸の勢力權衡の維持に努めて居るのであるから、革命軍勝利の結果、勢力の權衡が破れることを恐れるのである。

以上の如き考察に基づき、佛國政府は八月一日國務會議に於て、左の如き不干渉協定を提案することを決定し、在外使臣をして英、伊、獨、蘇を始め歐洲各國政府に之を提示せしめた。

- 一、軍艦、商用機その他一切の飛行機等凡ゆる種類の軍需品を、スペインに輸出若しくは輸送することを禁止する。
- 二、内亂勃發以前に注文された軍需品の引渡しも一切中止する。



三、協約國政府は、軍需品禁輸の實際的措置に對して、相互に通報する。

#### 第四款 佛國提案に對する各國の態度

佛國政府の提案にかゝる不干涉協定に對し、オランダ、ベルギー、チエコ、ポーランド、スエーデン、ノルウエー等の諸國は直ちに同意の旨を回答した。

英國及び蘇聯も亦之に異存なき旨を回答したが、問題は伊太利及び獨逸である。獨伊兩國が無條件で佛國の提案を受諾するや否やは大なる疑問とされて居たが、伊太利政府は八月六日原則的に之に同意の旨を回答し、同時に左記三項の皮肉な質問を提出した。

(一)公開示威運動、新聞言論、基金の募集、義勇兵の徵發等々に依り、交戰當事團體に對し、道義的連帶關係を表示する如きは、既にスペイン内亂に對する危険な干涉を構成しないか。

(二)不干涉協定案は、參加國政府のみならず、民間個人をも同様に拘束するか。

(三)フランス政府は、協定案の履行を確保統制する手段を考慮してゐるか。

右は佛國及び蘇聯に於て、示威運動、義勇兵募集、基金募集等が行はれつゝあることを指摘したもので、それが不干涉協定に違反すると云ふならば、佛蘇兩國は先づ、自國に於けるさういふ運動を取締らなければならないことになる。これに反し、右様のことが協定に違反しないならば、伊太利に於ても大ビラに之を行ひ得る譯であつて、協定の効果は半ば失はれることになる。

右に對し佛國政府は、八月十四日左の如き回答を與へ、本協定が政府の行動を束縛するを目的とするもので、個人を束縛せず、協定は始めから大した實效を擧げることが豫期したものでないことを、自白するに至つた。尤も本協定は個人を束縛せずと云ふも、政府が軍需品の輸出を禁止するのであるから、政府は勿論個人も、協定に定むる軍需品の輸出は出来ない譯である。

(一)イタリー政府は資金募集、その他一切の財政的援助を禁止すべき旨主張してゐるが、純然たる個人の自由意志に基き、且つ戦傷者療養の目的を以て行はれる義捐金募集に對しては、之を合法的に禁止することは不可能である。

(二)イタリー政府は更に、義勇軍の募集に反對して居るが、外國在留のスペイン人が、義勇軍として故國の戦線に参加することを禁止することは出来ない。イタリー政府は、各國民が義勇軍に参加するが如く解してゐるが、これは見當違ひである。

右の往復を経て、伊太利政府は八月二十一日に至り、正式に不干涉協定加入を受諾した。獨逸政府も去る八月十日スペイン政府軍の爲め抑留せられた、ユンケル軍用機一臺の返還要求を條件として不干涉協定に加入することを受諾した。

ポルトガルもスペインの隣國であり、革命軍に同情して居るので、その態度は重要視されて居つたが、八月十四日に至り、原則として賛成する旨を回答した。



獨伊兩國が不干渉協定参加に難色を示したのは、出来るだけ時日を遷延せしめ、その間に革命軍をして勝利を得せしめようと云ふ下心であつたと一般に考へられた。

### 第五款 不干渉委員會

#### (一) 第一次會合

スペイン内亂不干渉に關する佛國政府の提案に對しては、關係國の殆んど全部が同意し、各國夫々スペインに對する武器、彈藥、其の他の軍需品の輸出禁止措置をとるに至つたので、英佛兩國は愈々第二段の方策として、協定實施に關する國際委員會を設置することとし、之に對し各國の参加を求むることになつた。

不干渉委員會参加に就き、他の國には問題は無かつたが、獨葡兩國は最初難色あり、殊に獨逸は委員會の設置に反對し、不干渉問題に關する列國の意見相違は、外交機關を通して調節すべしとなし、不干渉委員會の權限を問題にしたので、英國政府は獨葡兩國に對し、九月四日附を以て「不干渉委員會は、關係各國が不干渉案の實施に協力する爲めに設置するもので、それ以外何等の目的を有しない」旨を回答した。

斯くて獨逸も参加することとなつたので、第一回會合が九月九日英國外務省内に於て、英國代表モ

リソンを議長に開催せられ、二十六箇國の代表が出席した。此の會議に於て左の提案が上提された。

- (一) スペイン内亂不干渉協定案を有效ならしめるため、各國政府のとれる立法上及びその他の手段に關し、まだ報告を提出せざる政府は、速かにこれを提出すること。
- (二) 右提案は各國代表を通じ、各本國政府に通告すべきこと。
- (三) 不干渉協定を成立せしめるためフランス政府と各國政府間に交換せられた公文書を、各國政府の諒解を得た上、公表すること。
- (四) 次回の會合はなるべく速かに開くこと。

なほ伊太利代表グランヂ大使、ドイツ代表フォン・ビスマルク公はそれら、各國政府に於て發布すべき不干渉令を、公表すべきか否かにつき、態度の留保を宣し、各本國政府に回訓を求める旨言明し、そのため會議は短時間で散會し、休會となつた。

翌九月十日不干渉協定に關する往復文書がパリで公表せられたが、それに依れば協定参加國は二十八箇國で左の通りである。

佛蘭西、英吉利、アルバニヤ、獨逸、澳太利、白耳義、勃牙利、丁抹、エストニヤ、芬蘭、希臘、洪牙利、愛蘭、伊太利、ラトヴィヤ、リスアニア、ルクセンブルグ、諾威、和蘭、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、瑞典、瑞西、致國、土耳其、蘇聯邦、ユーゴ

ポルトガル政府は九月二十八日に至り、不干渉委員會に参加することに決定した。



## (二) 第二次會合

不干涉委員會第二回會合は、九月十四日英國外務省に於て開會せられたが、協議の結果

(一) 目下の國際情勢に鑑み、議事内容は委員會の同意を得たるコムミュニケ以外、極秘に附すること。

(二) 英、佛、獨、伊、ソ、白、チエツコスロヴァキヤ、スエーデンハケ國代表を以て分科委員會を組織し、議長を舉げて議事の進捗を圖ること。

等を申合せて散會した。

## (三) 第三次委員會の波瀾

不干涉案の提議せられると共に、蘇聯に於ては、スペイン政府に對する援助資金の募集を打切つたと傳へられたが、蘇聯新聞紙は引續きスペイン政府軍の運命に對して異常の關心を示し、九月十二日には、モスコの織物工場女工は、スペイン婦人兒童の慘狀を坐視するに忍びずとし、之に對し食料援助を爲すべき旨を決議し、全國婦人に檄を飛ばして参加を求めた所、蘇聯新聞の報道に依れば、全國の婦人が之に應じ、九月二十日現在に於て、七百萬ルーブルの資金を集め、之を以て各種食料品を購入し、政府の汽船ネバ號を以て、スペインに向け發送したと云ふ。右運動は其の後も繼續せられ、全國民衆も之に倣ひ、各方面に盛んな運動が起された。かくて十月十一日迄に集まつた贖金は二千六

百萬ルーブルに達し、之により順次に數隻の船が、食料品を満載してスペインに向つた。

右蘇聯邦のスペイン政府側に對する援助は、食料品であるから、不干涉協約に違反するものではない。之に反し、伊、獨、葡の三國は革命軍に對し、軍需品を供給して居ると云ふので、蘇聯代表は左記要領の爆彈的覺書を提出し、不干涉委員會を緊張せしめた。

(一) 獨、伊、葡三國政府は不干涉協定を無視し、革命軍に軍需品を供給して居る。

(二) 委員會は調査委員を現地に派遣して、右三國政府の協定違反行爲を調査し、即時之を停止せしむべきである。

(三) 若し委員會が三國政府の行動を阻止しないならば、蘇聯政府は最早不干涉協定に拘束せられず、行動の自由を回復するであらう。

右の蘇聯代表の覺書により捲起された新事態を處理する爲め、不干涉委員會は十月九日第三回會合を英國外務省内に開催し、午前午後に亘り協議の結果、協約違反に關する各種の非難に就ては、速かに且つ徹底的に、之を究明することが必要であると云ふことに意見の一致を見た。

然し右會議の空氣は非常に險惡であつた。劈頭に行はれたスペイン代表の伊、獨、葡を非難する報告に對し、伊、葡、獨三國代表が夫々反駁を試みたが、伊太利代表は、伊太利政府に對する非難は全然事實無根であり、一方的決定に依つて一國を誣るが如き場合は、不干涉協定が無効に歸しても伊太利政府の責任でないと脱退を以て脅かし、又葡國代表は憤然色を爲し、本國政府の訓令到着迄委員會



の討議に参加出来ないが、又獨逸代表は前記蘇聯政府の覺書は、委員會の權限外に脱出した、純然たる政治的動機に基くものであると述べた。

右に對し蘇聯代表も黙つては居ず、午後の會議に於て、獨、伊、葡三國の協定違反事實に就き、更に説明を加へ、會議に波瀾を起したが、結局前記の如く、調査が必要だと云ふ様な結論でお茶を濁して散會した。

斯くて不干渉委員會は休會を續けて居たが、十月十四日蘇聯政府は、左記の第二次覺書を提出し、葡國の海港を封鎖することが必要であると提案した。

#### 蘇聯第二次覺書

スペイン反政府軍に對する軍需品の供給は、主としてポルトガル國境並に海港を經由する現状に鑑み、右供給を阻止し、且つ不干渉協定違反を阻止するには、少くとも即時ポルトガル海港を統制することが緊喫の急務である。ソヴェト政府は不干渉委員會に對し、右統制の實施を要求すると共に、實行手段として、英佛兩國海軍が、單獨に乃至共同して、右統制の任務に當ることを示唆する。最小限度ポルトガル海港を統制することは、不干渉協定の違反を阻止する上に、緊喫な措置であり、若し實施を免るれば、不干渉協定は本來の使命を達成出来ぬのみならず、却つて合法的なスペイン政府に不利に、且つ反政府軍に有利な、煙幕と化さう。ソヴェト政府は以上の實情に鑑み、委員會が即時開會して、右提案を審議するやう請求する。

英佛政府は右覺書に接し、之が對策に就て協議したが、その結果、ポルトガル海港の封鎖は重大なる國際紛争を惹起する虞ありとして、之を取上げざることに決定した。

#### (四) 泥試合の第四次委員會

休會を續けた委員會は、十月二十三日第四次會合を英國外務省に於て開いた。此の會合も、蘇聯代表對伊、獨、葡三國代表間の泥試合に終始し、蘇聯の提案にかゝるポルトガル海港の封鎖問題は審議せられずに終つた。

本委員會に提出せられた蘇聯及び獨伊兩國の覺書は左の通りである。尙ほ英國も、蘇聯を宥める必要があると思つたと見え、十月二十四日蘇聯の不干渉協定違反の事實を列擧した覺書を、委員會に提出した。

#### 蘇聯の覺書

ソヴェト政府は、スペイン内亂不干渉協定に参加するに當り、締約各國が協定を嚴守し、内亂が速かに鎮定することを期待した。然るに協定成立以來、締約各國政府は、組織的に協定を蹂躪し、叛軍に武器を供給して、而も何等の制裁を受けない。就中ポルトガル領土は、叛軍に對する武器供給の主要根據地となるに至つたが、一方合法的なスペイン政府は、軍需品輸入の方策なく、事實上ポイコットを受けるに至つた。協定蹂躪の結果、叛軍は特權的地位を享受し、協定の趣旨は完全に没却されるに至つた。斯かる變則的事態の結果、内亂は愈々熾烈を加へ、犠牲



は益々増大して居るではないか。不干渉委員會に於て、ソヴェト代表は協定違反の阻止を提言したが、委員會はソヴェト代表の提言を支持せず、就中ポルトガル海港統制に關する提案は、殆んど顧みられず、委員會の議題にすら上程されてゐない。今や不干渉協定は一片の反故と化し、事實上存在しない有様である。ソヴェト政府は不義不正を助長することを好まない、現状を打開する方策は、スペイン政府に武器を輸入する権利と機會とを回復し、協定國が自由に、スペイン政府に武器を賣渡す以外に存しない。以上の權利と機會とは、現在世界各國が、例外なく享受して居る所であるが、合法的なスペイン政府並にスペイン人民に對し、明瞭に妥當を失する情勢に就ては、ソヴェト政府は最早や、責任を分擔することを欲せず。十月七日の宣言に基き、他の締約國以上に、不干渉協定に拘束される義務がないと思惟する旨を、茲に言明するの餘儀なきに至つた。

## 獨逸の覺書

第一部 (一)ドイツ政府が不干渉協定を破り、革命軍に武器を供給したといふ、スペイン政府の非難は、全然無根であつて、斯かる無根の非難を、公然國際委員會席上に於て討議するのには、驚く他はない。

(二)スペイン政府は、釣十字印の附いた飛行機の寫眞を提示してゐるが、八月九日即ち協定成立前、事故の爲めバダホスに不時着した、ユンカース第五十二號機の寫眞に過ぎない。同機は爾來スペイン政府の爲め不法に抑留されてゐる。

(三)八月末ドイツ飛行家ゲルハルト・フィーセラ氏の指揮する飛行機十二臺が、セヴィリアに到着したといふ非難も當らない。スペイン政府は、英國新聞に報道された記事を、調査せずそのまま報告したに過ぎない。

(四)スペイン政府は、セヴィリアに、貿易に従事してゐるドイツ人が、多數居住してゐると言つてゐるが、之等ド

イツ人は未だ嘗て飛行機を賣買したことはない。

第二部 (一)九、十兩月に亘り、ソヴェト汽船は、屢々外國旗を掲げて、スペイン政府向けの飛行機、裝甲自動車、其の他多數の武器をスペイン各港に陸揚げした。

(二)九月中旬變裝したソヴェト飛行家三十名が、バルセロナに到着、更に九月二十五日ソヴェト飛行家十三名が、アリカンテに上陸、十月十六日貨車五十輛分のソヴェト製武器が、カルタヘナに陸揚され、同時に貨車の運轉に當るソヴェト技師九十四名が上陸したと言はれる。

(三)以上は十月十二日バルセロナ放送局が、ソヴェトの援助に對し、感謝放送を行つたこと、及び其の前日モスクワ放送局が、ソヴェト人民はスペイン人民戦線を援助する旨、強調したことを思ひ合せれば、事實に相違ない。

## 伊太利の覺書

(一)十月六日汽船クバーン號によつて、ソヴェト聯邦から、多量の彈藥等が到着、貨車五十輛に滿載、戦線に輸送された。

(二)更に數日後、電氣操縱の強力な高射機關銃が、ソヴェト技師によつて、バルセロナに据附けられた。

## 英國の互覺書

(一)ソヴェト汽船スタヒボルシエヴィキ號は、十月十八日カルタヘナに於て、飛行機十八臺の部分品、戦車十五臺、爆彈三百餘個その他軍需品を陸揚げした。

(二)スペイン汽船カンベツシュ號は、約半月前、カルタヘナに於て、迫撃砲、ライフル砲その他軍需品を陸揚げし



たが、以上は何れもソヴィエト製であつた。

(三)ソヴィエト汽船チユシユチエフ號は、十月十五日アリカンテに於て、ソヴィエト製軍用貨物自動車八十五臺を陸揚げした。

(四)伊太利飛行機三臺は、十月一日マヨルカ島バルマに着陸した。之と前後して、伊太利汽船は、軍需品數箱を同港に陸揚げした。

#### (五) 蘇聯攻撃の第五次委員會

不干涉委員會は十月二十八日第五次會合を催した。同日の會合に於て蘇聯代表が、他國が不干涉義務を守らざる以上、蘇聯も之を守る義務がないとして「行動の自由」を宣言したので、之が問題となり、ポルトガル代表は「蘇聯代表が委員會に出席して居る以上は、同政府は不干涉協定に拘束されて居ると考へられるが、事實上は然らず、従つて同代表の出席して居る限り、本代表はポルトガル政府に對する非難に就き討議すること能はず」と述べ、英國代表も「蘇聯政府は不干涉協定に拘束されて居ると思惟するや、又は居ないと思惟するや」と、皮肉な質問を試みて蘇聯の態度を非難した。

同日の委員會は又伊太利、ポルトガル兩國政府が不干涉協定に違反したとの、蘇聯の非難に就き、検討を加へたが、蘇聯代表を除き、右非難には根據が無いとの結論に一致した。

この會合に於ても蘇聯對伊、獨、葡の間に泥試合があつたが、英國代表は明瞭に伊太利を支持し、

伊太利に對する非難は何等根據なき旨を確言したので、蘇聯は孤立に陥り、甚だ旗色が悪かつた。

曩に蘇聯はポルトガル海港封鎖を提案したが、今次の委員會に先立つて、議長プリマス卿は、ポルトガルの海港の外、スペインの海港及び國境線の監視に關する提案を爲したので、蘇聯代表マイスキ大使は、右提案に就き討議を開始することを要求し、蘇聯はスペイン政府の承諾を條件として、未だ叛軍の占領に歸せざる、スペインの海港並に國境地點を監視することに、敢へて異議はないと述べた。

尙ほ今次の委員會に於て蘇聯代表は、ポルトガル政府の非難に應酬して演説を爲したが、ポルトガル外相を「田舎廻りの悲劇役者」等と罵倒した珍らしい傍若無人のものであつた。又同演説の終りに於て蘇聯代表は、伊太利政府の不干涉協定違反を非難し、「マヨルカ島は伊太利の事實上植民地と化し、伊太利人はマヨルカ島政廳に長官に納つて居る」と述べた。

#### (六) 監視委員會の設置

不干涉委員會は十一月四日及び十二日に開かれたが、これ等の會議も例の非難と反駁に終始した。尤も先に提案せられた武器の密輸入を監視する爲め、スペインの海港及び國境に「監視委員會」を設置するの案は、其の後數回分科委員會を開いて研究の結果、左記成案を得たので、十一月十二日の本



會議に於て裁決し、之を各國政府に通達し、其の意見を徴することになった。

(一)スペイン内亂に直接關係の無い歐洲各國の、公平な代表を以て、二個の委員會を組織し、一方はスペイン政府、他方は革命國防委員會と協力して、不干渉協定の實施を監視する。監視委員會の構成には、不干渉委員會一致の賛成を必要とする。

(二)委員會はスペイン海港、スペイン、ポルトガル國境、その他武器禁輸違反の惧まる地點に於て、嚴重監視の任に當る。

(三)委員會は、特定の場合につき、不干渉委員會から指令を受ける外は、独自の裁量に基き任務を遂行する。

(四)監視委員に外交官の特權を賦與することは、革命政權に對する默示の承認と解される惧あり、特權を賦與しない。

右案に對しては、大體各國に於て異存無きことが分つたので、速かに實行に移す爲め、十二月二日急に委員會が開かれ、議長より之を即時スペイン政府側及び革命軍側双方に通達することを提議し、表決の結果ポルトガル代表の棄權を除き、全會一致で通達することになった。

右案の外、分科委員會では、空軍武官團から提案した、空港監視案に就き審議が行はれ、海港及び國境監視案と共に、全部が完成した後、スペインの兩軍に通告する様にしよう云ふ意見があつたが、主として英佛代表の主張により、空港監視案の完成を待たず、前記海港及び國境監視案だけを、先づ通告することになつたのである。

不干渉委員會は、英國政府を通じて、武器輸入監視案を、スペイン政府及び革命政權に通知したが、之に對し、スペイン政府は十二月十八日左の要旨の回答を英國政府に通達した。

スペイン國內には交戦團體存在せず、存在するのは唯政府と、國家に對する叛逆者だけである。所謂ブルゴス政權は、國際法上の人格ではないが、不干渉協定を何人が侵犯してゐるか、公平な第三者の判定を俟つため、スペイン政府は、不干渉監視案を受諾するであらう。

又革命政權總統フランコ將軍は、十二月二十二日英國政府に、次の如く三條件を附して、回答した。

(一)監視委員會は監視さるべきスペイン主要海港、空港を決定し、軍需品の輸入を嚴重取締る外、爾餘の小港をも監視する。

(二)スペイン銀行の金準備で購入される軍需品を沒收する。

(三)ベルビニヤン、ポルドー、バイヨンヌ初め、國境附近の諸都市に監視隊を派遣し、政府軍の義勇兵徵募を取締る。

### (七)義勇兵入國禁止案

前記監視案を採擇した十二月二日の不干渉委員會に於て、各國義勇兵のスペイン入國が問題となり、結局分科委員會を開催して、此の問題を審議することに決定し、その爲めの分科委員會は十二月四日に開かれた。同分科會に於て英佛兩國代表は、義勇兵入國禁止の必要を強調し、即時之が實施を主張



したが、獨、伊、葡三國代表は「義勇兵の禁止と共に、軍資金の供給及び精神的援助をも禁止する必要がある」ことを主張し、結局(一)義義兵のスペイン入國禁止(二)スペイン内亂に對する一切の間接的干涉禁止の二項目が決定せられた。

次いで十二月九日不干涉委員會は、右分科會の提案を審議し、之を採擇した。但し獨伊兩國代表は「同案の趣旨には賛成するが、政府が之を受諾するや否やは保證出來ぬ」旨の聲明を爲した。

蓋し義勇兵は蘇聯から、既に多數入り込んで居り、獨伊側は手遅れの形であつたから、今直ちに義勇軍の入國が禁止せられることになれば、革命軍側に不利である。それで間接的干涉を同時に禁止すべしと云ふ條件を持出して、時日の遷延を計り、又は案全體の不成立を策したものであると思はれる。

右案の採擇に當り、獨逸代表リツベントロツプ大使とソ聯代表マイスキー大使との間に行はれた應酬は、その間の事情を窺ふにたるものがある。

即ちリツベントロツプ大使が「獨逸政府は恐らく義勇兵のスペイン入國禁止案を、一般の間接的干涉禁止案と分離して討議することに反對するであらう。分離討議の結果は、現在スペインに在るソヴィエト義勇軍三萬五千の地位は愈々安固となるではないか。」と述べたるに對し、マイスキー大使は憤然として、「ドイツ代表はソヴィエト政府を非難するが、獨、伊、葡三國政府こそ内亂勃發以來義勇兵

を組織的に訓練し、その結果不干涉委員會の事業は無効に歸したではないか、現在武装したドイツ人六千名は、革命軍下に活躍してゐる、ドイツ代表はこの事實を何と見られるか」と述べたが、義勇兵の數に就ては現在迄の所、蘇聯の方が多數入りこんで居るものと思はれる。スペイン政府側は、軍隊の組織、指導等一切蘇聯人が當つてゐると云はれる。

### 第十五節 義勇兵禁止に關する英佛の提案

各國義勇兵が續々としてスペインに入込み、スペインの内亂は一種の國際戦争たるの觀を呈するに至り、又十一月始め革命軍のマドリッド攻略失敗と共に、内亂は何時迄繼續するか豫想出來ざるに至つた。そこで英佛兩國は、内亂を成る可く速かに終熄せしむる爲めには、武器の輸出を禁止すると共に、外國義勇兵の内亂参加を停止するの必要を痛感し、不干涉委員會にこの案を提出したことは、前項記載の通りであるが、不干涉委員會に於ける同案の審議が手間取るので、關係諸國政府と直接交渉を試みることをなし、十二月二十六日獨、伊、葡、蘇聯の四ヶ國政府に對し、其の國駐劄英佛大使より、(一)スペイン政府及び革命兩軍に對する義勇兵派遣を即時停止せられたく、又(二)右に必要な立法其の他の手段を至急講ぜられたき旨を申入れしめた。



右に對する各國政府の回答は、大體左の通りであつた。

一、蘇聯邦外務人民委員リトヴィノフは、十二月二十九日在蘇聯英佛兩國大使に對し、成る可く速かに右協定を締結することに賛成の旨を回答した。

二、獨逸外相フォン・ノイラート男は一九三七年一月七日英佛大使に回答を手交し、其の全文を發表したが、其の要旨は左の通りである。

(一)スペイン内亂に對し外國義勇軍の參加禁止問題は、現に不干渉委員會に於て討議中であるから、別個に外交交渉を行ふ必要何れにありや

(二)外國義勇軍の參加を阻止すべしとの提案は、スペイン内亂の當初獨伊兩國政府が之を爲したに拘らず、英佛兩國政府は之を拒否したのではないか、今回の提案が、獨逸政府に責任あるが如き印象を與ふるのは、不可解である。

(三)英佛政府が義勇軍派遣禁止の提案を拒絶した爲め、ボルシェヴィキ分子がスペインに入込んだのである。今になつて義勇軍を禁止することは、革命軍に不利ではないか。

(四)但し獨逸政府は義勇軍派遣禁止を始めから主張したのであるから、現在も之に協力するに吝でないが、同時に獨逸政府は、直接間接の内亂干渉が一切有効に排撃せられることを期待する。

(五)最後にスペイン國內の外國人職團員及び宣傳者は、即時本國に召還することを要求する。若し間接的干渉阻止に關する取極めに到達し得ない場合は、獨逸政府は義勇軍問題に關し、再考する權利を留保する。

三、伊太利政府の回答も、豫め獨逸政府と打合せがあつたものと見え、獨逸政府の回答と全く同主旨であつた。

四、ポルトガル政府も一月十三日(一)義勇軍禁止に關する關係各國の法令が、同時に發效、實施されること(二)目下關係國の領土通過中の義勇軍に對しても、スペイン入國を禁止すること(三)スペインに入國した義勇軍に對しては、本國歸還を命令すること、等の條件を附して、義勇軍の募集及び自國領土通過禁止に協力する意向を示した。

前記獨伊の回答に對して、佛國新聞は、「間接的干渉の禁止」と云ふが如き、實行不可能なる條件を提出して、問題解決の遷延を圖るものなりと論じ、蘇聯の新聞も同意味の攻撃を爲したが、英國政府は右獨伊の回答に失望せず、一九三七年一月九日更に佛、伊、獨、葡及び蘇聯駐劄英國大使に對し、第二段の措置に關する通告を發し、各駐劄國政府に對し、之を通達する様訓令した。その内容は左の通りである。

一、昨年十二月二十四日の提案に對する各國回答を綜合するに、速かに對西義勇兵を禁止し、且つ其の他の間接干渉をも阻止すべしとするに、原則的意見一致を見て居る。

二、監督組織の樹立は、不干渉委員會に於て詳細なる監視計畫を作成、目下西國兩當事者の考慮して居る所であるが、英國政府は、右計畫中に、軍需品のみならず、義勇兵乃至軍人の、西班牙到達をも包含せしめ得べしと思考する。英國政府は、他政府にして、前述委員會案以外の、監督案あらば、即時如何なる提案をも、考慮する用意あるもので、右提案は不干渉委員會で討議せられるであらう。

三、英國政府は、自發的に且つ遲滞なく「外國軍隊參加禁止法」に基き、一般國民に布告を發し、スペイン政府軍



乃至革命軍に投じ、戦闘に従事し、或は義勇軍募集に應ずる者は、犯罪者として處罰す。

四、英國政府は、不干涉委員會に對し、十二月廿四日以来各國政府間に交換された意見、竝に本覺書に對する各國政府の回答を通告すると共に、前記の義勇軍派遣禁止案を實施すべき期日を決定するやう要求する方針である。

英國外務省は、一月十日正式コミュニケを發し、一八七〇年公布した、外國兵役應募法、特に其の第四項及び第五項の條項は、今回のスペイン内亂に適用し、これに違反した者は、二年以下の禁錮又は罰金若くはその兩刑を課せられる旨發表し、英國國民に注意を喚起した。

## 第十六節 各國の調停案

### 一、英國の調停案

英國政府は八月始め單獨にスペイン政府に對し、非公式に内亂の調停を申入れ、和平交渉に至る迄の暫定的試案として、左記數項目を提案したと傳へられたが、スペイン政府は、同案は事實叛軍を承認する建前にあること、革命勃發以來極左派の勢力進展して、革命軍との妥協困難となり、到底調停に應ずる可能性のないこと、政府軍の勝利を確信して居ること、等の理由にて、英國政府の調停を拒絶した、と報ぜられた。英國政府の提案は左の通りである。

(一) 戦争の人道化、大量虐殺の禁止、捕虜の交換。

(二) 右實施に次いで休戰宣言を爲す。

(三) 政黨と無關係な、知名且つ信望ある數名の人物を中心とし、専門家を補佐とする、中立的な、一種の獨裁制を樹立す。

### 二、ウルグアイの調停提議

中南米諸國は、ラテン系の國であり、スペインとは人種、言語、風俗を同じくし、スペインより獨立したもの、今も尙ほ文化的にはスペインに依つて統一せられ、スペインとは精神的に密接な關係に在るから、スペインの内亂に對し大なる關心を有して居る。かゝる事情からウルグアイ政府は、アメリカ諸國が、スペイン内亂調停の勞をとる爲め、ワシントンその他に會合して、協議すべきことを、八月十七日附を以て兩米諸國に提案した。

右提案に對し、アメリカ諸國の賛否一致せず、アルゼンチン、チリ等の南米の大國は時機尙早と爲し、殊に北米合衆國が八月二十日附を以て「米國政府は他國に對する内政不干涉の原則を堅持するものなり」とて、不同意の旨を回答した爲め、自然消滅に歸した。

### 三、英佛の調停提議

英國は曩に單獨にスペイン政府に對し、非公式に調停を申出で拒絶せられたが、其の後血醒い抗争



が續けられ、何時果つべしとも見えない状態に陥つたので、英佛兩國で列國政府を誘つて、居中調停を圖ることに決し、十二月四日獨、伊、葡及び蘇聯政府に協力を求めた。

右に對し蘇聯政府は十二月九日、在蘇英佛大使に對し、原則的に兩國の提案を受諾し、具體案に就き、關係各國政府と討議する用意ある旨を回答した。

獨逸政府は十二月十三日「共同的居中調停に同意ではあるが、獨逸政府は革命政權を承認したのであつて、ブルゴス政府はスペイン國民を代表する唯一の要素であり、無政府的傾向を有する舊政權と和協することは、極めて困難なりと思惟する」旨を回答した。

伊太利政府も十二月十二日回答を發したが、其の内容は公表されなかつた。然し「拒否的でない」と解された。

ポルトガル政府は十二月十二日、英佛兩國大使を外務省に招致して回答を與へたが、それは居中調停を斷然拒否するものであつた。

斯くて英佛調停案は停頓の已む無きに至つた。

### 第十七節 聯盟理事會に提訴

スペイン政府側は十一月二十七日聯盟事務總長に通牒を發し、聯盟規約第十一條に基き、緊急理事會の召集を要求した。その要旨は左の通りである。

(一)獨伊兩國政府は、スペイン内亂に武力を以て干渉し、公然國際法を侵犯した。  
(二)更に兩國政府が、叛亂軍をスペイン合法政府としての承認したのは、事實上スペイン共和國に對する侵略行動に他ならない。

(三)更に叛軍の首領フランコ將軍が、スペイン政府の支配下に屬する港灣に於て、通商の自由を阻止するに決定した結果、國際的紛争を惹起する懸念濃厚である。

(四)以上叛軍並に獨伊兩國政府の行動により「戰爭の脅威」並に「國際平和の攪亂」される懼あり、スペイン政府は規約第十一條に基き、緊急理事會の招請を要求する。

右スペイン政府の要求に就き、英佛兩國政府は打合せを行つたが、兩國とも不干渉委員會が存續して居るに拘らず、別個に理事會を召集するのは、徒に事態を紛糾せしむるに過ぎない。故に理事會としては、出来るだけ簡單に此の問題を切上げ、之を不干渉委員會に移牒するに如かずと云ふに一致した。伊太利に於ても政府筋では、十二月一日「理事會召集は、歐洲の紛亂を更に擴大しようとする蘇聯政府の策動に基くものである。伊太利政府は六月以來、聯盟との協力を事實上中止したのだから、理事會に代表者を派遣しないのは勿論である」と語つた。



斯くてスペイン内亂處理の爲めの緊急理事會は、十二月十二日開會せられ、左記要綱の形式的決議を採擇した。

- (一) 理事會はスペイン内亂が國際關係に影響し、平和を脅威する惧ある事實を確認し、各締約國が他國問題に干渉せざる義務あることを想起する。
- (二) 不干渉委員會に代表を派遣せる聯盟國は、内亂不干渉に關し、效果ある統制を、至急發效せしめるため、最善を竭すべきことを勸告する。
- (三) 時に不干渉統制監視に關する不干渉委員會の提案、並に英佛兩國政府の居仲調停案を承認する。
- (四) スペイン内亂人道化の爲め、協同行爲を取ることを決議し、内亂終了後、スペイン再建工作に、國際的援助を與ふる必要を認める。
- (五) アヴノール事務總長に對し、必要の場合、聯盟より技術部の援助を提供する權能を與へる。

## 第二十章 國際聯盟

### 第一節 總會

一九三六年中二回、國際聯盟總會がジュネーヴに開かれた。第一回はアルゼンチンの要請に基き、六月三十日より七月四日迄開かれたもので、これは臨時總會であるが、一九三五年九月の對伊制裁を決議した第十六回總會の繼續と云ふ名義で開かれたのである。この總會では伊太利に對する制裁の撤廢及び聯盟改組問題が議せられたが、前者に就ては伊エ紛争の項下に詳細記載した。後者に就ては左に別に項を設けて記述する。

次は第十七回定期總會で一九三六年九月二十六日より十月十日迄開かれ、これにはアルゼンチン代表サーヴエドラ・ラマス外相が議長に選ばれ、聯盟國五十四箇國の代表が出席した。この總會に於て劈頭エチオピア代表の資格が問題になり、結局出席を認めることになつたが、伊太利が缺席したことは前にも記した通りである。

第十七回總會に於て議せられた主要事項は、右の外左の通りである。聯盟改組問題は別項に記載する。



## 一、理事會の構成

理事會の任期終了せるアルゼンチン、濠洲、デンマークの三非常任理事國に代り、ボリヴィア、瑞典、ニュージーランドが當選した。其の他の理事國は左の通りである。

常任理事國 英、佛、伊、蘇聯

非常任理事國 智利、西班牙、土耳其、エクワドル、波蘭、ルーマニア

次に總會は一九三六年より一九三九年迄の期間暫定的に非常任理事席二個を増設するに決し、支那及びラトヴィアが之に當選した。

## 二、常設國際司法裁判所判事の選舉

總會は國際司法裁判所判事選舉手續に關し、左記理事會の提案を採擇し、日本、獨逸、ブラジル等の非聯盟國の選舉權を認むることにした。

(イ)非聯盟國たる裁判所規程當事國の政府が、事務總長に對し判事選舉に参加方申込みたる場合には、同政府が權利として總會の選舉に参加することを認むべきこと。

(ロ)尙ほ獨逸、伯刺西爾及び日本は非聯盟國なるも、規程當事國たる資格に於て、事務總長に對し其の希望を申込みたる場合には、一九四〇年一月一日以前に行はるべき總ての判事選舉に付、理事會の投票にも参加し得ることを、臨時的に且つ何等主義上の點に觸ることなく承認すべきこと。

右期日以後の選舉に付、理事會参加方の件に關しては、將來改めて總會に提案すべきことを留保す。

又國際司法裁判所判事三名の補缺選舉を行った結果、故シュツキングの後任に瑞典のハンマーシヨード、ケロツグの後任に米國のハドソン、玉寵惠の後任に鄭天錫が夫々當選した。玉寵惠の後任に就ては多少問題あり、理事會ではエルテキンを選んだが、總會では鄭天錫を選舉し、第二回投票の結果後者が當選した。

## 三、軍縮問題

今回の總會では軍縮問題のため、一委員會を設け、軍縮問題を研究せしめたが、右委員會の報告に基き總會は軍備縮少の爲め努力を續行することとし、最近の機會に軍縮會議幹部會を召集するの必要を認めた。

## 四、經濟金融問題

總會は經濟金融問題に關し、委員會を設けて審議せしめた結果、左記四種の決議を採擇した。

## △通商

一、總會は一九三六年九月二十六日の英・米・佛三國共同聲明及びこれに對する多數諸國の即時参加に就き満足の意を表し、右聲明は經濟委員會報告中の勸告の趣旨と一致せるを認め、又各國間の恒久的經濟的機能を回復し、經濟關係の基調を一層鞏固ならしめ、且つ國際通商を助成發達せしむることを目的とせる協調政策は、平和の國際



秩序を復興し、世界的繁榮の發達及び各國民の生活向上に貢獻すべきものなることを惟ひ、各聯盟國一般の希望が、右目的達成の努力遂行にあるを確認し、聯盟國、非聯盟國の何れを問はず、一切の諸國に對し、之が爲めに十分なる協力を與へんことを要請し、右達成の主要條件として、國際通商及び交通に對する過大なる障礙を削減し、就中、輸入割當及び爲替管理の現制度を緩和し、又出來得る限り速かに、これを全廢し、以て前掲政策の實施を確保せんが爲め、此の際遲滞無く決定的且つ持續的の活動を組織せんことを、一切の諸國に對し緊切に勸告す。

#### △原料

二、總會は一切の諸國に取り均等なる商取引に依る或る種原料品取得問題の検討及び研究が、聯盟國と非聯盟國との別なく、之に特殊利害關係を有する主要諸國の協力の下に、有益に行はれ得るの時期が今や到來せることを惟ひ、理事會に對し、其の適當と認むる時期に、經濟財政兩委員會委員、及び國籍に關係なく選定せる適任の専門家を、適當の割合に按配し、本問題を研究の上、報告を提出せしむる爲め、一委員會を設置せむことを勸告し、研究せらるべき原料品の選定は、右委員會の裁量に一任すべきものと認め、特に利害關係ある諸國の専門家が、右委員會の仕事に参加することは、其の國が聯盟員たる否とに關係なく、希望すべきことなるを認め、理事會が決定を爲すに當り、以上の考量を参照せむことを勸奨し、且つ本決議は、之を非聯盟國各國政府に通報すべきことを事務總長に依頼す。

#### △國際金融

三、總會は、資本の國際流通に對する障礙を制限するの努力は、脱税行爲助成の結果を招致すべからざることを惟

ひ、又二重課税は脱税行爲を誘致する一原因となると同時に、國際經濟金融關係の發達を著しく阻害するものなるを認め、而して唯獨り國際協力に關する明確なる協定に基く共同措置のみが、課税額の正確なる基準及び公平なる割當を確保し得べきものなるを確認し、租税委員會が、出來得る限り脱税を禁遏する爲めの實際的解決を促進する爲め、最大限度に二重課税を阻止し、且つ、金融上の國際共助を助長する事業を活潑に遂行せんことを要請す。

#### △國際交易

四、國際交易の發達は、單に商品の國際取引のみならず、資本及び人間の移動に就ても同時に之を計るの要ある所、現在移民の移動が停止せられて居る實狀に鑑み、總會は來る十一月國際勞働機關の移民委員會が開催せらるゝを歓迎し、同委員會及び勞働事務局が、之等經濟及び社會上の諸問題の解決を容易ならしむる爲め、即時實行可能なる實際的提案を作成すべきを確信し、理事會に對し、右會議の経過を注視し、且つ國際勞働事務局と接觸を保ち、必要に應じ聯盟の關係機關が右事業に援助を與へんことを勸奨し、又次期の通常總會は日程に移民問題を上程せんことを決議す。

#### 五、豫算其他

以上の外總會に於ては例により、社會人道問題、學藝協力問題、避難民問題、委任統治問題等が議せられたが、之等は省略する。國際聯盟の一九三七年度支出豫算は二千九百十八萬四千二百二十八スイスフランと決定せられた。

## 第二節 聯盟改組問題



聯盟規約の改正問題は、最初六月二十六日の理事會に於て、チリ國代表より提出せられたものである。同代表は聯盟の改組は極めてデリケートな問題ではあるが、聯盟を破滅より救ふには之に手を附ける必要があり、其の爲めには先づ聯盟國の意見を徴し、非聯盟國を聯盟に加入せしめる爲めに、その意見をも徴すべきであるとし、本問題を理事會及び來るべき總會の議題に上せることを提議した。然しチリ國自身としては何等具體的の改正案を示さなかつた。

右提案に對し、若干の討論が行はれたが、理事會では何等の決定に至らず、總會の討議を待つこととなつた。

七月三日の臨時總會に於て、佛國代表を始め、各國代表により本問題に關する意見の發表があつたが、結局七月四日同總會は、各聯盟國に對し、九月一日以前に、規約改正問題に關する意見を事務總長に提出することを要求する決議を採擇して閉會となつた。

右決議に基き各國より意見が提出せられ、九月の第十七回總會に於て、改めて各國代表より討議せられた。改組に關する英佛及び蘇聯の意見は左の通りである。

### 一、英國の意見

英國外相イーデンは、九月二十五日總會に於て、左の要旨を述べた。

聯盟失敗の原因はその普遍性の缺如にある。紛争の初期に於て有效なる防止手段を行ふためには、規約第十一條第一項の措置實現に際し、紛争當事國の同意を要せざることとする要あり。平和維持の爲め地方的協定の利益を認むるも、右協定は規約と兩立することを必要とし、その爲めには理事會又は總會の承認を求むべきである。又聯盟規約を平和條約より切離して持續的のものとするは最も緊要である。尙ほ英國は軍縮の必要を痛感すること切であり、軍縮事業再開を主張せる佛國の提案に賛成し、一般軍縮條約に協力する用意がある。

### 二、佛國の改組案

七月一日フランス首相レオン・ブルムはフランスが協同的安全保障を主張するものなることを再確信すると共に、聯盟規約に就て新しい取極めを行ひ、以て侵略の犠牲者たる或る一國に對し與へられた軍事的援助に依て齎らさるべき危険は「被侵略國に對し地理的若しくは政治的に最も近い諸國」に限局する必要を強調した。

次いで七月三日フランス外相イヴオン・デルボは「規約中に含まるゝ責任と協同的行動の根本原則」を犠牲にすること無くして聯盟の權能を強化し、更に規約の適用を完全ならしめると共に、聯盟の效力を増大する實際的方策を見出さんと努力する必要があることを力説した。デルボはフランス政府の意見に依れば、從來規約改正の機會が無かつたのであつて、目下直ちに執るべき手段は、阻止的行動（第十一條）並に制裁的行動（第十六條）を規定せるものに關してでなければならぬと説き、この二局面



を有する問題に關するフランス政府の意見を次の如く述べた。即ち第十一條に關しては、全會一致規程濫用の阻止に關する問題であり、第十六條に關しては、地方的協商制度の價値を十分認めつゝ、經濟的及び金融的壓迫手段と軍事的壓迫手段適用とを一層密接ならしめんとするにある。茲に云ふ地方的協商國とは「地理的狀勢若しくは共同利益を基礎とする諸國の結合」を意味する。フランス政府は現在に於てもなほ右の觀念を維持してゐる。

### 三、蘇聯の改組案

蘇聯政府は既に六月二十六日の理事會並に七月一日の總會にて述べた如く、聯盟の規約改正は目下の所、第二十六條の規約修正の手續上生ずべき幾多の困難に鑑みて、四圍の情況より見て正當なるものと考へ得ず、又望まじき成果を擧げ得るものとは考へられぬ。同時に蘇聯政府は以下の提案をなすものであるが、若しそれが受認されるれば、安全保障の分野に於ける規約原則の決定的且つ有効な適用を授けるものと考へる。

- (一) 聯盟國の一に對し戰爭行爲のあつた場合、右に關する事務總長宛通告の後三日以内に理事會を召集すること
  - (二) 理事會會合の三日以内に、理事會は規約第十六條の適用を必要とする情況の存在に關し決定をとるべきこと
- 右の決定は少くも代表者の四分の三（被侵略國並に侵略國の代表を含まず）が賛成票を入れた場合にとらるべきものたること

(三) 理事會が規約第十六條の適用を必要とする情況の存在を確認するや直ちに事實上戰爭に訴へた國は、全聯盟國と戰爭狀態にあり、且つ聯盟の義務を實行すべき手段（制裁）を課せらるべきものと考へらるべきこと

(四) 特殊の場合運用さるべき相互援助條約締約國、規約第十六條第二項に規定せる理事會の勸告に従ふ國家、及び本提案(二)に明記せる過半数國によつて軍事制裁がとらるべきこと

(五) 理事會が本提案(二)に擧げたる決定に達し得ざるも、これは相互援助條約締約國が條約の下に定められた條件の下に援助を供すべき義務の即時的遂行を妨ぐべきものでないこと

(六) 理事會の召集を目的として聯盟國に對する戰爭が事務總長宛通告せられた時から、特殊な場合發動さるゝ相互援助條約の締約國は、右條約の條件の下に援助を供すべく、その軍隊を準備するに必要な有ゆる手段を執る權利を與へらるべきこと

(七) 聯盟國は、相互援助條約調印國乃至は提案(四)により、その他聯盟國の執る軍事的制裁を、侵略行爲と見なさいることを約する

(八) 侵略國に對する軍事的制裁問題とは離れて、理事會は提案(二)に明記せる過半数國により、規約第十六條第一項並に第三項の定むる手段の適用に關し、及びその範圍と實行に關し決定すべく、又かゝる決定は有ゆる聯盟國を拘束すべきものたること

共同的行動の計畫を確保するため若しくは聯盟國が蒙ることあるべき損失を軽減するため必要ならば、理事會は規約第十六條第一項に定むる手段の實施を若干國に關して全部若しくは部分的に延期することあるべし

(九) 經濟並に財政的制裁に参加せざる聯盟國は、他の聯盟國の側に於ける關稅並に貿易差別待遇の手段を課せら



るべし

(十) 聯盟國は本決議(若くは本議定書)が效力發生するや直ちに、經濟財政制裁に關し決めらるゝ手段の即時適用を確實ならしめるため自國憲法の下に必要な規定を制定することを約する

(十一) 特殊地域に於ける安全保障維持のため、關係國間に締結された相互援助條約は、聯盟規約機構内の安全保障の補足的保障をなすものと看做さるべきこと。二ヶ國若くは二ヶ國以上の國家間に締結された、若くは將來締結さるべき以下の協定は、これを右の如き補足的保障をなすものと認むべきこと

(1) 調印國が侵略國の犠牲となる場合にのみ被侵略國を援助することを約する協定

(2) 規約自體が援助を供すべき權利を認めてゐる場合これと同様援助の義務を課してゐる協定

(3) 規約第十八條に従ひ登録され公表された協定

規約第十六條の適用のため、一九三三年五月二十四日の軍備縮小會議安全保障委員會の提出せる、侵略の定議に關する報告書中に定められた部類の行動を爲せる國家は、戰爭に訴へたものと認むとの規程が設けられるならば、以上の原則に效力を與ふることは容易であると蘇聯政府は考へる。

第十七回聯盟總會は、規約改正問題に就き、諸國政府の發表せる提案に基き、更に考究せしむる爲め、二十八人委員會を任命し、同委員會に對し、必要あらば、本件の爲め、特別總會の開催を提議する權限を與へた。

二十八人委員會は、十二月十四日より十六日にかけて、第一回會合を開き、左記十一項に就き、各報

告者を任命した。

- 一、聯盟の普遍性
- 二、リオ・デ・ジャネイロにて調印された不侵略及び調停條約と聯盟規約との調整
- 三、聯盟の地域的機關
- 四、規約の原則適用の爲め用ひらるる方法(改正、補足的協約、解釋規則等)
- 五、聯盟の内部的組織(規約第一、第三、第四及び第七條)
- 六、規約第十條の問題
- 七、規約第十一條の問題
- 八、國際紛争の平和的處理(規約第十三條乃至第十五條)
- 九、規約第十六條の一般的義務
- 十、規約第十六條の相互援助地域的協定
- 十一、規約第十九條の問題

平和條約から聯盟を切離す問題に關しては、報告者を任命する前に、本問題の技術的調査を事務局に依頼した。



### 第三篇 南北米

#### 第一章 概説

歐洲に於ける干戈騷擾を對岸の火災視し、終始中立を堅持し、對支銀協定、對佛貨幣協定、日米通商交渉等、經濟問題を除くの外、米國は一九三六年中に於て、歐亞の政治的紛争には一切公式的發言を差控へた。これは一にはその傳統的不干渉主義に基くものであるが、主として十一月三日の大統領選舉戰に對する準備に忙殺され、涉外事項に勢を分散することが出来なかつた爲めであると推察せられる。特別汎米會議の如きも之が爲め大統領選舉後に開催せられたのである。

米國が外國の戰亂に捲込まれることを極力回避するの態度は、中立法案の制定に依つても示されて居る。米國大統領は二月二十九日新中立法案に署名したが、右は交戰國に對し武器の輸出及びクレジットの設定を禁止するものである。右中立法の公布と共に米國は直ちに之を伊エ兩國に適用する措置をとり、越えて八月七日國務省はスペイン内亂に對しても同法規の精神を援用すべき旨を在外公館宛通達した。



米國大統領の選挙は十一月三日に行はれ、ルーズ・ヴェルト大統領は未曾有の大勝を博し、上下兩院議員の選挙も民主黨の大勝利に歸した。

ブエノス・アイレスに開催せられた特別汎米會議は一九三六年中に於ける南北米最重要の國際會議であつた。汎米會議はゼームス・ブレインの白狀して居る通り、表面は平和會議で、事實は通商會議である。即ち米國はこの會議に於て平和問題を強調し、ラテン・アメリカの對北米感情を融和し、其の間に乘じ、經濟進出を圖らんとするのである。ラテン・アメリカ諸國の北米に對する反感は北米がモンロー主義を振りかざし、中南米諸國の内政干渉を行ふ點にあるから、近來北米はモンロー主義の變更及び干渉の放棄を標榜して、中南米諸國の感情融和に努め、殊にルーズ・ヴェルト大統領就任以來は「善隣政策」を唱へ、この點に力を用ひたが、今回の汎米會議に於ては充分その目的を達成した如くである。モンロー主義を變更することは米國內に異論あり、ルーズ・ヴェルト大統領も之を多少とも弱體化するの意思は持たないのであるが、之を「汎米化」し、モンロー主義をラテン・アメリカ諸國共通の主義たらしむるといふ形式を認め、事實的には兎も角、形式及び感情の上に於てラテン・アメリカ諸國に満足を與へることとしたのである。殊にルーズ・ヴェルト大統領及びハル國務長官が不干渉を聲明したことはラテン・アメリカ諸國を喜ばす上に効果があつた。

ヨセミテに開かれたる太平洋會議は私的會合ではあるが、重要な國際會議であり、殊に今回は我が國の問題が議論の中心となつたので、我が國にとつて特に重要性を帯びて居た。

尙ほ日伯關係に於て二三の問題があつた。現在ブラジルに於ける我が國の移民數は二十萬を超え、布哇の十五萬、北米の十三萬に比し、遙かに多數であり、日伯關係はこの點に於て甚だ重要であるが、近來伯國に移民排斥問題の起りたるは誠に遺憾である。移民を百分の二に制限し、且つその同化促進を目的とする憲法修正案は一九三四年五月憲法議會を通過したが、爾來二ヶ年を経過するも尙右憲法の實施に必要な法律の制定を見るに至らない。然し實際上日本移民の一九三六年に於ける伯國入國數は五千數百人であつた。

アマゾナス州政府と上塚司との間に締結せられたる、百萬町歩の土地コンセッション契約はブラジル上院の拒否に逢ひ無効となつた。これは必ずしも排日を意味するものではなかつたが、右拒否に先立ち盛んな排日論が行はれ、殊に下院議員百名が連署して日本人に對する土地讓與反對の通電を發したのは注目を惹き、一般に排日問題として取扱はれた。

右の如き形勢に鑑み、日伯間の經濟的提携を一層緊密にし、兩國親善關係増進の爲め、一九一五年中我が國より平生ミツシオンを伯國に送りたるが、之に對する答禮として、一九三六年にサルガド・



ミツシヨンが伯國より渡來し、我が國朝野の歓迎を受け、兩國間の經濟提携促進に貢献した。

## 第二章 米國中立法

### 一、法律の制定

一九三五年八月三十一日制定の所謂米國中立法（正確には上下兩院合同決議）は一九三六年二月二十九日を以て、有効期限が切れるので、一月三日米國第七十四議會第二會期開會の劈頭、之を恒久的にする中立法案が上下兩院に提出せられ、大統領は同日のメッセージに於て此の問題に觸れ、其の通過を希望した。然るに議會は審議の結果之を修正し、一九三七年五月一日迄約一ケ年間有効の修正案として之を通過し、大統領は二月二十九日に署名を了した。

新中立法の内容は左の通りである。

- (一) 戰闘開始の場合大統領は自由裁量により、適宜以下の法令を下し得るものとす
- 右大統領の自由裁量権は一九三七年五月一日迄とす
- (二) 戰爭勃發の際交戦國に對する武器輸出を禁止す
- (三) 交戦國に對する財政的援助を禁止す
- 交戦國に對する公債、クレジット設定等は絶対禁止事項とす
- (四) 米國民の交戦國船舶による旅行を禁止す



(五)米國政府は全國武器統制局を設置し、武器の輸送並に輸出業者に對し登録方を命ずる  
(六)本法各項は米大陸共和國諸國が米大陸諸國以外の國より攻撃を受けたる場合は適用せず  
尙ほ大統領は二月二十九日左の聲明書を發表した。

余は昨年八月廿一日嚴正中立法制定に際して、伊エ紛争激化の折柄、交戰國に對する武器禁輸の必要なる所以を強調したが、茲に新修正法署名に當り、立法の主旨に則し、新に國民の注意を喚起したい。

修正中立法の眼目は、交戰國に對するクレジットの設定を絶対禁止した點にあり、之により、米國の傳統的中立政策堅持への新たな決定的一步を確保することとなつた。米國の中立政策は、夙に余並びにハル國務長官の聲明によつて明かな所であり、今後とも其の實效を期する方針である。特に交戰國との一般貿易は、平時の水準以内に限定さるべきことを重ねて要望する次第である。

## 二、中立法の意義

中立法の第一の目的は米國を他國の戰爭に捲込まれさせない爲めである。元來米國は過去に於ては所謂「海洋の自由」を主張し、戰爭の際、交戰國が米國の通商に干涉することを、極力排撃して來たのである。然し乍ら交戰國が米國の通商を防げる場合、之に對し強硬に抗議するとすれば、米國自身戰爭に引入られる虞れがあるから、傳統的政策を放棄して、自ら米國の通商に制限を加へ、米國人の武器輸送を保護せざることにしたのである。尤も武器、彈藥等は常に戰時禁制品であるから、從來

といへども、交戰國が之を取押へた場合は沒收し得たのであるから、結果から見れば、此の點に於て變りはないのであるが、精神的に見て、米國人が自國の法律に依り合法の通商に従事して居るのと、違法の行爲を爲して居るのとは、大なる差異がある。又自國法に依つて武器の輸出を禁止することにすれば、それだけ輸出が少くなり、交戰國との間に問題を起す機會を減少するであらう。

中立法の第二の目的は、戰爭を出來得る限り速かに終熄せしめんとするにある。米國人中には戰爭の起つた場合、侵略國と被侵略國を區別し、侵略國に對してのみ武器の輸出を禁止すべしと云ふ論者多く、斯くすることは國際聯盟と協力する上に一層便利に相違ないが、實際問題として、侵略國と被侵略國とを區別することは困難であり、又交戰國の一方のみに對し、武器の輸出を禁止する時は、其の國との國交を害し、結局戰爭に捲込まれる虞が多いので、双方に對し禁止することになつたのである。

双方に對し武器の輸出及び財政的援助を禁止することは、結局國內に於て武器を製造し得る國、又は比較的財力の強大な國を援助することになるのであるが、この點は已むを得ざることとし、たとへ右の如き結果となるにしても、武器の輸出及び財政的援助を自由にして置くよりも、双方にこれを禁じた方が戰爭の終熄を速かにする上に効果ありと考へたのである。



滿洲事變の際日本が聯盟を脱退するや、米國は英國と相呼應し、日本に對し武器の輸出禁止を斷行せんとした。然し當時に於ても、日本のみに對し輸出禁止を實行する時は、戰爭を誘發する虞れあるにより、日支の双方に對し之を禁止すべしとの議論があつた。然るに双方に對して禁止する時は、支那の方がより多く不利益を蒙るべしとて、支那政府より泣きを入れた爲め、武器禁輸問題は立消えに終つた。

米國政府はボリヴィア・パラグワイ戰爭の場合及び伊エ紛爭の場合に於て、共に双方に對して武器の輸出を禁止した。

### 第三章 米國大統領の選舉

#### 一、選舉の成績

一九三六年十一月三日の火曜日、米國大統領選舉が行はれた。其の結果民主黨候補たる時の大統領フランクリン・ルーズヴェルトが共和黨候補ランドンを破り、前代未聞の壓倒的多數を以て當選した。

ルーズヴェルトの得票は二千三百七十七萬八千餘票、ランドンの得票は千五百四萬四千餘票、全國四十八州中ヴァーモント及びメインの二州を除き、四十六州は民主黨の勝利に歸し、大統領選舉人總數五百三十一名中八名を除き、全部ルーズヴェルトの獲得するところとなつた。

ルーズヴェルトの所謂ニュー・ディールに對する反對が相當多かつた點から推して、かゝる大勝利は一般の豫想外であり、過去二十年間豫想の外れたこと無きを誇つて居たりテラリ・ダイヂエストの模擬投票の結果も、ランドンの優勝を傳へて居た。殊に從來共和黨の金城鐵壁と稱せられたペンシルヴァニア、ニュー・イングランド諸州及びランドンの膝下たるカンサス州等にルーズヴェルトが優勝したことは意外であつた。



ルーズヴェルトの勝利が如何に絶對的であつたかを示す爲め、一九〇〇年以後の大統領選挙に於ける共和黨及び民主黨候補者が獲得した選挙人数を表示する。

年	共和黨	民主黨	差	其の他
一九〇〇年	二九二	一五五	一三七	
一九〇四年	三三六	一四〇	一九六	
一九〇八年	三二一	一六二	一五九	
一九一二年	八	四三五	三四七	進歩黨 八八
一九一六年	二五四	二七七	二三	
一九二〇年	四〇四	一二七	二七七	
一九二四年	三八二	一三六	二四六	ラフォレット 一三
一九二八年	四四四	八七	三五七	
一九三二年	五九	四七二	四一三	
一九三六年	八	五二三	五一五	

右表に示す如く、過去十回の選挙に於て、共和黨は六回、民主黨は四回勝利を占めたが、現大統領ルーズヴェルトの勝利の如く壓倒的なのは其の例がない。

今回の選挙と同時にに行はれた上下兩院議員及び各州知事の選挙に於ても、民主黨は大勝利を占め、

下院に於ては民主黨三百二十八名、共和黨九十名、上院に於ては民主黨七十五名、共和黨十七名となり、州知事の數も民主黨が絶對的多数となり、兩黨の勢力に大差を生じた。

### 二、民主、共和兩黨の政綱

右の選挙に先立ち、兩黨は例により政綱を發表した。政綱は云はば看板で、得票に都合のよい事項を並べたのであるから、候補者の當選した場合必ずしも其の通り實行せられる譯ではないが、以て兩院の傾向を窺ふことが出来る。

共和黨は六月九日のオハイオ州クリーヴランドに於て大會を催し、民主黨政府の憲法違反、ルーズヴェルト大統領の獨裁主義、ニュー・デイルル實行による國費の濫費、人民の自由及び企業の壓迫等を痛烈に攻撃し、左記要領の政綱を採用した。

- 一、救済事業を州政府の負擔となし、中央政府はこれに助成金を交附するに止めること。但し豫算均衡を破るべからず
- 二、土木事業を救済事業から分離すること
- 三、國民の眞の安全を自力更生に求めること
- 四、労働者の團體交渉權を保護すること
- 五、合衆國憲法を修正せず、各州の立法により、婦女・兒童の最低賃銀、最長労働時間及労働條件を規定すること



- 六、農産品の生産を奨励し、需要の増加を計ること
  - 七、不時の災厄に窮する農家を更生せしむる爲め適當に救済すること
  - 八、農民及び労働者をして外國の破壊的競争を免れしむる爲め、充分な保護を與へること。この目的の爲め現在の互惠通商協定法を廢止すること。
  - 九、變化しつゝある世界の情勢に應ずる爲め融通性ある關稅主義を復活し、且つこの政策を公平に實行する爲め關稅委員會の權限を擴張すること
  - 十、企業獨占を排除する爲め、民事並に刑事法を嚴重に執行すること
  - 十一、非増稅政費節減即時斷行に依り豫算の均衡を維持すること
  - 十二、萬難を排して健全通貨を確立すること
  - 十三、ドル價決定に關する議會の權限を回復すること
  - 十四、平價切下を排す
  - 十五、同盟又は協約以外の名譽ある方法に依り、外國と平和を維持しこれを増進す
  - 十六、國際聯盟及び常設國際司法裁判所加入に反對し及び外國と同盟締結に反對す
  - 十七、陸・海・空三軍に互り軍備を整備すること。但し軍備制限、軍需品の輸出取締に關しては、列國と協力す
- 民主黨は六月二十三日フィラデルフィアに於て大會を催し、米國が共和黨の指導の下にあつた十二ヶ年間に、如何に精神的物質的に廢頹したか、然るに其の後三年間の民主黨の指導下に如何に健康と繁榮を回復したかは、事實がこれを立證して居ると強調し、米國民は「特權階級を保護する」共和黨

の政治と「全國民に均等の機會を與へる」民主黨の政治と、何れかを選択せよと呼びかけ、左記要領の政綱を採擇した。

- 一、公正なる價格及び販賣の統制により、需要者の利益を擁護すること
- 二、地方に對する電力の普及、電燈料の引下げを目的として、電力を統制すること
- 三、廉價衛生の家屋を普及すること
- 四、引續き在郷軍人及びその家族を正當に待遇すること。但し彼等は既に回復の途上にある、彼等をして尙ほその進路を歩ましめること
- 五、引續き農家の保護に努力すること
- 六、引續き労働者の保護に努力し、勞銀收得者並に消費者としての彼等の權利を擁護すること。但し彼等は既に自由及び繁榮の途上に在る、これをして尙ほその進路を歩ましめること
- 七、實業家に對しては既に赤色の迫害を免れしめ、又銀行に對しては既に強固な基礎を與へた。我等は金利を低下し、極度な競争の弊を除去し彼等をして既に自由と繁榮の途上にあらしめて居る。これをして尙ほその進路を歩ましめること
- 八、引續き青年をして未來に希望を有せしめるやう努力すること
- 九、反トラスト法の規定を勵行すること
- 十、天災罹難者を救護すること
- 十一、失業救済は國家の問題として當然中央政府の責任に屬す。故に引續き州及び地方政府と協力し、公共事業を



起し、失業者に職業を興へるやう努力すること

十二、共和黨は救済事業を全然州又は地方政府の責任と看做すもその性質上合衆國の立法事項として取扱はねばならぬ。若しそれが憲法上不可能なれば、憲法改正も亦已むを得ず

十三、政府は物價及び信用を回復し、公債利子を低下し、公債價格を騰貴せしめ、通貨を世界中最も健全なものとした

十四、政府は政費節約を決意して居る。救済の必要は漸次減退して居り、歳入も亦増加しつゝあれば、豫算の均衡、國債の減小も亦従つて可能と成つて來た

十五、外交に關しては、引續き善隣政策の遂行、戦争反對、平和手段に依る國際紛争の處理、外國の戦争に對する中立保持、戦争に引入れられる虞れある政治的協定に反對の政策を維持すること

十六、協定に依り關稅の障壁を低下し、輸入割當、又は輸入禁止制度の排除を求めること。但し農産物及び製造品に對する外國品の不正競争、低廉労働及び外國政府の保護に依る外國品のダンピングに對し、從來の通り適切な保護を持續すること

### 三、民主黨勝利の原因

ルーズヴェルト勝利の原因は一にして足りない。ルーズヴェルト政權に對する共和黨の攻撃中最も民主黨に手痛かつたのは、ニュー・デイルの失敗と其の憲法違反問題であつた。ニュー・デイルに關する諸法律にして大審院判決に附せられたるもの合計十件中、政府の勝訴に歸したものは二件、

他の八件は政府の敗北となつた。其の事件名及び判決票數を示せば左の通りである。

政府勝訴	テネシイ溪谷法	八對一
金約款		五對四
政府敗訴	乾燥油法	八對一
	鐵道年金法	五對四
	N R A	九對〇
	農業抵當モラトリアム	九對〇
	A A A	六對三
	製粉業法	九對〇
	一九三三年證券法	六對三
	ガツファイ石炭法	六對三

ルーズヴェルト大統領を一世の英雄たらしめたニュー・デイル諸法案は、大審院に於て右の如き敗北を招き、民間でも専ら不評判であつたので、反對黨は之を攻撃の中心としたのであつたが、後より思へば、ニュー・デイルに對する攻撃も案外効果が少なかつた。元來ニュー・デイルにより打撃



を蒙つたものは資本家階級で、之に依つて多くの農民が破産を免れ、數百萬の失業者が職業を得たことは争はれない事實である。故にニュー・デイルを攻撃したこと自身が、共和黨を民衆から不評にしたのである。

前掲政綱に現はるゝ所から見ても、共和黨は特權階級の味方であり、民主黨は大衆の味方であるとの印象を免れないが、民主黨は選舉運動に於て特に此の點を大聲疾呼し、民衆の投票を獲得するに努力した。

共和黨は大體保守的で、民主黨は進歩的又は左傾的であつた。共和黨が何時迄も十八世紀以來の「個人主義」乃至「自由主義」を旗幟としたに對し、民主黨は「統制主義」乃至「企劃經濟主義」を押し立て、論争した。ランドンは憲法の尊重を叫び、政府の干渉を排し、「米國人は決して憲法に代る權力を打立てることを大統領に許さなかつた筈だ」と訴へたが、ルーズヴェルトは之に對し「今更ボロボロの個人主義に歸らんとする農民は一人も無い」と大膽に喝破した。

斯くてルーズヴェルトは労働大衆、農民及び青年の人氣を博し、ランドンは資本家及び老年の支持を受けたに止まつた。

ルーズヴェルトに勝利を與へた今一つの原因は、彼の英雄的人格である。ルーズヴェルトは米國近代の大統領中稀に見る傑出した人物であると云はれる。悪く評すればデマゴグ的とも云へるが、民衆政治家としての資格に於て、大衆を惹付ける絶大の魅力を有する點に於て、流石の米國に於ても彼に比肩する政治家は無い。この點に於て、前回の選舉に於ける政敵フーヴァも、今回の共和黨候補ランドンも、彼の前には全く光彩を欠いた。殊にラヂオ戰の盛になつた現代に於て、彼の雄辯、爽快な音聲、その樂觀的にして大まかな論旨は、大衆をして喝采せしめずにはおかなかつた。ランドンは之と反對に「難かしい問題を早口に議論し」その演説内容は「聞いたゞけでは了解出來ず、翌日新聞に出てから仔細に研究して始めて分る」と稱せられた。かゝる人格の相違は大統領選舉に於ては勝敗を左右する決定的要素である。



## 第四章 特別汎米會議

## 第一節 會議の招請

米國大統領ルーズヴェルトは一九三六年一月三十日附を以て、米大陸の大小各國元首に對し、特別汎米會議招請の親書を送つた。その要旨は左の如きもので、會議開催の動機及び目的の概要を明かにして居る。

「長年月間に互リボリヴィア、バラグアイ兩國に多大の人命を犠牲にし、經濟的負擔を拂はしたチャコ問題に關する戦争が、最近のブエノス・アイレス平和協定に依て、永久且つ公正に解決した事は、米國官民の衷心より慶賀に堪へざる處である。貴國官民も亦深い關心を以て、同問題の成行を注視せられてゐたのであるから、之が解決を見たことは等しく満足せらるゝ處であらう。余はアメリカ大陸の各共和國が一つの會議を開催し、將來に於ける争鬭の勃發を避けんとする共通の要望を論議し、以て實際的に米大陸の恒久的平和を確保すべき、無二の機會が正に到來したと確信するものである。

若しチャコの悲惨事が吾人に何等か訓ふる處ありたりとせば、それはこの種の悲惨事の再發を防止する爲めに共同の努力が必要であると云ふことである。依てこの際ブエノス・アイレス又は其の他に於て特別汎米會議を開催す

ることに致し度い。

會議の目的は米大陸諸共和國間の平和維持にあり、之が爲め既存の平和協定を速かに批准し、これを補足し、又は新平和協定を締結するにある。

常例たる外交機關を通さずして直接閣下に本書を呈する所以は、本件が米大陸諸國民にとつて重大性を有する爲め、先づ諸國大統領と私見交換の必要を認めたとに因るのである。」

右に依つて大體窺はれる通り、米國近來の傑出せる大統領ルーズヴェルトは、チャコ戦争の和平解決を機會に、米大陸平和機構の確立と云ふ好題目を捕へて、特別汎米會議といふ一大芝居を打たんとするのである。之は中南米諸國に對する米國の把握を益々緊密にし、兼て來るべき大統領選舉に備へんとする一石二鳥を狙ふものであつたことは云ふまでもない。

## 第二節 招請に對する各國の回答

ルーズヴェルト大統領の汎米會議招請親書に對し、中南米の諸國は先を争つて回答を與へ、何れも會議招請の趣旨並びに會議地をブエノス・アイレスとすることに對して賛意を表明した。

各國はその回答書に於て平和機構確立の必要を強調し之が爲めには國際經濟的障礙の除去、文化的接觸の促進は固より、一步進んで軍備制限を斷行すべきことを主張して居るが、就中中米の諸小共和



國大統領は(一)汎米國際聯盟の組織、(二)汎米常設司法裁判所の設置、(三)相互援助及び不可侵機構の確立等を提唱し、モンロー主義を多邊的相互協力の國際的組織に改組することに依つて西半球に於ける平和保障を達成すべしとなした。

かくして汎米會議は西半球の國際關係に重大な新紀元を劃するに至るのではないかと見られ、世界の各方面から大なる關心を拂はれた。

### 第三節 各方面の反響

ルーズヴェルト大統領の汎米會議招請の親書は前記の如く、ラテンアメリカ諸國からは大いに好感を以て迎へられ、米國內に於ても大體好評を博したのであるが、共和黨方面にあつては之に對し猛烈な反對を唱へ、「大統領は選舉政策の人氣取に米國の傳統的モンロー主義を犠牲にせんとするものである」と非難した。その代表的なものとして共和黨上院議員アーサー・ヴァンデルベルクの言を引用すれば、同人は二月十六日「今回の汎米會議召集の目的は南北米の國際聯盟化に他ならない。米國はモンロー主義の傳統を堅持して聯盟から明確に離隔して來たものである。今モンロー主義に代るに集團的平和機構を以てすることは傳統の破壊である。南北米が平和を維持して居るのは聯盟の力でも、集團

的平和機構に依るものでもない。實にモンロー主義の嚴存するが爲めである。この事實を無視して有名無實の平和機構の組織に狂奔するのは余の斷じて賛同し得ない處である」と述べた。

他方民主黨議員連は大統領の發案に對する中南米各國政府の好意的態度に有頂天になり、上院外交委員長ピットマンは二月十六日「大統領がとつた方法は西半球の平和維持の見地から誠に自然且つ時宜に適し、妥當なものである」と讚辭を呈し、民主黨上院議員ウィリアム・キングは「汎米會議召集は實に素晴らしい。ルーズヴェルト大統領の良い思ひつきである。各國より續々回答が到達して居る模様だが、汎米國際聯盟の誕生も決して遠くはあるまい」といつた。

國際聯盟方面では米國大統領の汎米會議召集の報に接し、少なからぬ不安の念に打たれたものゝ如くである。聯盟當局は表面上會議の開催に賛意を表し、「聯盟は世界平和の維持を目的に組織され、終始其の爲めに努力を傾倒して居るのであるから、手段の何たるを問はず、平和達成の努力である以上、衷心から之を支持するものである。従つて來るべき汎米會議も大いに之を歓迎して居る。現在南北米諸國は戰爭反對のため鞏固な團結を示し、歐洲に對し貴重な實例を示して居る」と言つて居たが、その裏面には「汎米會議の成功は、南北米諸國間の平和機構強化のためには貢献し得るであらうが、その結果は中南米諸國の對聯盟關心を稀薄化する虞が無いとは保し難い。米國は勿論中南米諸國も聯



盟機構から離隔して行く傾向が認められて居る今日、汎米會議の成行は聯盟の將來に重大な關係ありと言はねばならぬ」と一抹の不安を抱懐してゐた。

#### 第四節 會議の開催期

會議の目的は大統領の招請狀に大體記されてあるが開會の時期に就ては全然觸れてない。始めは六月頃とか七月頃とか傳へられたが次第に延び／＼になつた。其の理由として傳へられた所に依ると、英佛等國際聯盟を擁護せんとする國はアメリカ國際聯盟の結成を好まず、ルーズヴェルトの計畫を揉み潰さんと暗中飛躍を試みたと言ふことである。其の眞偽は疑はしいが、國際聯盟の九月の理事會議長にアルゼンチン外相が選任せられる順番になつて居るので、同外相の歸國を待つ必要もあり、次第に延期せられ、結局米國大統領の選舉を終つて後十二月一日より開催せられ、會期約三週間にして十二月二十三日閉會せられた。

#### 第五節 會議の議題

會議の議題は汎米聯合幹部會で、各國からの提案に基いて、整理確定せられたものであるが、米國

の提案が特に重きをなしたことは勿論である。左に米國提案の要點を掲げよう。

- (一) アメリカ諸國間の現行平和條約の完成及び新平和條約の締結。
- (二) 中立國及び交戰國の權利義務に關する現存法規を補足し明確にする協約の締結及び交戰國の權利義務に關して國際法の解釋を遵守する手段の考察。
- (三) アメリカ大陸諸國間の海路に依る交通及び汎米公道の建設。
- (四) 政府に依る教授及び學生の交換。
- (五) アメリカ大陸諸國間の通商問題。

右の外中南米諸國から、アメリカ國際聯盟案の提出されたことは前に述べたが、コロンビヤ大統領も亦アメリカ國際聯盟の組織を提案し、アメリカ國際聯盟と現在の國際聯盟との關係として(イ)國際聯盟をしてアメリカの國際聯盟を、アメリカ大陸に於ける唯一の地域的協約と認めさせ、モンロー主義を地域的了解と認めることを廢止すること(ロ)從來よりもより多くのアメリカ諸國を國際聯盟常任及び非常任理事國たらしめること(ハ)國際聯盟の常任及び非常任理事國たるアメリカ諸國はアメリカ國際聯盟に依り指定せらるべきこと、等を掲げて居る。之は一方に於ては國際聯盟の規約改正を目的とするものであり、他方に於ては米國のモンロー主義に對する反對を表明するものであるから、米國の反對に依つて不成立に終ることは明かであるが、モンロー主義に對する中米諸國の反感を露骨に表



示したものと注意に値する。

右各國から提出されたものを整理の結果、八月五日アルゼンチン政府より發表した確定議題は左の通りである。

- 一、現行不戦條約の強化
- 二、平和機構の確立
- 三、中立問題
- 四、軍備縮少及び武力使用禁止問題
- 五、關稅休戰を含む經濟問題
- 六、智的協力問題

## 第六節 會議の成果

### 一、現存條約を統合する條約

今回締結された條約中最も重要なものは「現存諸條約を統合する條約」である。これはその名の示す如く、國際紛争の平和的處理に關する從來の諸條約を結合統一する條約で、此の條約に依り、統合せられた過去の條約は左の五つである。

(一)一九二三年五月三日智利のサンチャゴで締結せられたアメリカ諸國間の審査條約即ち所謂ゴンドラ條約。この條約は外交手段に依つて解決されない紛争は、國家の獨立名譽及び死活的利害に關するものと雖も、之を調査と報告の爲め審査委員會に附託すべきことを定め、そしてその報告後六ヶ月を経過する迄動員其他武力行使を禁じて居るが、未だ一回も適用を見たことが無い。

(二)一九二八年八月二十八日巴里で調印せられたケロッグ不戦條約。此の條約は世界的の條約で、我國も加入して居る。所謂「國策の具としての戦争」を放棄することを約したものである。

(三)一九二九年一月五日ワシントンで調印せられた亞米利加諸國間の調停條約と仲裁條約。前者は前掲審査條約を補充し、審査報告に止めず、一步進めて具體的解決案を立てしめるものである。後者は法律的紛争を仲裁裁判に附託することを定めたものである。

(四)一九三三年十月十日リオ・デ・ジャネイロで締結された不戦條約。此の條約はアサヴェドラ・ラマス條約とも稱せられ、ケロッグ不戦條約の戦争放棄の原則と、所謂ステイムソン主義を併合したものである。此の條約はアルゼンチンの反米意識からケロッグ不戦條約に對抗する意圖を以て、同國外相ラマスに依り提唱せられ、同國の面目を立てる趣旨で、採擇されたものであるが、批准せざる國が多い。

以上各種の條約が存在するも、これ等の諸條約には尙ほ不十分なる點あるのみならず、これに参加せざる國もあるにより之を統合する條約を結ぶことになつたのである。

新條約は左の諸項を含むものである。



- 一、國際紛争を平和的手段により解決すること
- 二、有效なる平和的解決手段を講ずる爲め、協議し且つ協力すること
- 三、右協議中少くとも六ヶ月間は敵對行爲、其の他軍事行動をとらざること
- 四、紛争當事國は其の採用せる平和的解決の方法及び紛争解決手段の進捗程度を他の締約國に通報すること
- 五、以上に拘らず亞米利加大陸諸國間に戦争の起りたる際は他の諸國は、中立國の資格に於て、戦争の擴大又は永續を防止する爲め、互に協議し、共同一致の態度を執るべく努力すること

## 二、平和維持條約

本條約は五箇條より成る簡單な條約で、「總ての戦争又は戦争の脅威は、直接又は間接に、全文明人類に影響し、米大陸の理想であり且つその外交方針の基礎たる自由及び正義を危殆に陥れるものである」との信念に基き左の三つの場合に於て平和的協力の方法を講ずる爲め互に協議することを約したものである。

(一)亞米利加大陸に於ける諸共和國の平和が脅威さるゝ場合

(二)亞米利加大陸に於ける諸國間の戦争の場合

(三)亞米利加大陸外に於ける戦争が亞米利加諸國の平和を脅威する虞れある場合

右條約は我が國の學者中モンロー主義を變更するものとして非常に重要視するものが多い。元來モ

ンロー主義は米國政府の政策であつて、米大陸諸國共同の政策ではない。モンロー主義の中心觀念は米大陸外から來る所の干涉又は侵略に對抗するにあり。從來之に對抗する責任は専ら米國の双肩にかかつて居たが、南米諸國の發達するにつれ、モンロー主義に對する反感が強まり、此の主義を米國獨占の政策とせず、米大陸各國共同の政策とすべしとの議論が起つた。又之を實際に見るも、南米諸國の中には共同に責任を負擔するだけの實力を具備するに至れるものもあるを以て、他大陸より來る干涉又は侵略に對する排撃の責任を、米國單獨にて負擔するの必要もなきに至つたのである。故にモンロー主義を「汎米化」して、米國に對する南米諸國の反感を緩和することは、米國にとりて一舉兩得であつて、之が爲めに失ふ所は無いのであるから、近來モンロー主義の「汎米化」を主張する論者が米國內にも多かつたが、ルーズヴェルト大統領は之を實行して、「善隣政策」の實を示さんとしたのである。即ちモンロー主義が「汎米化」されたのである。

然し乍ら本條約に依り「米大陸以外の戦争が米大陸諸國の平和を害せんとする場合」に協議を行ふことゝなつたことを以て、モンロー主義の實質的變更であると考へることは事實を誤るものである。協議は單に協議であつて、北米合衆國の行動を拘束する力があるのではない。米國は出來得るだけ他國を満足せしむるやう常に外交的態度を持するであらうが、實質に於て、モンロー主義其のものを放



棄又は弱體化するものでは断じて無い。

本條約締結に携はつたハル國務卿は一九三七年二月十五日米國外交協會（カウンシル・オン・フォーレン・リレーションズ）の演説に於て本條約を説明し、同條約に定むる所は完全に米國の傳統的政策と一致するものであると述べた。之は世上或はモンロー主義の變更なりとの批評あるに鑑み、其の然らざることを闡明したものと思へる。

### 三、不干涉に関する追加議定書

本協定は一九三三年のモンテヴィデオに於て署名せられたる條約を再確認するもので、「何れの國家も他國の内政又は外交に干渉するの權利を有せず」と云ふ根本主義を規定したものである。南米諸國の内政不干渉に關するモンテヴィデオ會議の經緯に就ては別項記載の通りである。

### 四、通商及び文化問題

會議は又貿易に對する現在の過度の障礙を軽減し、平等の原則に基き貿易關係を律するの必要を認め、又統制、清算及び補償等の制度による差別待遇を排除すべきことを勸告した。

文化問題に就ては各國間に教授及び學生の交換、情報の交換、ラヂオの利用等により文化の交換を行ふべきことを決議した。

又メキシコ政府の發議により「汎米道路條約」が締結せられ、米大陸諸國間の交通路の建設を促進することになつた。

### 五、一致協力主義の宣言

中米五箇國の發議により「米大陸諸國間の一致協力主義の宣言」なるものが採擇せられた。其の要項は左の通りである。

- 一、アメリカ諸國は各其の共和政體に忠實なること、各國の絶對自由、各國主權の尊嚴、民主政治の全米共通性を宣言す。
- 二、米洲の平和を素す虞れある行爲は各國に影響あり、従つて本會議に於て採擇せられたる平和維持條約の定むる「協議手續」を實行することの正當なるを認む。
- 三、米大陸諸國は左の原則を確認す。
  - (イ)領土の攻略を禁じ、従つて武力による領土の獲得を承認せず
  - (ロ)他國の内政及び外政に干渉することを排撃す
  - (ハ)金錢債務の強力による取立は不法なり
  - (ニ)米大陸諸國間の紛争は其の性質及び原因の如何を問はず、調停、仲裁又は國際正義の方法により解決せらるべし

右の宣言は今回の會議の諸條約等に現はれたる主義を再録するものであるが、全米諸國が互に相類



似し、何れも共和政體を有し、共通の理想及び共通の利害關係を以て結び附けられてあることを認めたるもので、汎米意識を明確ならしめたものとして重要視せられる。

右の決議に現はれた「平和の攪亂は全米共通の關心事なり」とする思想と内政及び外交に對する不干涉主義とを實際問題として如何に調和すべきやは疑問なきを得ない。戦争の勃發した場合全米の關心事として協議を行ひ、之を終熄せしめんとすれば、自然内政又は外交上の干涉を行ふこととなるべく、不干涉を強調すれば、戦争防止の効果擧らざるの憾あらん。

### 第七節 汎米會議の由來

そもそも汎米會議は一八八二年に米國國務卿であつたゼームス・ブレインに依つて計畫せられ、その後一八八九年に至り、華府に於て第一回會議が開かれたに始まるのである。尤もそれ以前から米國を除く南米諸國間には度々會議が開かれたが、それには北米は参加しなかつた。

ゼームス・ブレインが汎米會議を召集した目的は、彼自身が國務卿を辭めた後に書いたものに依れば、二つあつた。第一は米大陸に於て平和を促進する爲め、第二は北米合衆國の中南米諸國に對する貿易の進展を圖る爲めであつた。彼は更に附加へて、第二の目的を達成する爲めには第一が必要である、

各國別に平和條約を結ぶ代りに西半球の諸國を網羅した一大平和機構を組織し、米國自身之が牛耳を執つて平和維持の任に當らなければならない。若し米國が之をなさざれば、ヨーロッパの大國が之を爲すに至る虞れがある。斯くてはモンロー主義は事實上破滅に陥る可し、而して汎米會議はその結果より見れば「汎米通商會議」たるべきであると述べて居る。汎米會議は其の後、回を重ねること七回、その目的は右ブレインの言で盡きて居る。今回ルーズヴェルト大統領が特別汎米會議を召集した表面の理由も裏面の理由も、五十數年以前にブレインが第一回汎米會議を召集した理由と全然一致して居る。ブレインはガフィールド大統領の下に強硬な帝國主義政策を實行した人である。現在の大統領ルーズヴェルトがその爲人に於て強き帝國主義者であることは知る人ぞ知るのである。帝國主義者の平和政策、外交問題の面白味は其所にある。

第二回會議は一九〇一年メキシコ市に開かれ、第三回は一九〇六年リオ・デ・ジャネイロに、第四回は一九一〇年ブエノス・アイレスに開かれた。第五回はヨーロッパ戦争の始まつた爲め延期せられ、一九二三年に至りサンチアゴに開かれ、第六回は一九二八年ハバナに、第七回は一九三三年モンテヴェイデオに開かれた。

第一回から第四回迄は比較的平凡で、汎米會議の常設事務局たる汎米協會の壯麗なる建物がカーネ



ギー財團の寄附金に依つて華府に出来上つた外には特に注意すべきこともない。然し第五回以後の會議は相當波瀾に富み、反米熱が擡頭して北米の代表者を手古摺らした。その原因は種々あるが、根本の原因は、一八八九年以後に於ける米國の主權及びドルの支配力の南進にあつた。即ち米國は米西戰爭により一八九九年玖馬を保護國とし、ポルトリコを併合し、一九〇三年にはパナマを取り、一九一五年及び一六年にはハイチ及びドミニカ共和國を手中に收め、其他中米諸國にモンロー主義の名に於て、政治上經濟上の支配力を延ばした。斯くては中南米諸國が米國に對し疑念と恐怖を懷くに至ることは已むを得ない。第六回のハバナ會議に於て米國の干渉主義乃至帝國主義に對するラテン・アメリカ諸國の反感は最高潮に達した。

### 第八節 米國の懷柔策

右の形勢に鑑み米國は南米諸國の反感を緩和する必要を感じ、ウイルソン以來代々の大統領及び國務長官が種々苦心を重ねた。殊に現大統領ルーズヴェルトは米國未曾有の經濟難に際會し、之が緩和の一策として海外貿易の促進殊に南米市場の開拓に全力を盡し、その爲めラテン・アメリカ諸國の歡心を買ふに浮身をやつして居る。彼の所謂善隣政策はこれである。その結果は大いに現はれ今や國

内に於てさへルーズヴェルトは南米に媚る爲め、モンロー主義を破棄するものであると非難する者を生じた。味方が先づ瞞まされる位でなければ敵を籠絡することは出来ない。

ルーズヴェルトがラテン・アメリカ諸國の反米恐熱を緩和する爲めにとつた政策はどんなものであつたかと言ふに、彼は一九三三年十月二十八日ワシントンに催されたウイルソン・ファウンデーシヨンの晚餐會席上に於て大演説を試み「ウイルソン大統領はモデルに於ける演説に於て、米國はこれ以上一呎の領土も征服に依つて獲得しないであらうと述べたが、余は今後米國は他國に對し武力干渉を行はざること、を明確に聲明して、以てウイルソン大統領の宣言を補足せんとす」と述べた。

これは曩に我が廣田外相が「余の在任中は戰爭なし」と聲明したのと好一對の大膽なそして有效な外交辭令である。

ルーズヴェルト大統領は單に不干渉主義を聲明したのみならず、事實に於いてこれを立證した。その顯著なる一例は一九三三年八月キューバに革命が勃發し、クーデターに依り時の政府を倒し、新大統領が就任したが、ルーズヴェルトは之に干渉せざるのみならず、簡單に新大統領を承認した。此の不干渉態度は從來米國の干渉を非難したラテン・アメリカ諸國をして新時代開かれたりその歡聲を發せしむるに至つた。元來キューバは米西戰爭の結果獨立したもので米國は所謂プラット・アmendメ



ントに依つてキューバに對し干涉の権利を持つて居る。又キューバには巨額の米國資本が投ぜられて居るから従來はキューバに紛擾發生する毎に軍艦を派遣し、兵士を上陸せしめて屢々干涉を行つたのである。一九三三年の動亂に際しても實は米國政府は軍艦を派遣し、號令一下活動の準備をなしたのではあつたが、終に忍耐して干涉に至らなかつたのみならず、一九三五年プラット・アmendメントを廢棄し、キューバに對する干涉權を放棄したのである。

又ルーズヴェルト大統領はハイチから米國水兵を撤退せしめ、米國人に依るハイチの財政管理をも終了せしめたのである。その他中米諸國に對する従來の態度を改め、大いにラテン・アメリカの人心を緩和し北米に對する危懼の念を除去した。

されば一九三三年のモンテヴィデオに於ける第七回汎米會議に於ては會議開催直前まで對米反感強く、會議の劈頭から米國に向つて軍事上及び經濟上の干涉中止を要求する決議案が提出せられるといふ有様であつたが、米國代表ハル國務長官は米國の不干渉主義を説明し、且つ會議を通過した「何れの國家も他國の内政に干涉すべからず」と云ふ決議に快く署名し、同時に「米國政府は他國の主權及び内政に干涉することに反對する。何れの政府もルーズヴェルト大統領治下の合衆國より干涉を受けることを憂ふるの必要なし」と聲明したので、茲に空氣は一變し、ラテン・アメリカ諸國は大に安心

して右の聲明を歓迎し、米國は醜然従來の干涉政策を放棄したものであると見るに至つた。これは米國外交の成功である。小兒に藥を吞ませるのに、強力を以て口を割つて注ぎ込むのは軍國的であり、オブラートに包んで吞ませるは外交的である。

### 第九節 結 論

ルーズヴェルト大統領は其の後益々善隣政策を實行してラテン・アメリカ諸國の懐柔に努めたが、チャコ紛争も一段落を告げ、汎米思想も近來にたく濃厚になつたので、この機を逸せず會議を開いて一層汎米の結束を固め、兩米大陸に於ける米國通商の基礎を鞏固にし、併せて來るべき選舉戦に於て國內多數平和主義者の投票を獲得する目的を以て、特別汎米會議の開催を提唱するに至つたものと察せられる。

南米諸國提案の議題中にあつたアメリカ平和機構又はアメリカ國際聯盟の組織といふことは従來の會議に於ても常に問題となつたのであるが、米國としてはアメリカ國際聯盟の如き團體の出來ることは痛し痒しである。何とならば之に依つてラテン・アメリカ諸國を結束せしめ、歐洲より離隔して米國の采配に従はしむることは出來ようが、同時にかかる團體に於ては小國が大國と平等の權利を持つ



ことになり、とかく小國の言論がうるさくなることは、壽府の聯盟に於て大國の經驗せる處である。故に餘り小國跋扈の機會を與へる様な平和機構は米國としては組織することを避けるであらう。

然らば米國は如何なる平和機構を組織せんとするのであるか。それは素より明かでないが、實はそんな問題は米國としては重要でないのである。従來の會議に於て既に多過ぎる程數多の平和條約が締結されて居る。此の上どんな條約を締結しようとするに依つて特に平和が確實になるとは思はれない。のみならず米大陸には現に格別平和を脅威する問題は存在して居ない。中南米の平和を紊すものは實は國家間の戦争に非らずして國內の革命である。内亂は條約の範圍外である。ルーズヴェルトが聲を大にして、平和、平和と叫ぶのは其處に目前に戦争がある譯でもなく戦争の脅威がある譯でもない。彼は之に依つて一種の催眠術を施さんとするのである。支那の商人は困難なる商談を始めんとする場合には、先づ客に向つて阿片をすゝめる。主客共に阿片を吸ひ、陶然たる氣持になつた時商談を始めれば、難かしい話もすらすらと纏まるのである。ルーズヴェルト大統領の平和論は支那商人の阿片の役目をなすものであつて、あらゆる機會に平和が論ぜられ、主客陶然となつた時分に商談に入り、徐々にラテン・アメリカに對する米國通商の發展策が講ぜられるのである。

## 第五章 太平洋會議

### 一、會議の由來

一九二五年七月米國一部有志の發起により、移民問題を中心議題とし、日、米、支、濠、ニュージーランド、加奈陀等の有志がホノルルに太平洋會議なるものを開き、我が國よりは澤柳政太郎博士を委員長として十四名の代表者が出席した。此の會議が有益であつたに鑑み、常設機關としてホノルルに太平洋問題調査會中央事務所を設置し、同時に各國にも夫々太平洋問題調査會を設置することが議決せられ、我が國に於ては大正十五年（一九二六年）二月遊澤子爵及び井上準之助の盡力により、太平洋問題調査會が設立せられた。

太平洋問題調査會の目的は太平洋諸問題を學問的態度を以て調査研究し、問題の根柢に横たはる事實を闡明し、各國に於ける太平洋問題調査會が互に協力して、諸國民間に理解を進めることである。其の性質は私的機關で、出席者は特定の團體の利益又は意見を代表せず、各一人の資格に於て會議に参加するのである。

第二回會議は一九二七年再びホノルルに於て支那問題を中心として開かれ、第三回は一九二九年



(昭和四年)京都に於て、滿洲問題を中心議題として開催せられた。此の時は滿洲事變勃發前であつたが、松岡洋右が滿洲問題に就き支那代表と論戰を試み、注目を惹いた。

第四回は一九三一年上海に於て支那問題を討議し、第五回は一九三三年加奈陀パンフに於て國際經濟問題を議題として開催せられた。

我が國の太平洋問題調査會は最初の理事長井上準之助が昭和四年(一九二九年)藏相就任に際し、政府の役人に就任したるの理由を以て、各國の先例に従ひ、理事長を辭し、新渡戸稻造博士と更迭した。同博士が一九三三年加奈陀に客死して以來暫く理事長は缺員であつたが、昭和十年(一九三五年)十二月同會は日本國際協會に併合せられ、従つて日本國際協會々々長石井子爵が太平洋問題調査會を主宰することゝなつた。

### 二、第六回會議の出席者

第六回會議は米國加州ヨセミテに於て一九三六年八月十五日より、二週間に亘つて開催せられた。今回の會議に對しては各國共力瘤を入れて居たが、我が國に於ても太平洋問題調査會が日本國際協會に併合せられ、強化せられた爲め、從來よりも有力な代表者を出席せしめることになり、各代表者は出發前より熱心に會議に對する準備を整へ、大なる意氣込みを以て之に望んだ。それは今回の會議に

於ては政治問題に就ても經濟問題に就ても、日本が論戰の中心となることが豫想されたからである。

今回の參加國は日本、濠洲、加奈陀、支那、和蘭及び蘭印、ニュージールランド、フィリッピン、英國、米國、布哇、佛國、蘇聯の十二箇國である。

右の外國國際聯盟、國際勞働局及び國際學藝協力委員會から各一人づゝ出席し、代表者總數一三六六人、事務員其他合せて二七四名に達した。各國有力代表者の顔振れを示せば左の通りである。

日本	山川 端 夫(團長)	貴族院議員 日本國際協會副會長	高橋 龜 吉	高橋經濟研究所長
	芳澤 謙 吉	貴族院議員	長 倉 義 親	滿鐵紐育出張所長
	坂西利八郎	貴族院議員	田 村 幸 策	外交協會主事
	上田貞次郎	商大教授	濱 野 恭 平	日本綿花調査部長
	大島 堅 造	住友銀行重役	尾 崎 秀 實	東亞問題調査會
	金 井 清	滿鐵審査役	市 橋 倭	スタンフォード大學教授
	鶴見 祐 輔	代議士	牛 場 友 彦	日本國際協會員
	高柳 賢 三	帝大教授	山 形 誠 一	同
	那 須 皓	帝大教授		
	支 那			



胡適(團長) 北京大學文學院々長  
 張 彭 春 南開大學教授  
 陳 榮 捷 嶺南大學教務長  
 許 仕 廉 燕京大學教授  
 張 忠 駿 北京大學教授  
 朱 友 漁 聖約翰大學教授  
 其他合計十六名

英 國

A.V.アレキサンダー(團長) 労働黨代議士  
 サイ・ケネス・ウイグラム 陸軍大將  
 元海軍大臣  
 元印度司令長官  
 バーナード・エリンジャー 元ランカシャ實業家  
 アーチバルド・ローズ 銀行家 極東通  
 A.H.テラー 海軍大將  
 スネル卿 上院労働黨首領  
 其他合計十七名

米 國

C.L.オルスバーグ スタンプオールド大學 食糧研究所理事  
 シヤールンベルグ 労働組合幹事  
 ニュートン・ベーカー 元陸軍卿  
 チェスター・ローウエル 桑港クロニクル紙編輯長  
 ライマン・ウイルバー 元内務卿  
 スタンプオールド大學總長  
 T.A.ピツソン 紐育外交協會調査部長  
 キンシイ・ライト 市俄古大學教授  
 其他合計三十八名  
 加 奈 陀

ニュートン・ラウエル(團長) 元英國內閣々僚  
 R.C.ワレリス クイン大學學長  
 トロント法律家  
 J.W.デホー マニトバ大學總長  
 E.J.タール モナーク生命保險會社々長  
 元巴里講和會議全權  
 其他合計十八名

佛 國

アルベール・サロー(團長) 元總理大臣  
 エチアンヌ・デンネリー 外交協會幹事長  
 其他合計四名

右の外濠洲からは團長として、元ヴィクトリア州鐵道大臣エツグルストンが出席した。

三、第六回會議の議題

ヨセミテ會議の議題はバンフ會議に結論を與へる意味を以て「太平洋諸國に於ける經濟政策の目的と結果」なる總題目を掲げた。この總題目を更に五つに分ち、其の各々を更に數十の題目に分ち、之を豫め各國委員會に提示して研究せしめたる上、會議を開いたのである。

左に各題目に付主要討議事項を列擧する。

第一米國復興政策の國際的意義に就て

(イ)ルーズヴェルト政権は極東政策を修正せんとしたか

(ロ)米國が其の對日・支・蘇・比等の貿易整調の爲めに採りたる各種措置の效果如何



(ハ)米國の通貨政策は太平洋諸國に如何なる影響を與へたか、特に銀政策の支那に對する影響如何  
(ニ)ルーズヴェルト政權の通商政策は依然支那市場を以て日本市場よりも同國經濟的發展に必要なものと認め  
るか

(ホ)比島に於ける陸海根據地保有の意義如何

(ヘ)米國は太平洋に於ける如何なる政治的・經濟的調整案に参加するか

第二日本の經濟的發展に就て

(イ)日本の通商進出に依り太平洋諸國は如何なる經濟上の脅威をうけたか

(ロ)日印、日蘭、日加通商交渉及び日本が滿洲、北支那の門戸閉鎖せりとの苦情等の諸問題に於て具體的なる利

害關係如何

(ハ)日本は如何なる程度迄外交、軍事上の威壓を加へ以て支那の關稅引下を爲さしむるか

(ニ)日本の滿支市場への發展は他の世界市場に於ける日本競争力の緩和となりたるか

(ホ)日印、日加等の通商交渉の成果に鑑み、如何なる通商上の協定が日本との場合に可能であるか

(ヘ)日本と、バーター制で行く場合、どの國或は如何なる商品との間に協定が可能であるか

第三蘇聯邦の經濟開發及び國民政策に就て

(イ)蘇聯邦の極東地方工業化は太平洋諸國との貿易關係に如何なる影響を與へるか

(ロ)蘇聯邦の産業開發が他國の經濟的利益に資したるか

(ハ)蘇聯邦の亞細亞方面に於ける工業化の國際的影響及び國際的意義如何

(ニ)蘇聯邦の經濟政策の國際的意義及び影響如何

(ホ)米蘇復交は太平洋に於ける政治的均衡に如何なる影響があつたか

(ハ)蘇聯邦に對すべく日獨間に同盟若くは諒解の成立を云々するものがあるが其の證據があるか、斯かる提携の成  
立する場合の英米の態度如何

(ト)蘇聯邦の勢力増大は如何なる程度迄世界平和確保に資し得るものと考へらるるか

(チ)日蘇間國境委員會及び兩國間不侵略條約の不成立は何に起因するか

(リ)日蘇漁業紛争の解決の爲めに如何なる方法が採用されたか

第四支那の經濟的・社會的再建に就て

(イ)支那の經濟的・社會的再建は極東の外交關係、支那に於ける外國貿易及び外國投資に關聯し如何なる廣汎な  
る國際的意義を有するか

(ロ)米國の通貨政策が支那の再建工作を妨害若くは援助した程度如何

(ハ)列國の對支援助に日本が反對の態度を執る理由は何か、日本は如何なる方面に於て支那經濟再建に参加する  
か

(ニ)日本は北支那に於て軍事行動を必要とせず如何なる程度迄其の經濟上の要求(棉花の如き)を達成し得る  
か

(ホ)國民政府の再建計畫は治外法權、外國租界、並に外國銀行の存在に依り如何なる程度の妨害を受けたか  
第五太平洋に於ける政治的・經濟的調整策に就て



(イ)太平洋諸國特に日・英・米三國に通商協定を成立せしめる場合、如何なる形式のものが最適であるか、二國間協定で書いて行くか、多邊的のものにするか

(ロ)前記三國間に通貨安定を計らんとすれば如何なる工作を必要とするか

(ハ)對支經濟援助の爲めの金融機關設立の可能性ありや

(ニ)平時及び戦時に於ける太平洋諸國の原料取得に就ての地位如何特に日本の原料取得要求は如何なるものであるか

(ホ)太平洋に集團保障制度を確立し得る望みあるか、斯かる制度に對する各國の態度如何

(ヘ)集團保障制度以外の方法にて、如何なる形式の國際機構(政治的若くは經濟的のもの)が太平洋の平和的變化に處して有効適切であるか。斯かる機構は聯盟下に之を置くべきか或は地方的のものとするか

(ト)地方的平和機構の集團行動に於ける弱點を回避し得るか、地方平和機構の聯盟に及ぼす影響如何

(チ)太平洋に新平和機構が存在し、之が侵略國に對し制裁を發動し得る場合を想定する時、經濟、金融、軍事、其他如何なる制裁方法が太平洋なる領域に有効に適用されるか

#### 四、日本に對する非難と辯駁

日本の問題が議論の中心となつたことは今回の會議の一特質であつた。議論の中心となつたと云ふよりも、攻撃の中心となつたと云ふ方が更に適切である。會議の空氣は始め日本に對し極めて險惡であつたが、日本代表の奮闘によつて後には其れが大いに緩和されたことが認められた。

日本に對する攻撃の主なる點は、最近日本の行動即ち政治的進出及び經濟的發展の背後に或一つの動機があると云ふのである。即ち政府が一定の計畫を樹て、之に基いて、一方には通商を發展せしめ、他方には政治的の進出を行ふのであると云ふに在り、日本人としては思ひもよらぬ疑惑であつた。左にその攻撃及び日本代表の爲した辯駁の要點を摘記する。

一、日本は貿易の利益を以て軍事費を支辨して居る。

前回のバンフに於ける第五回會議の際は、日本の貿易は不正競争である。ソシアル・ダンピングであるとの非難が行はれたが、今回の會議に於ては、之等の點は既に了解せられたと見え、餘り問題とならなかつた。其の代り前記の如き日本は軍事費を支辨する爲めに貿易を發達せしむるのであると云ふ非難が行はれた。之は日本人にとつては馬鹿げ切つた非難であるが、同時に思ひがけない非難である爲めに、日本の代表も適切明快な反駁に苦しんだ如くである。我が代表は「日本の貿易が利益を目的とすることは他國のそれと何等異なる所がない。日本の軍備は國防の必要に應ずるもので、貿易の發展と不可分の關係にあるものでない」と當然のことを述べて辯解したが、先入主となつて居る外國人の蒙を開くには力が弱かつた憾がある。

二、日本は農民を犠牲として貿易を發達せしめて居る。

農村の疲弊といふことは日本國內に於ても問題であつたが、日本國內の議論は之に輪をかけて外國に傳へられ、日本は農民を搾取して居ると云ふ非難が此の會議に於て加へられた。之に對して日本の農村の不況は事實には違ひないが、亞米利加の農村程甚だしくない、而して日本では官民擧つて農村の救済に努力し、種々の手段が講ぜられ



て居ることを具體的事實によつて示し、一般の了解を得た如くである。

三、日本の貿易の發展は余りに急速で且つ品物が安過ぎ、諸外國殊に英國の産業を混亂せしめる。

右に對し我が委員は日本では昭和五六年の大不況の際犧牲を拂つて産業界の立直しを敢行した。その立直し工作が丁度出来た時に、偶々世界的の影響を受けて金の輸出禁止をなさなければならぬこととなり、圓安の關係から貿易が一時に進展したのである。之が爲めに特に農民を搾取したのでもなく、労働者の生活程度を低めたものでもなく、又軍費を捻出する爲めの計畫でもなかつたことを説明した。米國の委員中には日本の意見に賛成し、一國內に於ても或る製造業者が優秀の機械、獨特の經營組織に依り良品を安く造り出すと、他の舊態依然たる會社は競争に負けて悲鳴を擧げる。之は國內に於ても見る現象で、日本の産業と競争出来ないからとて英國が日本を攻撃するのは不當であると、英國に對し反駁を加へ、日本の廉價良質品の貿易を一層増進すべきであると全然日本の肩を持つ議論をしたものがあつた。

要するに日本の通商進出問題に就ては始めは種々の議論もあつたが、結局各國人とも我が立場を了解するに至つた如くであつた。

四、政治問題に就て先づ米國外交政策協會のピツソン及び支那團長胡適が日本攻撃の演説を試みた。兩氏の演説は滿洲問題から上海事件に及び、それから天羽聲明、多田聲明等を引出し、「天羽聲明では日本は東洋の主人として支那に對し勝手に振舞はんとするのであり、多田聲明に依れば、蔣介石を打倒しなければ日支親善は出来ない」と言つて居るとて、旺んな毒舌を振り、非常に總會の空氣を悪くした。

右に對し日本側は其の翌日臨時總會を開かしめ、芳澤代表が立つて之に應酬し、滿洲事變の起源から説き起し、

日本の行動が全部正しいとは云はないが、支那の行動も常に正當ではない。然るに支那人は何れの國際會議に於ても、常に日本を攻撃すれば良いといふ様な態度を以て臨んで居る。其れでは日支關係の改善せらるゝ余地は無いではないかと支那人を窘め、日支間の惡感情を匡正するには相當の時日を要する、日支問題は現在の事實を基礎にして處理しなければならぬと述べたが、この演説の爲め會議の空氣は我が國に對し非常に好轉した。

五、北支問題に關する非難に就ては、我が委員は、滿洲國に境を接する處に、滿洲國を擁護はし、滿洲國轉覆の陰謀を計畫する政權があつては、日本は黙視することが出来ない。それでこの地方に日本に理解ある支那の政權が樹立された場合に、之に對し日本が好意的の態度を以て臨むのは當然であると説いた。

六、北支密輸入問題に就き支那側は其の實況に關し、ノース・チャイナ・デイリー、ニュースに出た記事を參考資料として後から提出し、日本に對し非常に非難を加へた。之に對し日本委員は北支の密輸入は支那が支那人の必需品に對し、無暗に關稅を高くした結果である。北支許りでなく、支那の國境到る處に密輸入が行はれて居るのは其の爲めであると辯駁した。尤も之が爲め影響を蒙るものは、支那政府許りでなく、我が正當の商人も損害を蒙つて居るので、それ等から我が政府に陳情して居る事實もあることを附加へた。

七、軍備問題に就ても議論があつたが、之に對し我が委員は日本の軍費が非常に多いと云ふが、我が陸軍の増加した經費は新兵器を作ることが主である。ヨーロッパ諸國は世界大戰の時、新しい兵器を造り、同戰爭で兵器は著しく進歩したが、日本は從來改良を行はず遅れて居たから、現在の國際情勢に鑑み、此の頃新兵器の充實に着手したのである。又海軍に就ては日本は條約から脱退したが、政府の聲明によれば、製艦競争をやる考は無いと言つて居る旨を明かにした。



八、蘇聯關係の問題に就て、諸國代表は蘇聯に對し、可成り同情的の態度を示し、日蘇關係に就て日本は何故に不侵略條約を結ばないかを質問した。

之に對し日本委員は日本政府の意見に依れば、日蘇間の諸懸案を解決した後に、不侵略條約を考量する方が良好と云ふ考へであると説明した。之に對し、其れは本末顛倒であつて不侵略條約を結んだ後に、懸案の解決にかゝつた方が良好ではないかとの反駁論もあつたが、それは意見の相違で仕様がな、日本政府としてはさう考へないものであると述べた。

九、太平洋政治機構の問題に就て、最近日本の異常なる躍進、蘇聯の極東進出等に依つて、國際聯盟規約も華府條約の機構も、今日その儘東洋に適用出来なくなつた。華府機構の中心點である九ヶ國條約の効力も疑はるるに至り、未だ消滅しないとしても、その改訂を必要とすることは一般の認める處となつた。

其處で今後如何にすべきやの問題に就き、英佛委員は、集團保障制度の必要を説いたが、日本委員は、集團保障制度には必ずしも反對でないが、先づ考慮すべきことは現實の形勢を基礎とすべきこと、及び形勢の變化に適應する制度を設けることである。英國側の考は地方的協定を作り、之を國際聯盟にリンクさせようといふのであるが、日本は國際聯盟を脱退して間もないことであるから、日本國民の心理では右の英國案に同意することは困難であると思はれる。又東洋の地方的協定を結ぶとして、英國は之にも参加する考とすれば、英國は世界各方面の地方的協定に加入することになり、英國のみに餘り都合が良過ぎるではないかとの議論もあつた。

十、最後に所謂ビースフル・チエンチの問題が起つた。之は人口問題、原料問題等所謂「持たざる國」の當面する問題を各國の話し合によつて平和的に解決しようといふ提案である。

日本の人口問題に就てはパンフ會議に於て上田博士の論文が發表せられて世人の注意を惹き、それが今回の會議に於ても引用せられ、原料問題や市場問題に及んで議論せられたが、日本の如き原料の少ない、市場の狭い國に對しては、何とか満足を與へる方法を講じなければならぬことを各國委員が認めた。瀛洲のエツグルストンは最後の總會に於て「平和的變化」を強調し、變化が平和的に行はるる爲めには「持てる國」が任意に犠牲を拂ふの覺悟あることを必要とする論じ、更に太平洋問題に及び日本は人口を養ふ爲めに外國市場を要するが、外國が之を閉鎖すれば、勢ひ最も抵抗の少ない方面即ち支那に向ふの外はない。之が現下の太平洋に於ける情勢である。歐米諸國が太平洋に於て、小さな利益を持つて居るからと云つて、太平洋にヴァイタル・インテレストを有する國民の主張を妨げてはならぬと論じた。